



令和7(2025)年版
呉市の男女共同参画に関する年次報告
(本編・概要版)の発刊について

標記について、本編及び概要版を作成しましたので情報提供します。

1 年次報告（本編）

- 第1部 呉市の男女共同参画の現状
- 第2部 呉市の男女共同参画施策の実施状況
- 第3部 資料編

2 年次報告（概要版）

- I 「第4次くれ男女共同参画基本計画」の体系
- II 呉市の男女共同参画の現状
- III 呉市の男女共同参画施策の実施状況（令和6年度の主な取組）
- IV 「第4次くれ男女共同参画基本計画」の指標と現況値・目標値

令和 7 (2025) 年版

呉市の男女共同参画に関する 年次報告

呉 市

男女共同参画の実現を目指して

少子高齢化の急速な進展や人口減社会の到来、経済環境の変化により、社会は大きな転換期を迎えています。これからの時代を豊かで活力ある確かなものとしていくためには、様々な社会的基盤や資源を活用するとともに、その質的向上に向けた取組が不可欠です。

このような状況下で、男女が互いの人権を尊重しあい、一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、21世紀のわが国の最重要課題とされています。

呉市では、平成13年12月に、「くれ男女共同参画推進条例」を制定し、市民や事業者と共同しながら、積極的に施策を推進しています。

また、令和7年4月には、「呉市人口戦略対策本部」を設置し、令和8年3月に、人口減少対策につながる「呉市人口戦略プラン」を策定しました。このプランでは、人口減少を穏やかなものにするとともに、魅力あるまちづくりのための3つの柱を立てており、その内の一つとして「若者や女性にとって魅力的な雇用の創出と働きやすい環境の整備」を位置付けています。

その取組の一環として、令和7年度から働く女性の声を収集し、地域におけるジェンダーギャップ^{※1}やアンコンシャス・バイアス^{※2}の解消に向けた働く女性を対象とした連続ワークショップに取り組んでいます。また、令和8年度には、このワークショップの内容を提言書として取りまとめ、経済団体を通じて市内企業へ働きかけを行ってまいります。

本書は、呉市における男女共同参画の現状、令和6年度に本市が取り組んだ施策の実施状況などを条例に基づく年次報告書としてとりまとめたものです。一人でも多くの方にご覧いただき、男女共同参画社会の実現に向けての理解と関心を深めるよい契機として、広く活用していただきたいと願っております。

令和8年3月

呉市 市民部 人権・男女共同参画課長

※1 賃金格差や雇用機会の不平等、教育の機会の差など、男女の性差によって生じる格差

※2 無意識の偏見や思い込み

「令和7(2025)年版 呉市の男女共同参画に関する年次報告」について

1 くれ男女共同参画推進条例に基づく報告書

本書は、「くれ男女共同参画推進条例（平成13年12月21日施行）」第9条に基づき、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにするために作成した報告書です。

2 本書の構成

第1部 呉市の男女共同参画の現状

本市の男女共同参画の現状について、人口などの「基礎データ」と、「第4次くれ男女共同参画基本計画」の領域毎に、各種統計・調査のデータをもとに、グラフや表を用いて解説しています。

第2部 呉市の男女共同参画施策の実施状況

本市の男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにするため、「第4次くれ男女共同参画基本計画」の体系に基づき、事業の実績（事業内容、成果、予算額等）について記載しています。

また、「第4次くれ男女共同参画基本計画」の指標にかかる令和6年度の現況値を取りまとめています。

第3部 資料編

「くれ男女共同参画推進条例」等の各種資料を掲載しています。

- * グラフ・統計資料は、特に注釈のない限り、本市のデータを示しています。
- * グラフ・統計資料の数字は、平成15年4月1日に下蒲刈町、平成16年4月1日に川尻町、平成17年3月20日に音戸町、倉橋町、蒲刈町、安浦町、豊浜町、豊町と合併をしたため、原則として基準期日が合併日以前のものについては旧町分は含まれず、合併日以降のものについては含まれています。
- * グラフ中の割合（%）は、小数点第2位を四捨五入して算出しているため、合計が100%を上下する場合があります。

計画の体系と内容

領域

I

仕事と暮らしの充実

関連するSDGsの目標



【基本方針1】

誰もが安心して自らが望む働き方にチャレンジできる環境づくり

施策

- (1) 子育てや介護に対する支援
- (2) 仕事と暮らしの両立支援
- (3) 多様な働き方を可能にする環境整備

【基本方針2】

働く場において女性がその力を発揮することができる環境づくり

施策

- (1) 女性のエンパワーメントの支援と人材情報の提供
- (2) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- (3) 働く場における女性の活躍の推進

女性活躍推進法 第6条 第2項に基づく市町村推進計画として位置付けます。

【基本方針3】

個人生活の充実による多様な暮らし方の実現

施策

- (1) 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の広報・啓発の推進

令和5年1月20日 市長は「イクボス宣言」を行いました。

領域

II

男女共同参画の意識づくりと人権の尊重

関連するSDGsの目標



【基本方針1】

性差に係る固定的な意識の解消

施策

- (1) 広報・啓発による理解の促進と相談機能の充実
- (2) 男女共同参画を推進する学習の支援
- (3) 性の多様性の理解と尊重

【基本方針2】

主体的に仕事やライフスタイルを選択する意識の醸成

施策

- (1) 男女共同参画の視点に立った教育の推進

領域 Ⅲ

安心して暮らせる 環境の整備

関連するSDGsの目標



【基本方針1】

配偶者等からの暴力の
防止と被害者への支援

呉市DV防止基本計画（配偶者暴力防止法 第2条の3 第3項に基づく市町村基本計画）として
位置付けます。

施策

- (1) ドメスティック・バイオレンスの防止対策の推進
- (2) 被害者への支援・相談体制の整備

【基本方針2】

誰もが健康で安心して
暮らせる環境づくり

施策

- (1) 生涯を通じた健康づくり支援
- (2) 困難を有する人への男女共同参画の視点に立った支援

領域 Ⅳ

性別にかかわらずともに 参画する地域社会の形成

関連するSDGsの目標



【基本方針1】

政策・方針の立案および
決定過程における
多様な意見の反映

施策

- (1) 市の政策・方針決定過程への女性の参画を拡大
- (2) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

【基本方針2】

地域づくりへの
男女共同参画拡大

施策

- (1) 地域団体等の方針決定過程への女性の参画促進
- (2) まちづくりや防災・災害復興・環境の分野における男女共同参画の促進

目 次

第1部 呉市の男女共同参画の現状

1 呉市の基礎データ

(1) 呉市の人口	2
(2) 世帯の家族類型	3
(3) 進む高齢化	3
(4) 出生の動向	4
(5) 結婚・離婚・未婚	5

2 4つの領域に関する現状

<領域Ⅰ> 仕事と暮らしの充実

(1) 企業における育児休業・介護休業制度の状況	7
(2) 子育て支援	8
(3) 介護支援	9
(4) 男女の異なる働き方	9
(5) 男女の賃金	10
(6) 職場における男女共同参画	11
(7) 地域活動・市民活動への参画状況	12
(8) M字型を示す女性の労働力率	14
(9) 女性の雇用者数と割合	14

<領域Ⅱ> 男女共同参画の意識づくりと人権の尊重

(1) 固定的性別役割分担意識	15
(2) 学校種類別進学率と大学の学科別男女比	16

<領域Ⅲ> 安心して暮らせる環境の整備

(1) ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者への支援	17
(2) ストーカー事案の対応状況	18
(3) 女性相談の状況	19
(4) セクシュアル・ハラスメントの防止	19
(5) 生涯を通じた女性の健康づくり	20

<領域Ⅳ> 性別にかかわらずともに参画する地域社会の形成

(1) 参画機会の現状(国際比較)	21
(2) 呉市議会への女性の参画	22
(3) 行政への女性の参画	22
(4) 呉市立学校の教諭及び管理職に占める女性の割合の推移	24
(5) さまざまな分野における男女の地位について	25
(6) 男女の家事時間	25

第2部 呉市の男女共同参画施策の実施状況

1 令和6年度の主な取組

(1) 呉市男女共同参画週間事業	28
(2) くれ男女共同参画セミナー	28
(3) DV防止啓発	29
(4) 男女共同参画に関する企業の取組状況調査	29

2 「第4次くれ男女共同参画基本計画」の施策の実施状況

領域Ⅰ 仕事と暮らしの充実

基本方針1 誰もが安心して自らが望む働き方にチャレンジできる環境づくり	30
基本方針2 働く場において女性とその力を発揮することができる環境づくり	35
基本方針3 個人生活の充実による多様な暮らし方の実現	37

領域Ⅱ 男女共同参画の意識づくりと人権の尊重

基本方針1 性差に係る固定的な意識の解消	38
基本方針2 主体的に仕事やライフスタイルを選択する意識の醸成	41

領域Ⅲ 安心して暮らせる環境の整備

基本方針1 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援	42
基本方針2 誰もが健康で安心して暮らせる環境づくり	44

領域Ⅳ 性別にかかわらずともに参画する地域社会の形成

基本方針1 政策・方針の立案および決定過程における多様な意見の反映	50
基本方針2 地域づくりへの男女共同参画拡大	52

3 「第4次くれ男女共同参画基本計画」の指標と現況値・目標値

第3部 資料編

第4次くれ男女共同参画基本計画の策定の主な経過	56
くれ男女共同参画推進条例	57
呉市男女共同参画都市宣言	60

第1部

呉市の男女共同参画 の現状

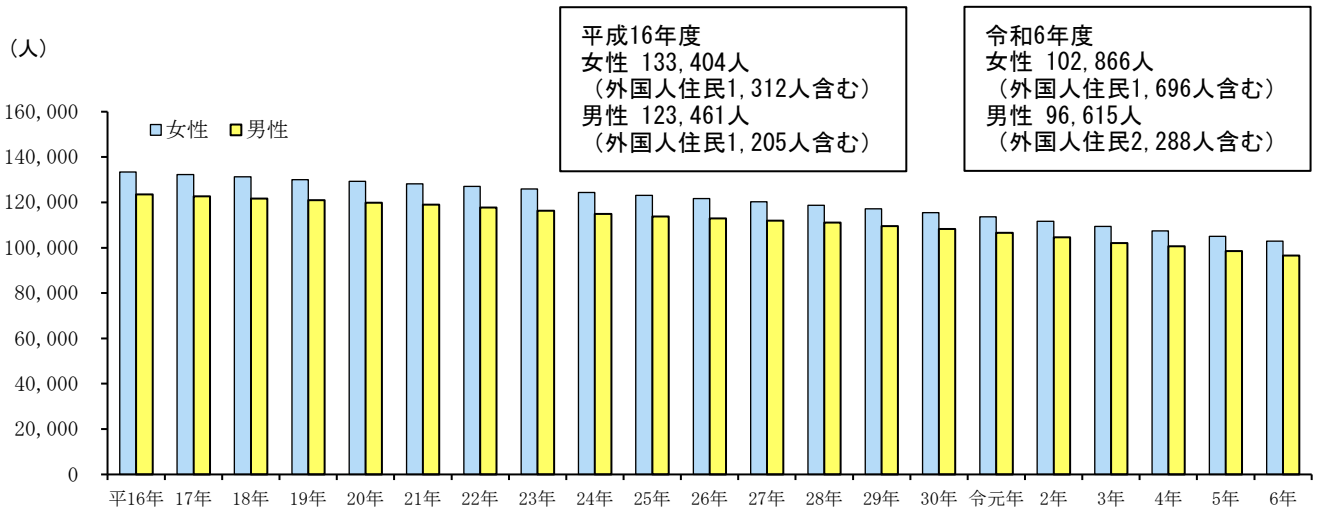
1 呉市の基礎データ

(1) 呉市の人口

①人口

呉市は、平成15年度に近隣1町と、平成16年度に近隣7町と合併し、その人口は平成16年度末に256,865人(うち外国人住民2,517人)に増加しましたが、令和6年度末には199,481人(うち外国人住民3,984人)まで減少しています。また、男女比では、女性の方が6,251人多くなっています。

◆図表1-1 人口(各年度末)

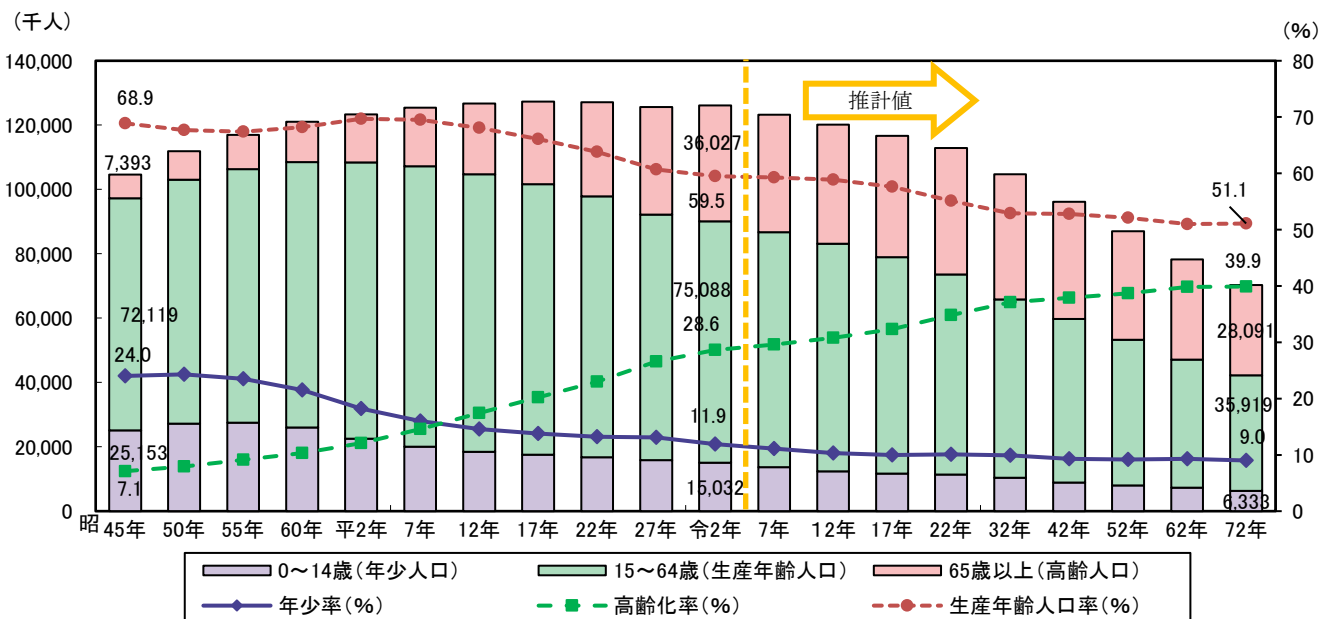


《資料:住民基本台帳,外国人登録法に基づく登録人口(令和6年度まで)》

【参考】

国の人口推計では、生産年齢人口が1995年(平成7年)をピークとして減少しており、今後、呉市は国や県と更なる連携を図り、女性の社会進出を支援するため家庭、職場、地域での子育ての各支援施策を強化し、女性が就労・子育て・家庭生活などで自己実現しやすくなるよう環境整備が求められています。

◇参考図表 我が国の人口構造の変化

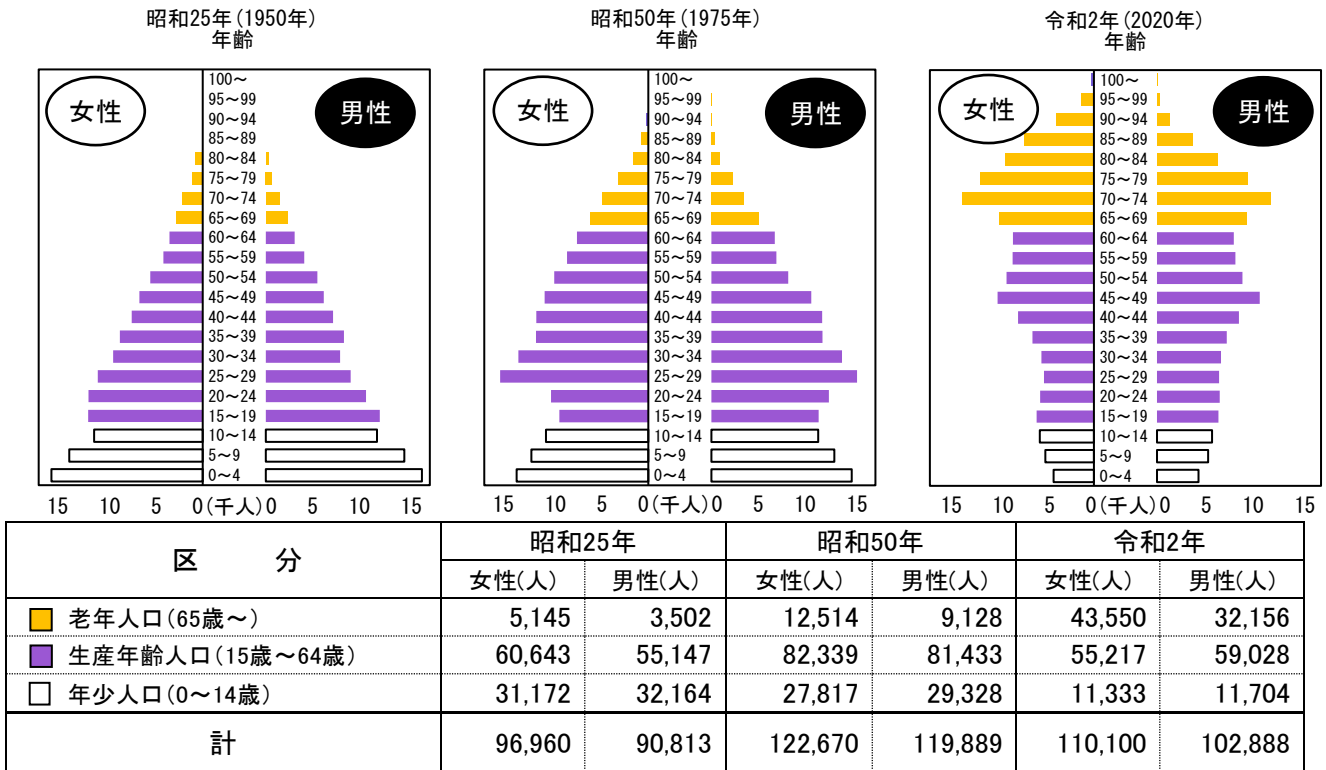


資料: 令和2年度総務省統計局「国勢調査結果」「我が国の推計人口」「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」

②人口構成ピラミッド

呉市の人口構成ピラミッドは、この70年で「ピラミッド型」から、70～74歳をピークとした「つぼ型」になっています。

◆図表1-2 年齢別（5歳段階）男女別人口構成

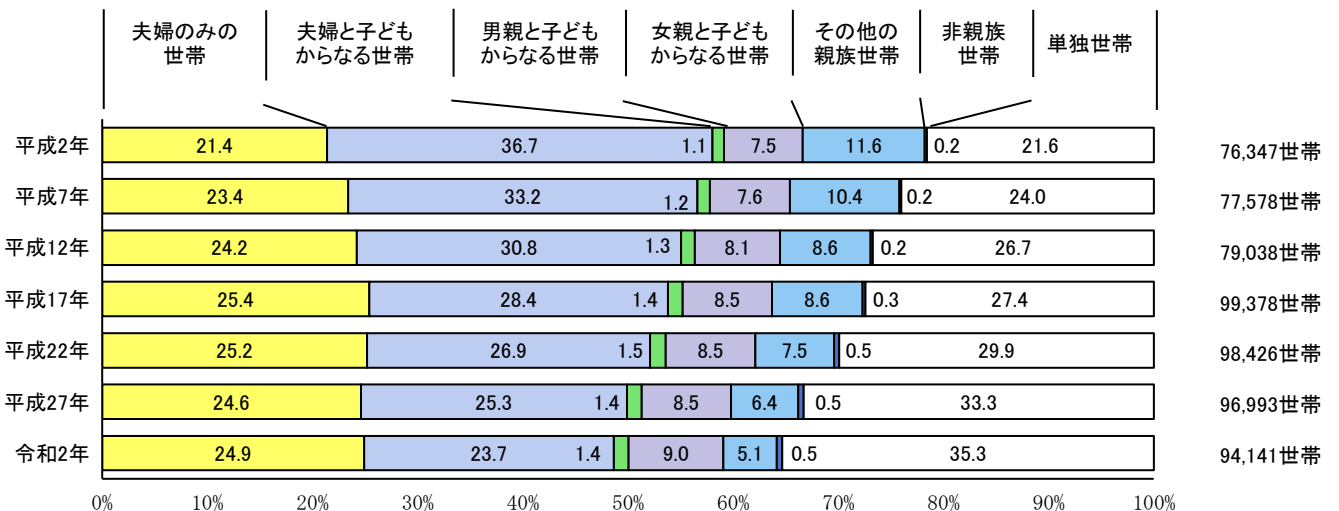


※年齢不詳を除く <<資料: 令和2年国勢調査結果(総務省統計局)>>

(2)世帯の家族類型

呉市では、単独世帯が年々増加し、夫婦と子どもからなる世帯が減少しています。

◆図表1-3 一般世帯の家族類型別割合の推移



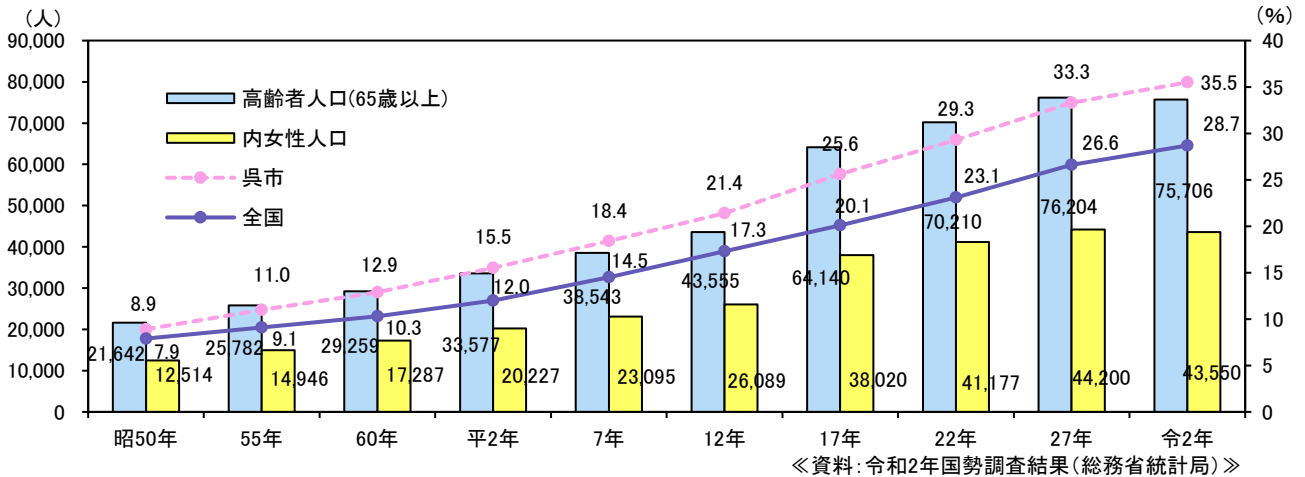
(3)進む高齢化

<<資料: 令和2年国勢調査結果(総務省統計局)>>

①高齢者人口及び高齢化率の推移

呉市の65歳以上の高齢者人口は年々増加し、令和2年には、人口に占める高齢者の割合(高齢化率)は35.5%となり、全国平均と比べ6.8%高くなっています。また、令和2年の高齢者人口では57.5%が女性となっています。

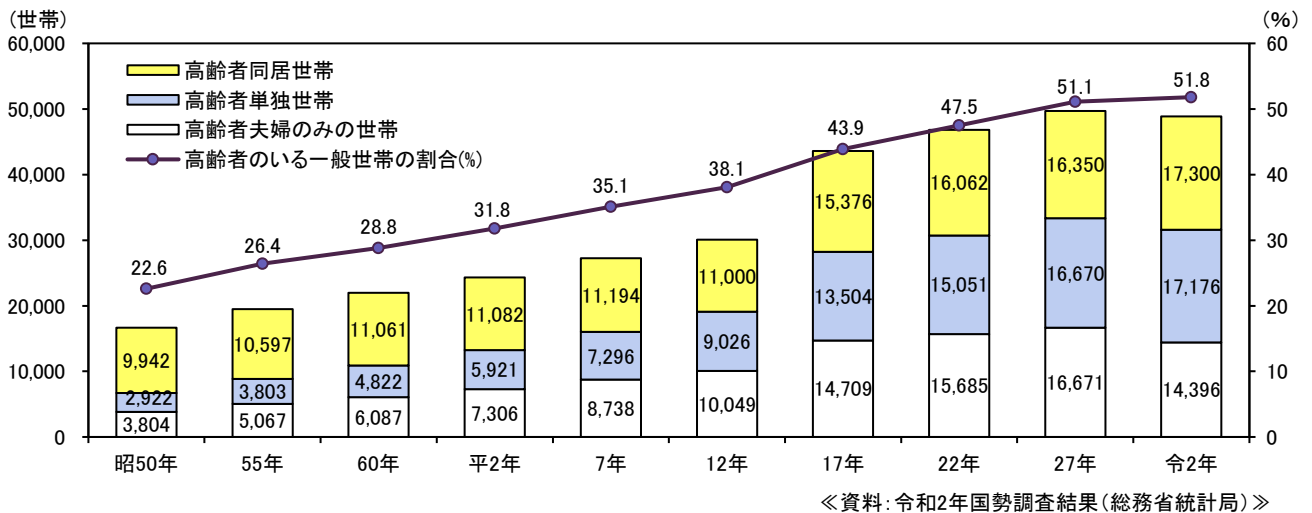
◆図表 1-4 高齢者人口及び高齢化率の推移



②高齢者のいる一般世帯数の推移

65歳以上の高齢者のいる世帯数は年々増加しています。

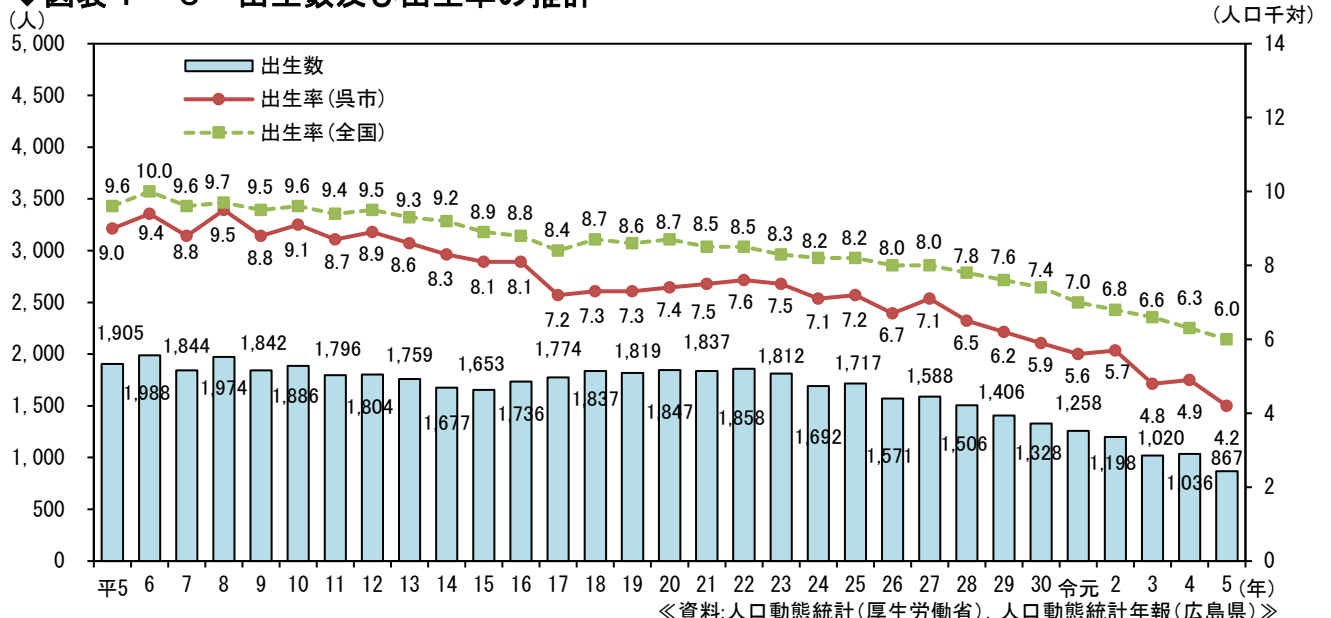
◆図表 1-5 高齢者(65歳以上)のいる一般世帯数の推移



(4) 出生の動向

①出生率の推移

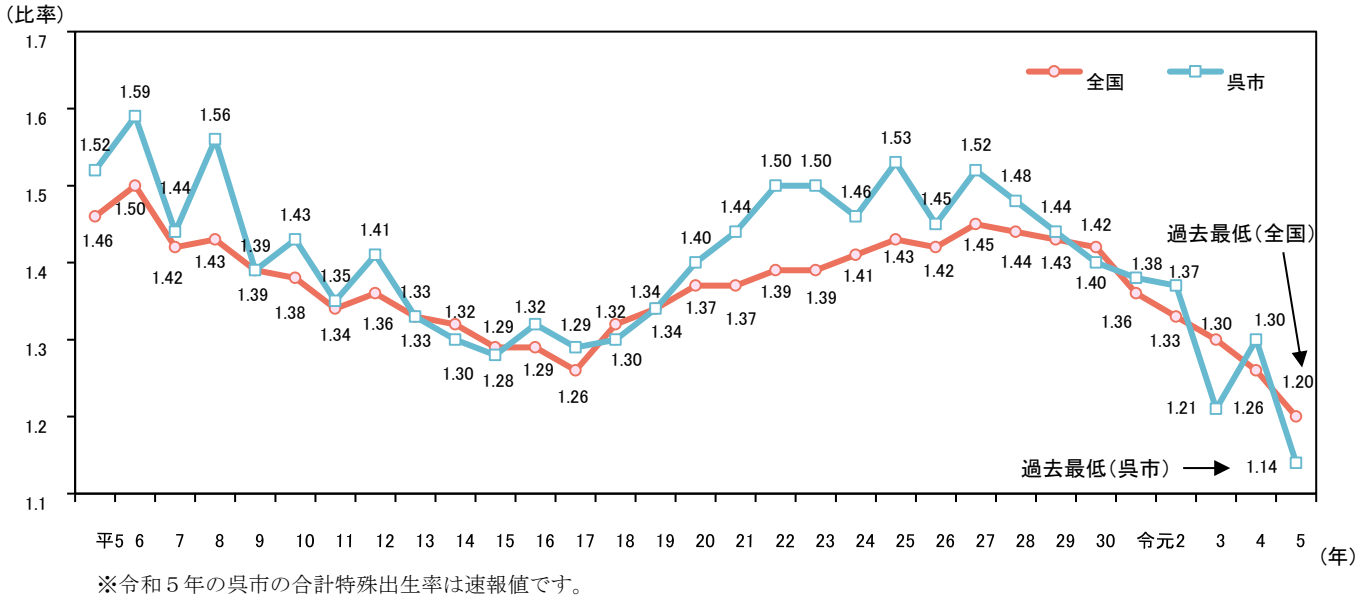
◆図表 1-6 出生数及び出生率の推計



②合計特殊出生率の推移

呉市の合計特殊出生率(一人の女性が一生に産む子どもの数の平均値)は、人口を維持するために必要と言われている2.07を大幅に下回る状況が続いています。

◆図表1-7 合計特殊出生率の推計



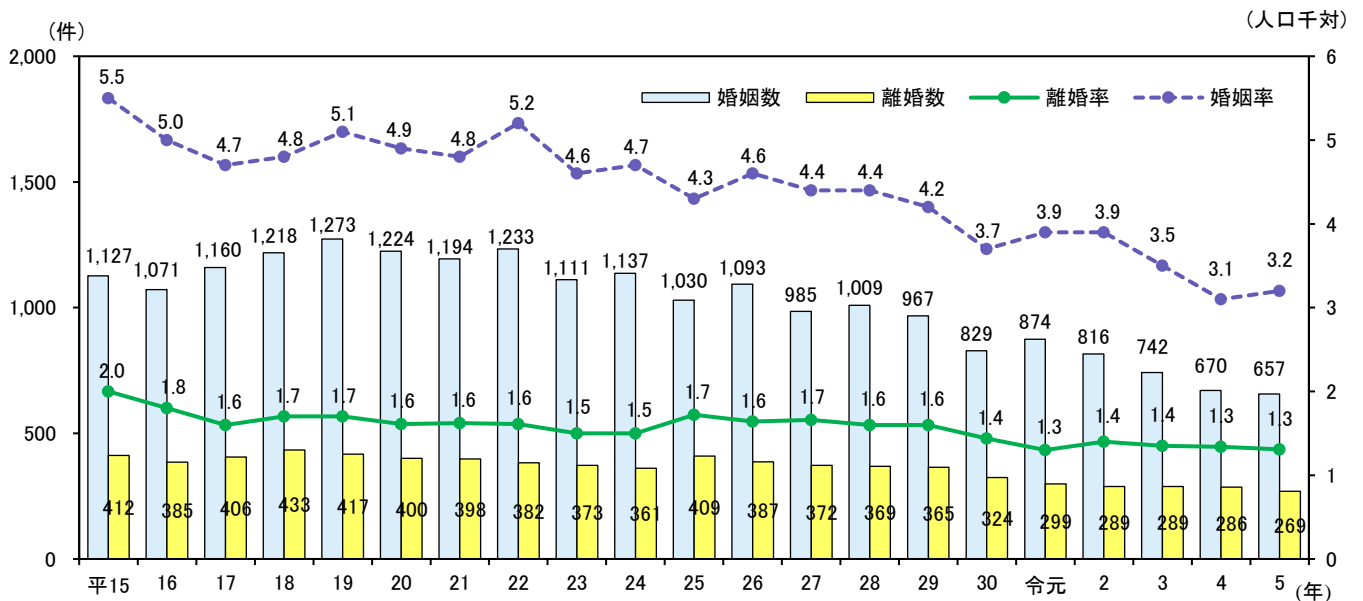
《資料:人口動態統計(厚生労働省), 呉市調べ》

(5)結婚・離婚・未婚

呉市の令和5年の婚姻数は657件、婚姻率(人口千対)は3.2となっているのに対し、離婚数は269件、離婚率(人口千対)は1.3になっています。

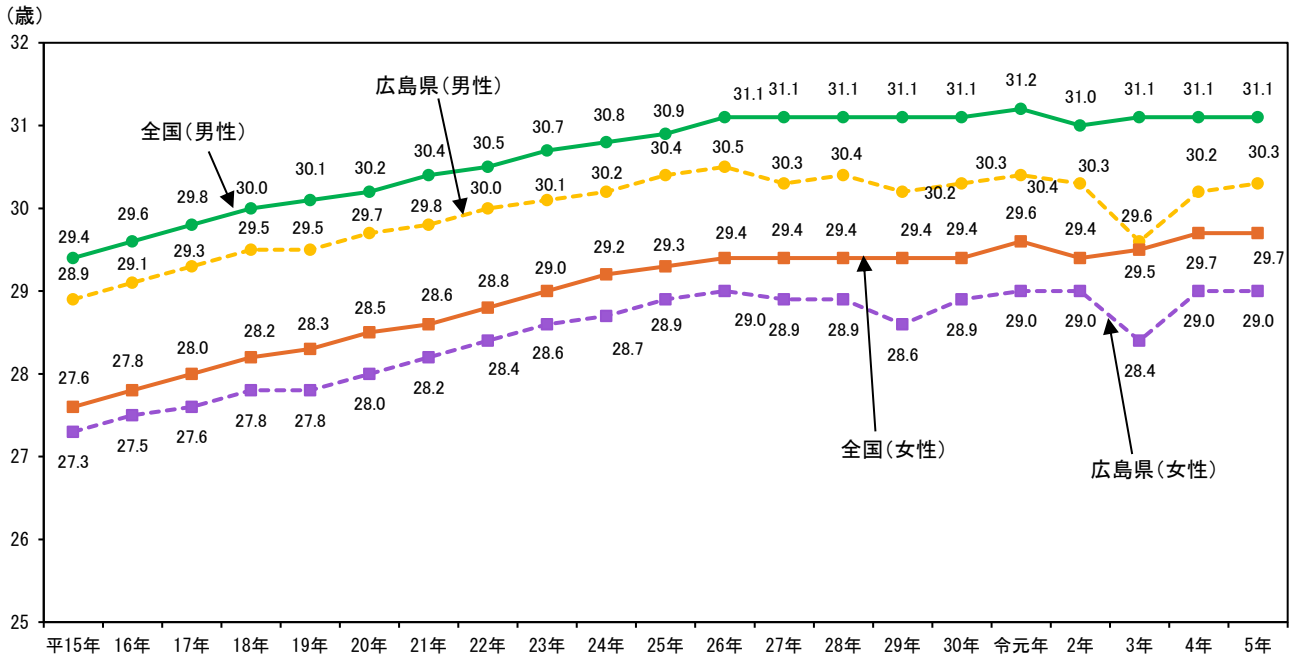
また、令和5年の広島県の平均初婚年齢は、男性は30.3歳、女性は29.0歳になっています。

◆図表1-8 婚姻数・離婚数及び婚姻率・離婚率の推移



《資料:人口動態統計年報(広島県)》

◆図表 1-9 平均初婚年齢の推移（広島県）

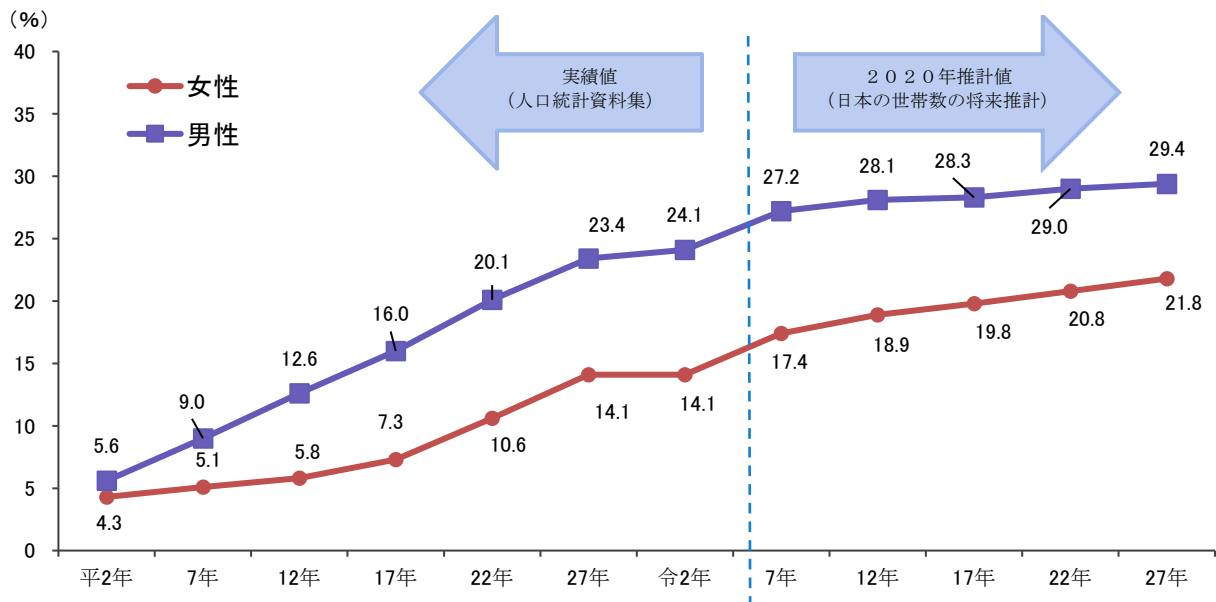


《資料:人口動態統計年報(広島県)》

①生涯未婚率

生涯未婚率は、50歳の時の未婚の人の割合を示しています。生涯未婚率（生涯独身率）は上昇する傾向にあり、平成27年の時点では女性は約7人に1人、男性は約4人に1人が結婚しない人生を歩んでいます。

◆図表 1-10 生涯未婚率の推移（全国）



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(2020年推計)」，「人口統計資料集」「厚生労働白書(令和6年版)」

(注) 50歳時の未婚割合は、50歳時点で一度も結婚をしたことのない人の場合であり、平成27年(2015年)までは「人口統計資料集」、令和2年(2020年)以降は「日本の世帯数将来推計」より、45～49歳の未婚率と50～54歳の未婚率の平均。

2 4つの領域に関する現状

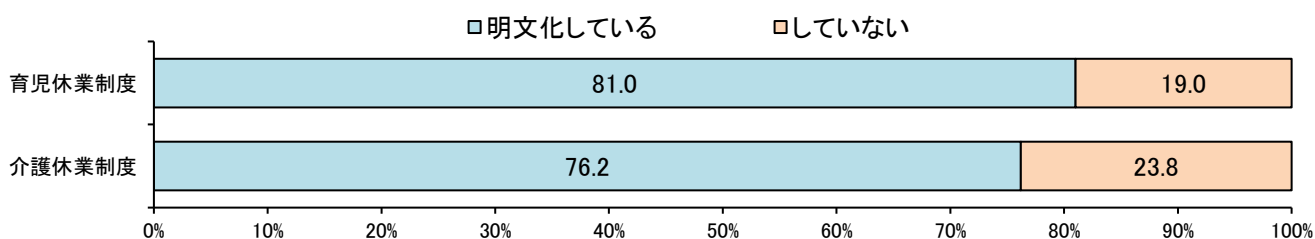
<領域 I> 仕事と暮らしの充実

(1) 企業における育児休業・介護休業制度の状況

育児休業制度は、81.0%の事業所で、介護休業制度は、76.2%の事業所で整備されています。

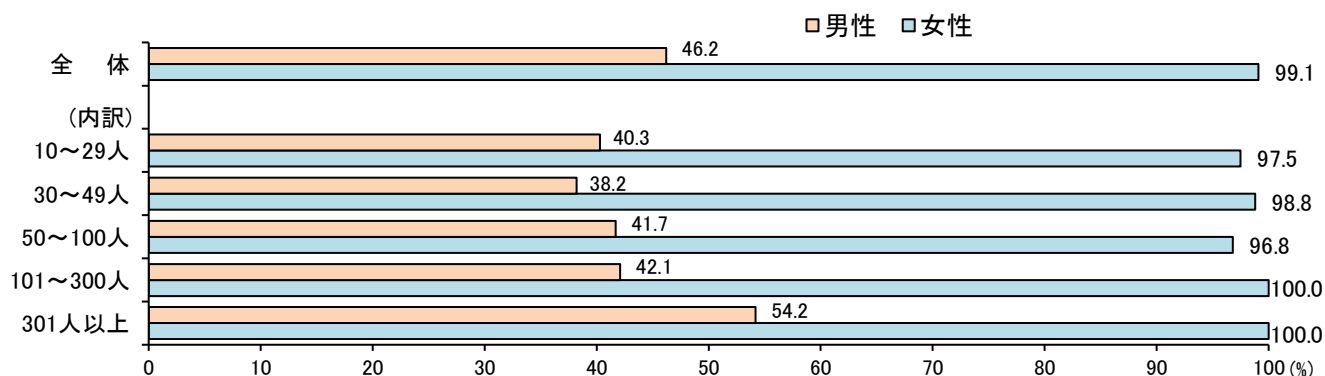
また、育児休業の取得状況（対象者数に対する取得者数の割合）は、女性従業員 99.1%、男性従業員が 46.2%となっています。介護休業は、「取得者がいた」と回答した事業主の割合は、全事業所のうち 6.9%となっています。

◆図表 2-1 育児・介護休業制度の明文化状況〔事業主調査〕（広島県）



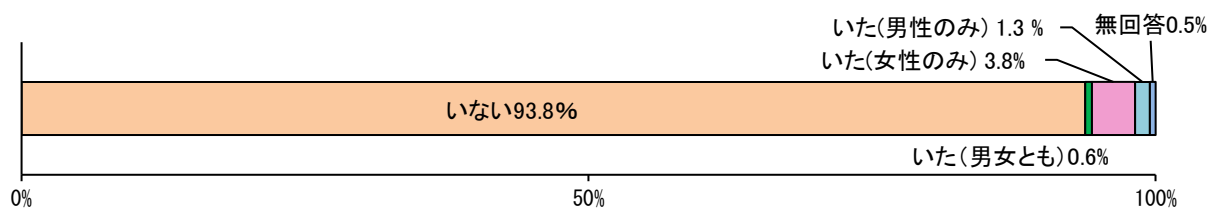
※資料：広島県職場環境実態調査（令和6年度 広島県）

◆図表 2-2 従業員の育児休業取得率〔事業主調査〕（広島県）



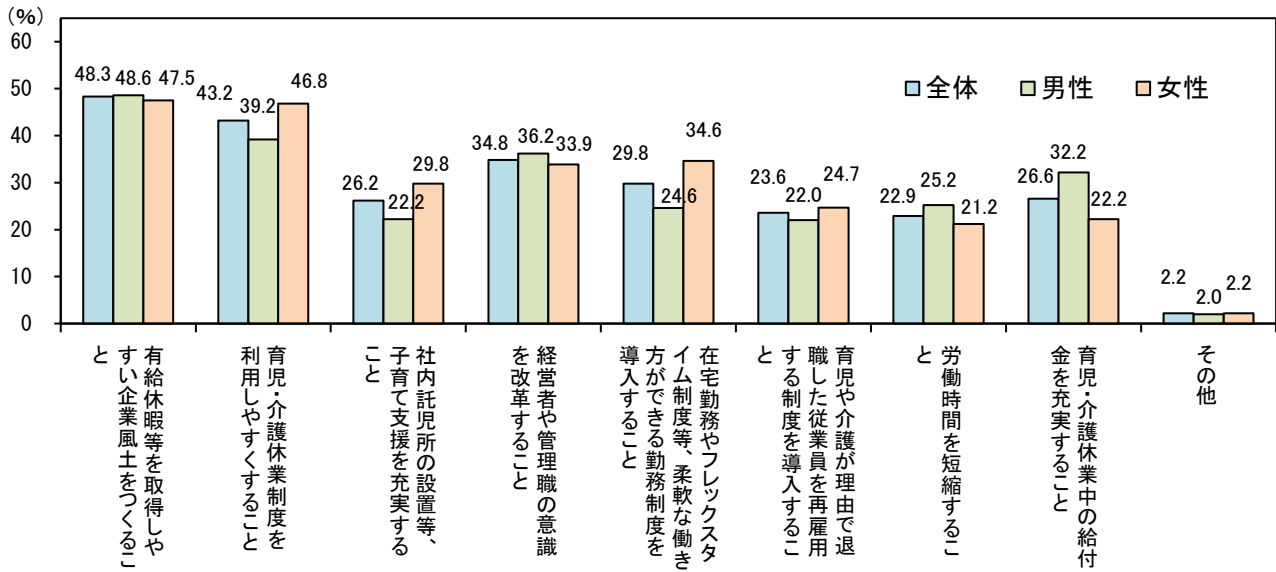
※資料：広島県職場環境実態調査（令和6年度 広島県）

◆図表 2-3 介護休業制度の利用状況〔事業主調査〕（広島県）



※資料：広島県の男女共同参画に関する年次報告（令和7年度 広島県）

◆図表 2-4 男女がともに仕事と家庭を両立できる職場環境をつくるために必要なこと

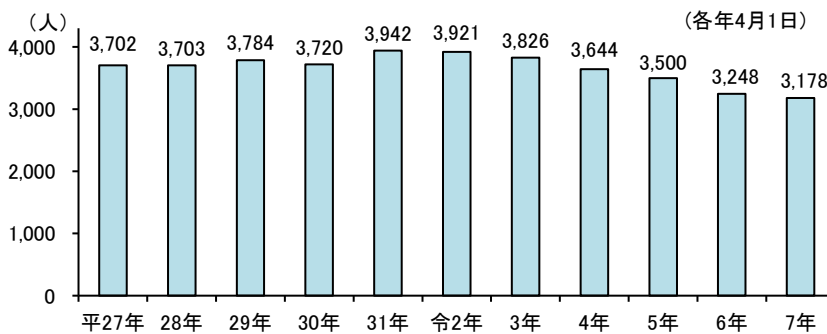


《資料:男女共同参画市民アンケート調査(令和3年 呉市)》

(2) 子育て支援

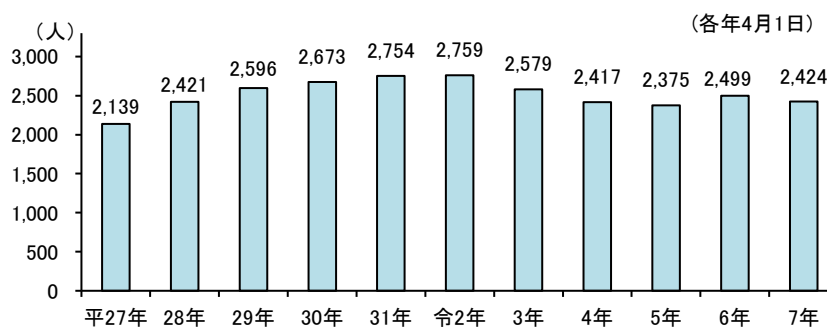
保育所等に入所している児童数は、平成 31 年以降、減少傾向にあります。放課後児童会に加入している児童数は、平成 26 年度までは 1~3 年生が対象でしたが、平成 27 年度に 4 年生、平成 28 年度に 5 年生、平成 29 年度に 6 年生まで受入を拡大したため、平成 27 年から令和 2 年まで増加しています。なお、令和 2 年度から新型コロナウイルス感染症の影響等により減少しています。

◆図表 2-5 保育所等の入所児童数の推移



《資料:呉市調べ》

◆図表 2-6 放課後児童会入会児童数の推移



《資料:呉市調べ》

(3) 介護支援

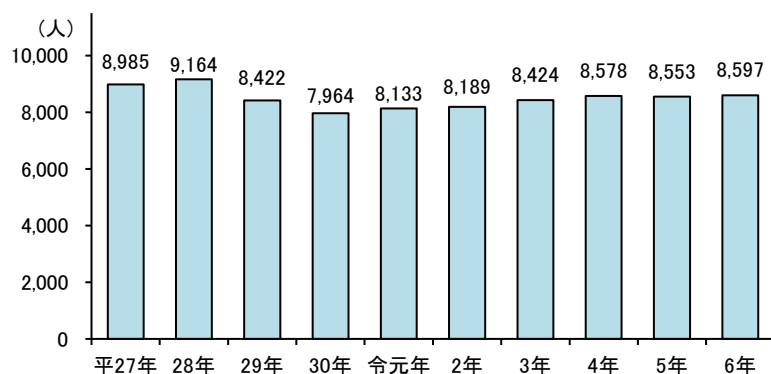
介護給付等対象サービスの利用は、施設サービス等は減少傾向に、居宅サービス等は増加傾向にあります。

◆図表 2-7 施設サービス等の利用者数 (人)

区 分	平成 30 年 10 月	令和元年 10 月	令和 2 年 10 月	令和 3 年 10 月	令和 4 年 10 月	令和 5 年 10 月	令和 6 年 10 月
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	1,238	1,224	1,211	1,186	1,158	1,183	1,194
介護老人保健施設 (老人保健施設)	1,302	1,235	1,205	1,201	1,184	1,171	1,159
介護療養型医療施設 (療養病床等)	150	129	8	1	3	2	0
介護医療院	4	78	192	182	185	192	171
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	339	351	392	404	397	389	412
特定施設入居者生活介護 (ケアハウス等)	529	521	526	531	541	545	520
合 計	3,562	3,538	3,534	3,505	3,468	3,482	3,456

《資料：呉市調べ》

◆図表 2-8 居宅サービス等の利用者数



《資料：呉市調べ》

<注>

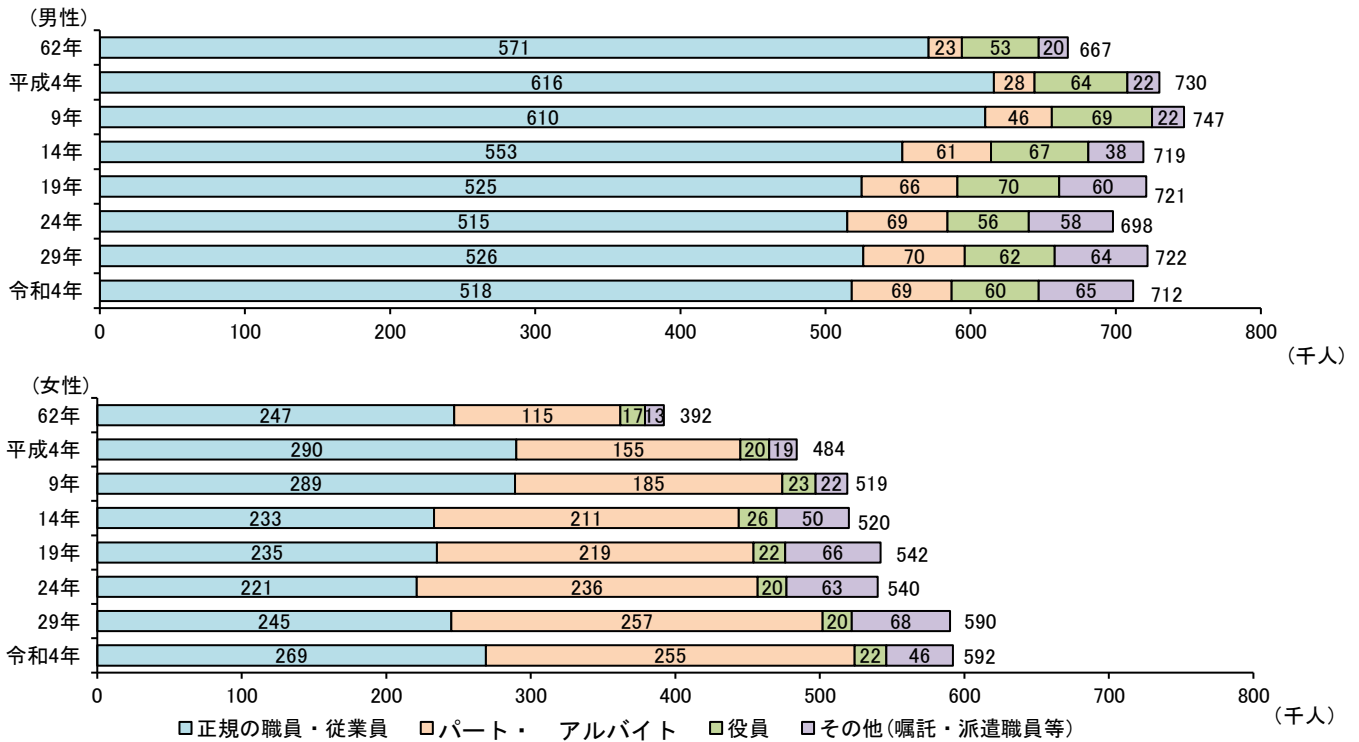
各年度10月（1ヶ月）の利用者数の集計。居宅介護サービス及び介護予防サービスの利用者数を合計したもの。

(4) 男女の異なる働き方

令和 4 年の女性雇用者数は、592 千人で、昭和 62 年と比較すると 200 千人（51.0%）増加しています。一方、男性雇用者数は、712 千人で 46 千人（6.8%）の増加となっています。

雇用形態別にみると、正規の職員・従業員の割合は、女性 45.4%で、男性の 72.8%を大きく下回っています。また、パート・アルバイトとその他（嘱託、派遣社員等）を合わせた非正規就業者の割合は、女性が 50.8%で男性の 18.8%を大きく上回っています。

◆図表 2-9 雇用形態別にみた雇用者数の推移（広島県）

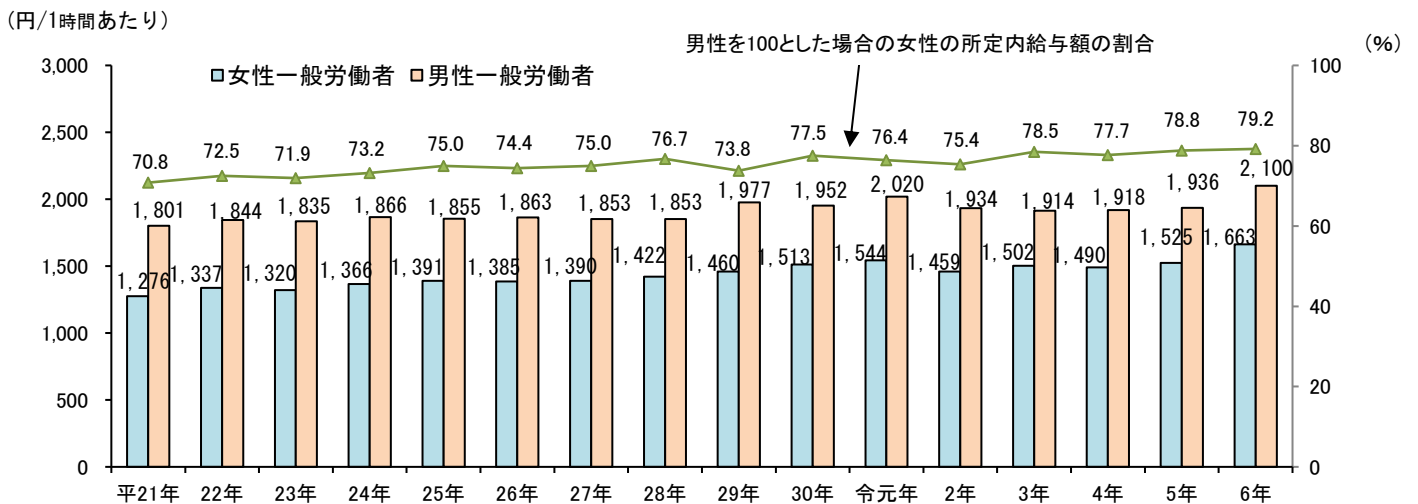


(5) 男女の賃金

《資料：就業構造基本統計調査（総務省統計局）》

令和6年の女性一般労働者※1の1時間あたりの所定内給与額※2は1,663円で、男性一般労働者の2,100円の79.2%にあたり、平成21年以降は7割を超えています。男女間の差には依然として開きがあります。

◆図表 2-10 労働者の所定内給与額とその格差の推移（広島県）



《資料：賃金構造基本統計調査（厚生労働省）》

※1 一般労働者：短時間労働者以外の労働者をいう。

※2 所定内給与額：労働契約等で定められている現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額をいう。

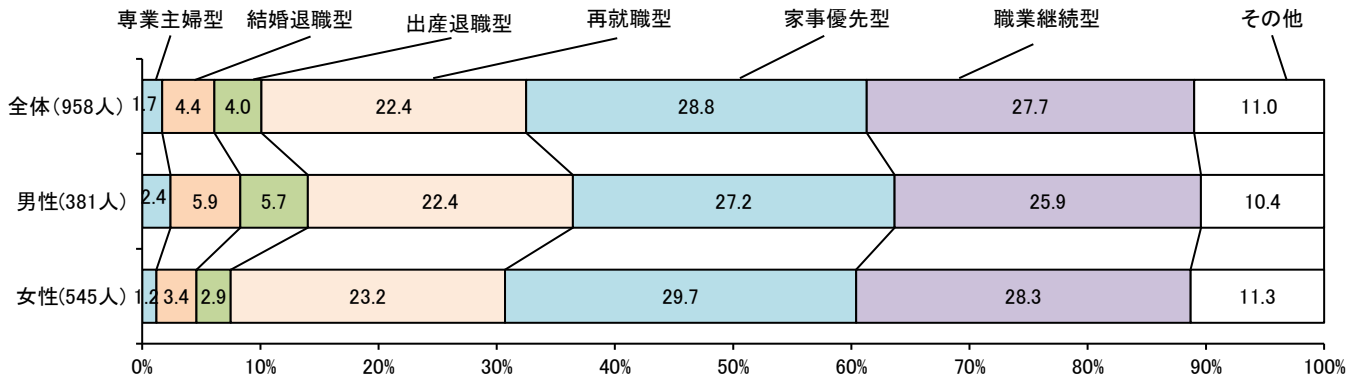
各年6月分として支給された所定内給与額を、同月の所定内労働時間数で除して1時間あたりの額を算出している。

(6) 職場における男女共同参画

一般的に女性が職業を持つことに対する意識としては、全体では、「家事優先型」が28.8%、「就職継続型」が27.7%、「再就職型」が22.4%となっています。前回調査に比べ、「家事優先型」と「再就職型」は下がり、「職業継続型」は高くなっています。

また、雇用者の職場の現状については、全体では、「あてはまるものはない」が60.1%と最も高く、「仕事の内容・分担に男女差がある」が24.3%、「募集・採用・配属に男女差がある」が18.5%で続いています。

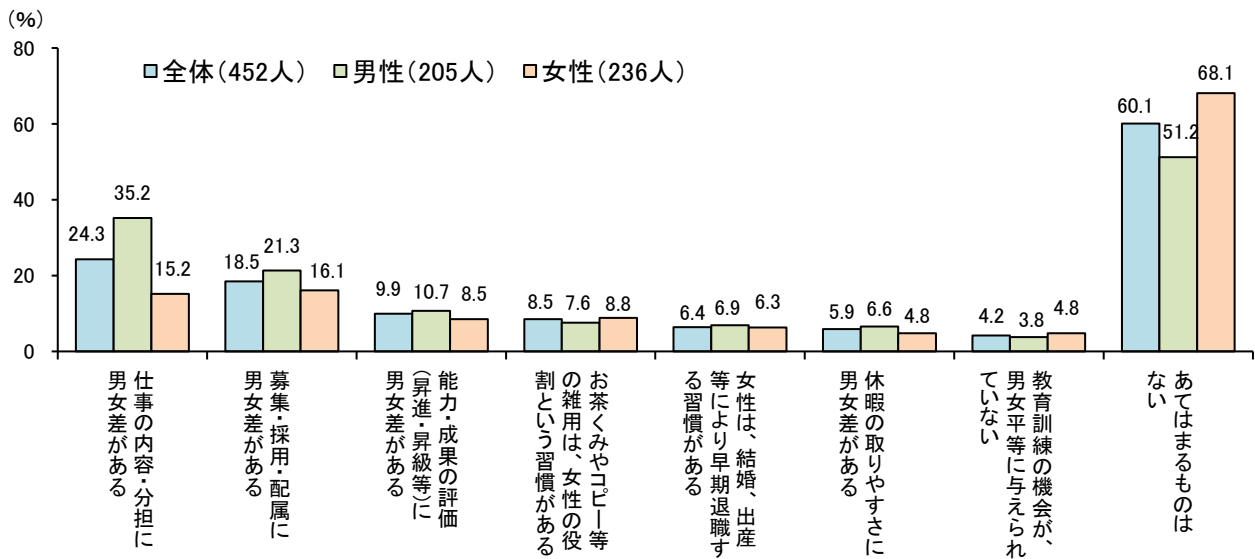
◆図表2-11 女性が職業をもつことについて



《資料:男女共同参画市民アンケート調査(令和3年 呉市)》

※「専業主婦型」=女性は職業をもたない方がよい。「結婚退職型」=結婚するまでは、職業をもつ方がよい。「出産退職型」=子どもができるまでは職業をもち、子どもができたら辞める方がよい。「職業継続型」=結婚・出産に関わらず、ずっとフルタイムで職業を続ける方がよい。「再就職型」=子どもができたら辞め、大きくなったら再び職業をもつ方がよい。「家事優先型」=家事・育児に影響がない程度で、パートタイマーやアルバイトをする方がよい。

◆図表2-12 雇用者の職場の現状について



《資料:男女共同参画市民アンケート調査(令和3年 呉市)》

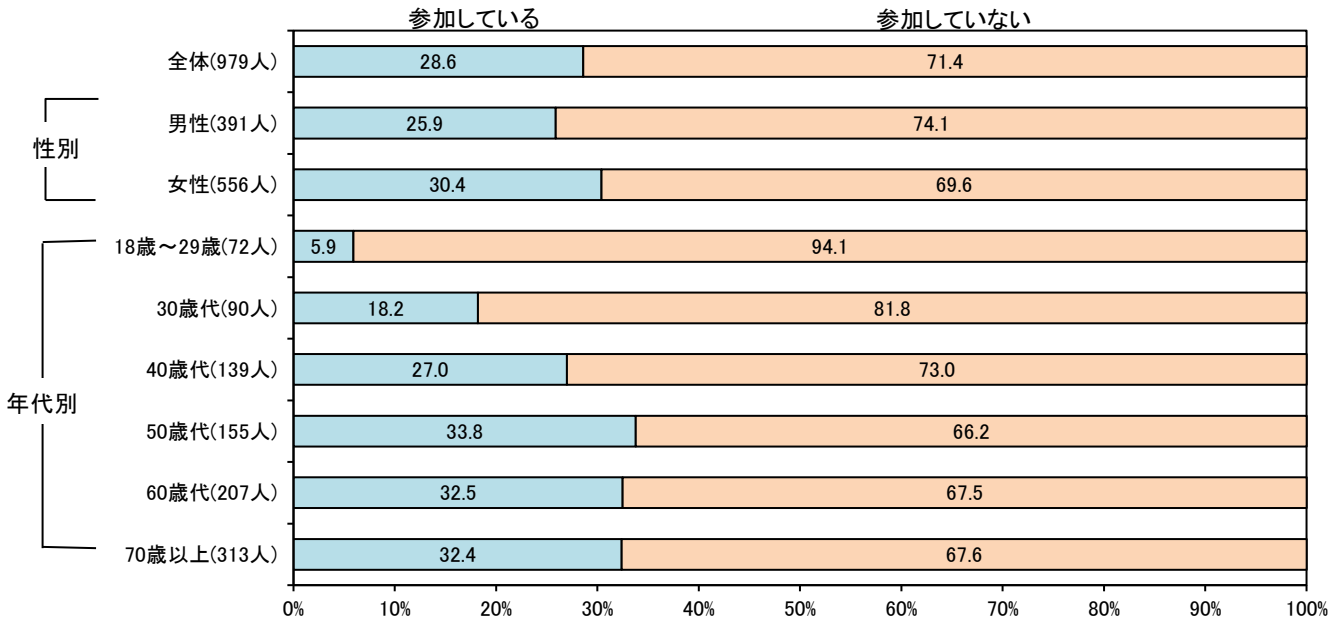
(7) 地域活動・市民活動への参画状況

① 地域活動・市民活動への参加状況

地域活動等への参加状況は、新型コロナウイルス感染症拡大による影響もあり、「参加していない」が71.4%で、「参加している」28.6%を大きく上回り、全体的に前回調査より「参加していない」が増加傾向にあります。

性別では大きな差異はみとめられませんが、年齢別では、18歳～29歳で「参加している」が5.9%と、最も低くなっています。

◆ 図表 2-13 地域活動等への参加状況について

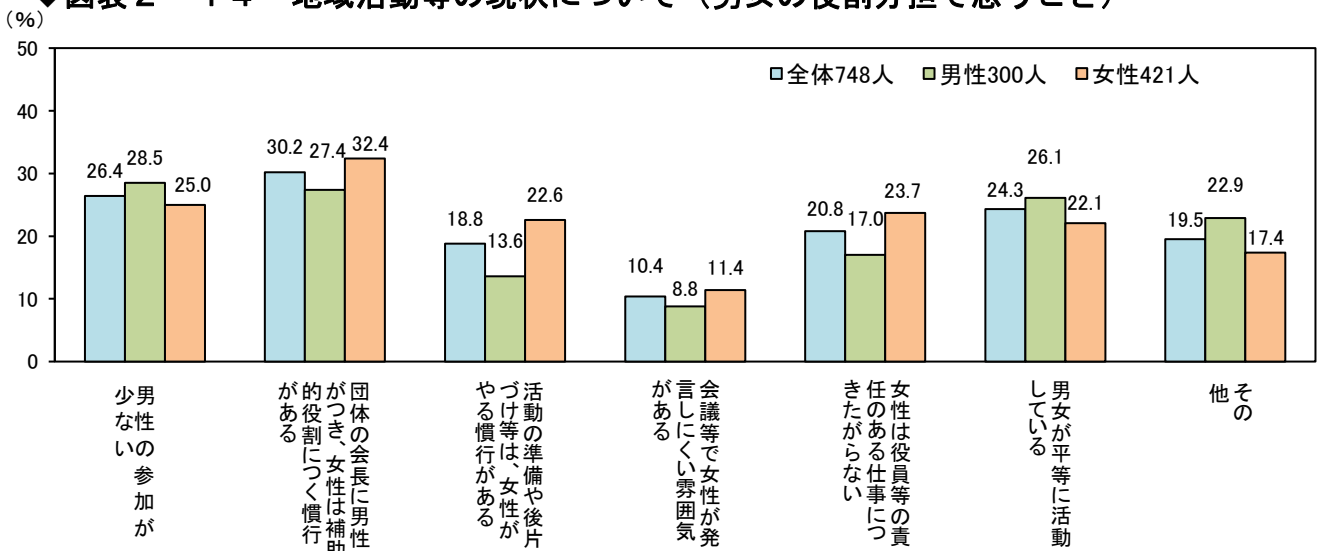


《資料:男女共同参画市民アンケート調査(令和3年 呉市)》

② 地域活動における男女の役割分担など

地域活動等の現状については、全体では「団体の会長に男性がつき、女性は補助的役割につく慣行がある」が30.2%、「男性の参加が少ない」が26.4%の順となっています。また、男性と女性では、「活動の準備や後片づけ等は、女性がやる慣行がある」、「女性は役員等の責任のある仕事につきたがらない」の順で、感じていることに差がでています。

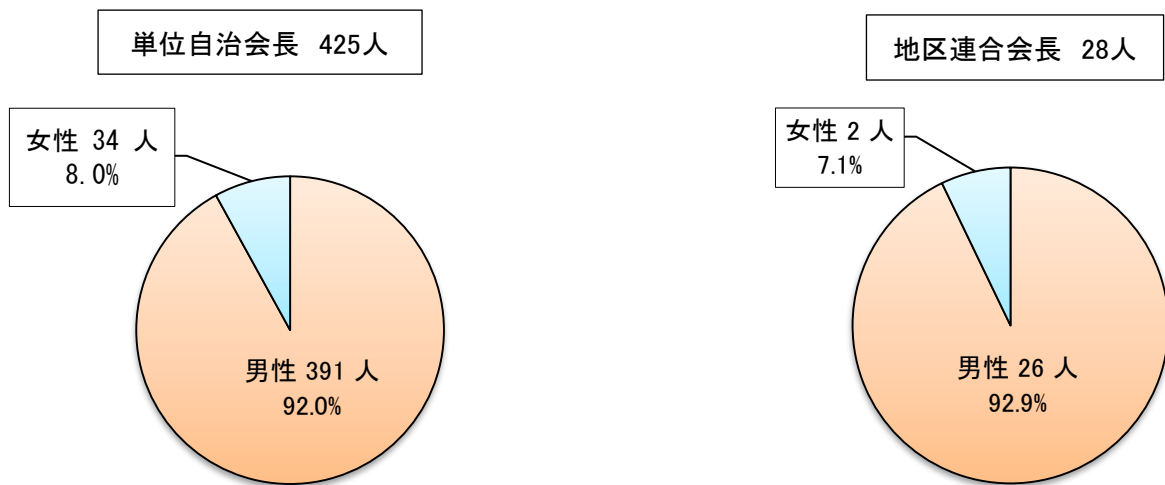
◆ 図表 2-14 地域活動等の現状について（男女の役割分担で思うこと）



《資料:男女共同参画市民アンケート調査(令和3年 呉市)》

③地域団体の役員への女性の参画状況

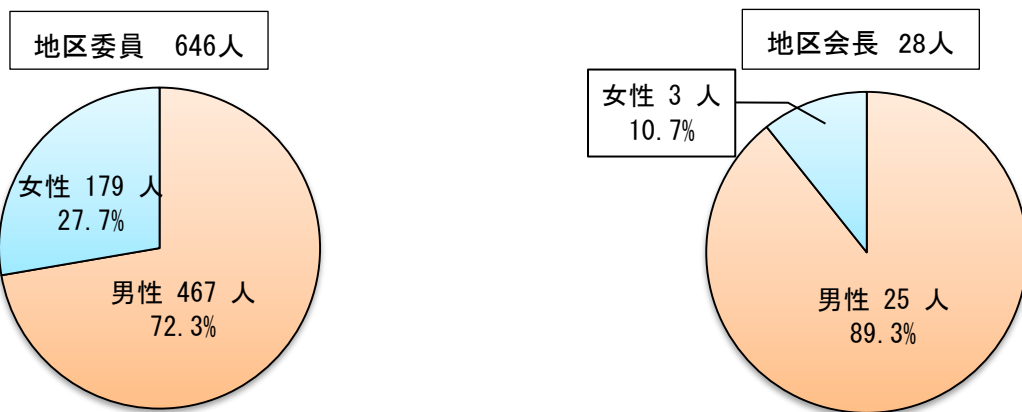
◆図表 2-15 自治会（令和7年7月1日現在）



※呉市自治会連合会加入自治会

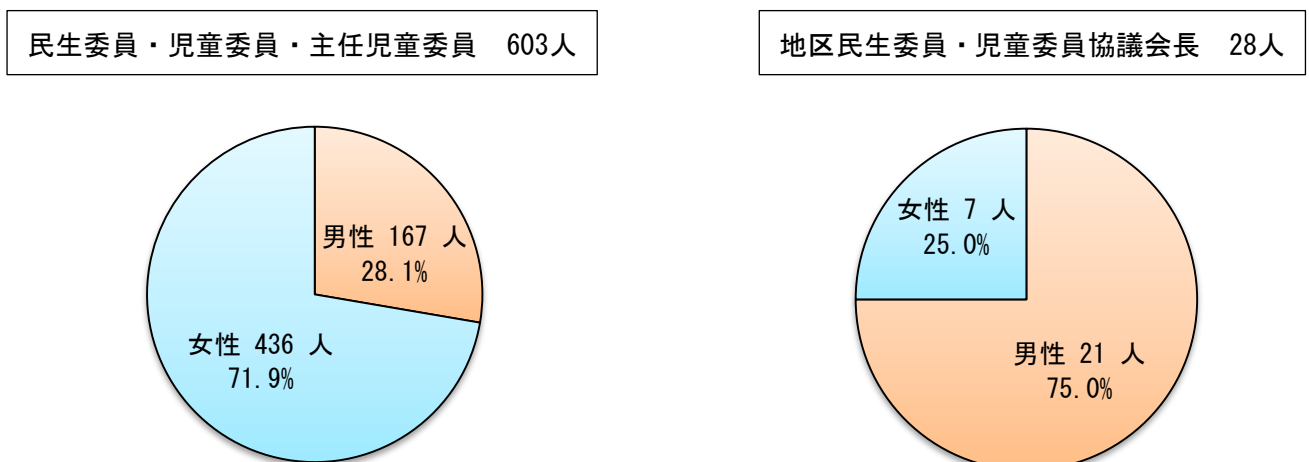
《資料:呉市調べ》

◆図表 2-16 まちづくり委員会・協議会（令和7年6月30日現在）



《資料:呉市調べ》

◆図表 2-17 民生委員児童委員協議会（令和6年12月1日現在）

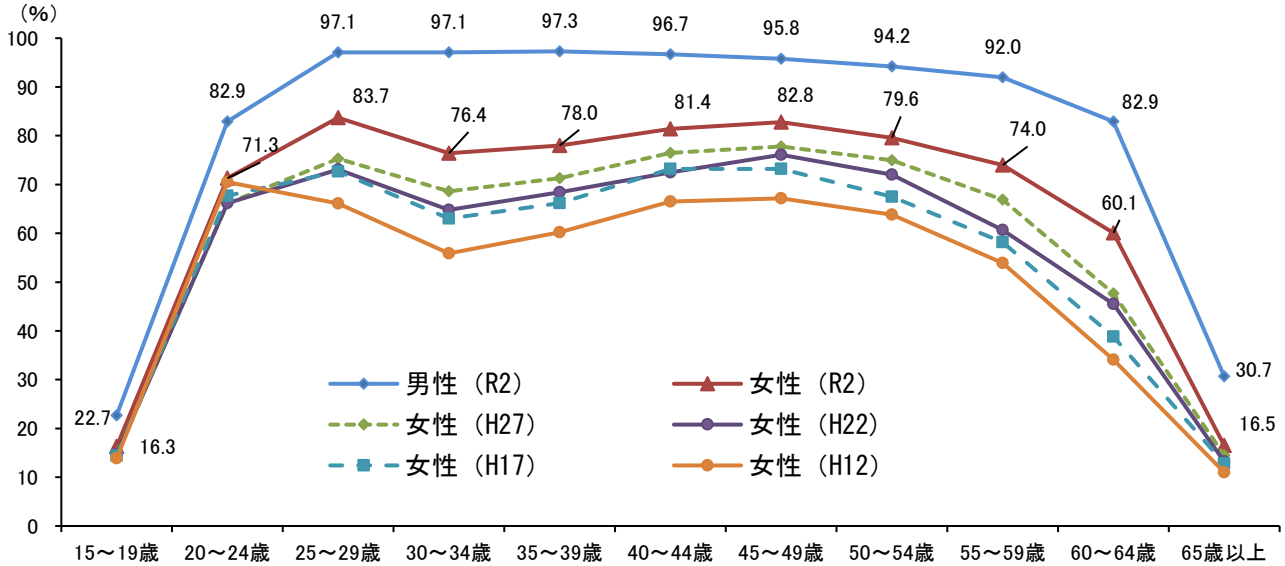


《資料:呉市調べ》

(8) M字型を示す女性の労働力率※

呉市の女性の年齢階級別労働力率の推移を平成12年からみると、平成12年は30～34歳を谷とするM字カーブを描いていましたが、令和2年にはその谷は浅くなり、カーブが緩やかになっています。また、すべての年齢階級で労働力率が上昇しています。

◆図表2-18 労働力率の推移（呉市）

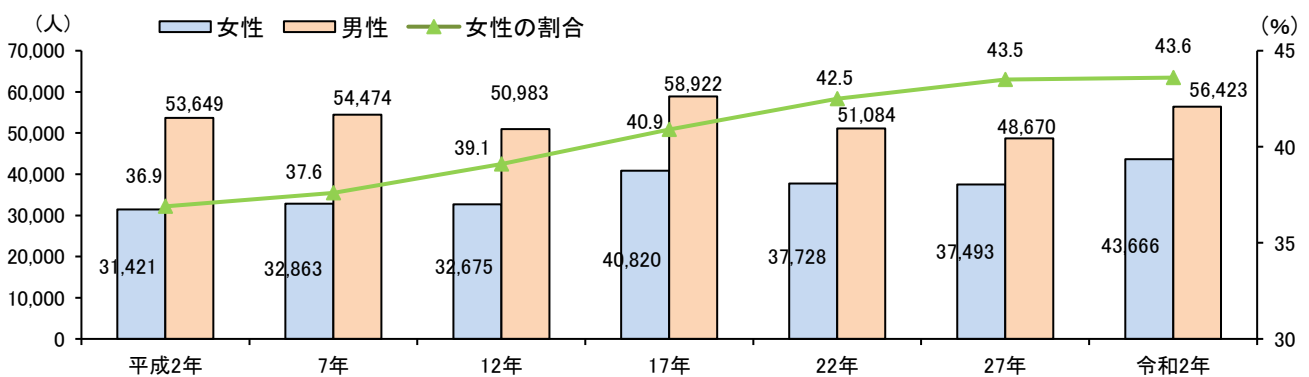


※資料：平成12年～令和2年国勢調査結果（総務省統計局）

(9) 女性の雇用者数と割合

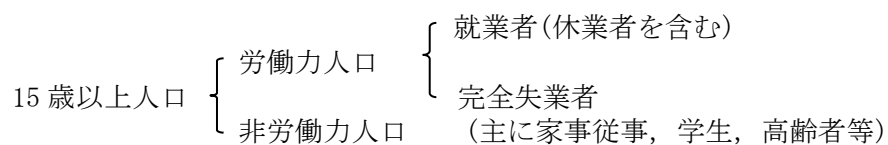
令和2年の呉市の女性雇用者は、43,666人で平成27年より6,173人増加しています。雇用者に占める女性の割合も年々増加しています。

◆図表2-19 雇用者に占める女性の人数と割合の推移（呉市）



※資料：平成2年～令和2年国勢調査結果（総務省統計局）

※労働力率：15歳以上の人口に占める労働力人口の割合



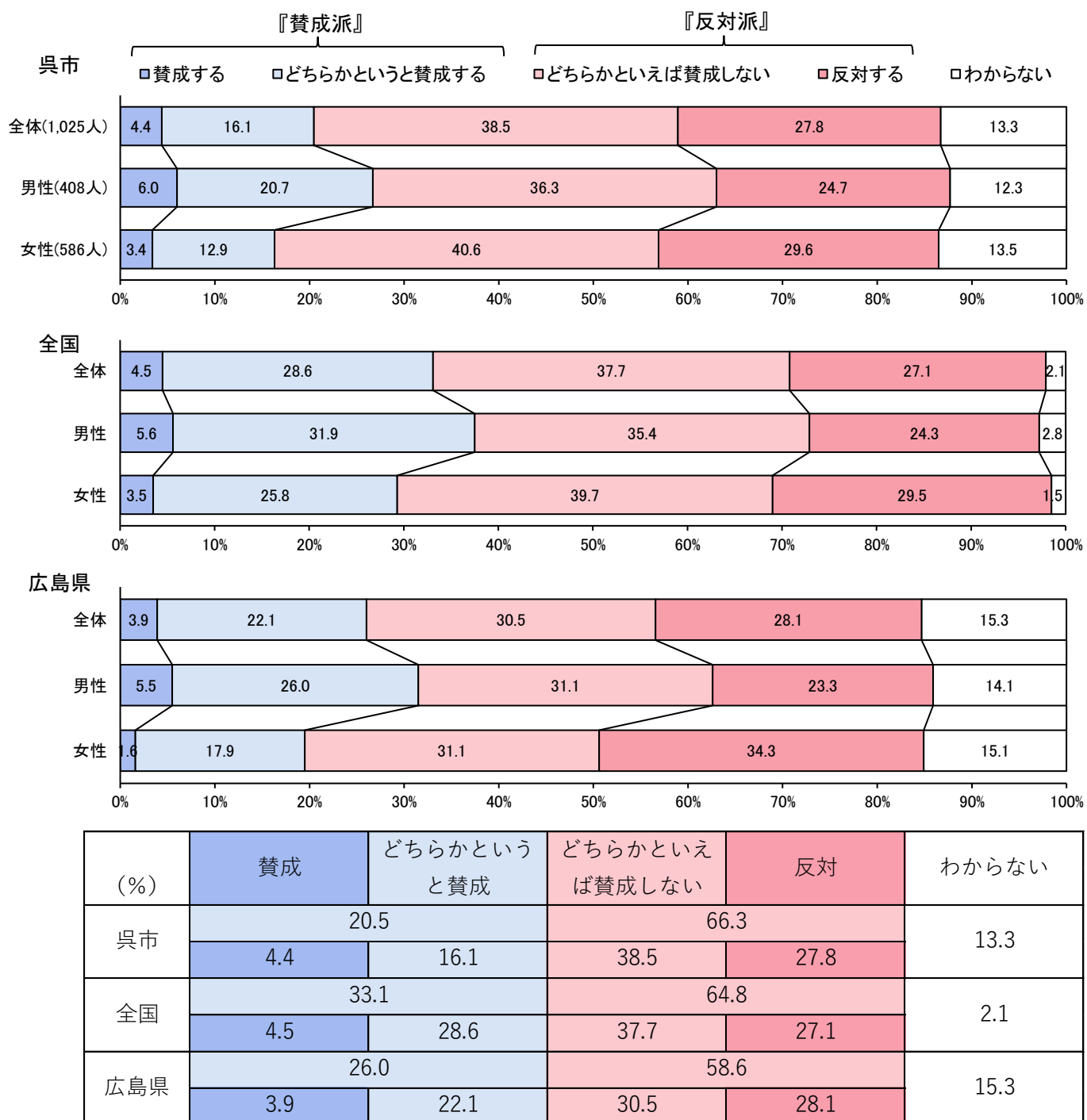
<領域Ⅱ> 男女共同参画の意識づくりと人権の尊重

(1) 固定的性別役割分担意識

① 「男は仕事，女は家庭」という考え方

「男は仕事，女は家庭」という考え方については、「賛成する」と「どちらかといえば賛成する」を合わせた『賛成派』は 20.5%，「反対する」と「どちらかといえば賛成しない」を合わせた『反対派』は 66.3%で、『反対派』が『賛成派』を大きく上回り，前回調査と比較し『反対派』が 5.5%増えています。

◆図表 3-1 「男は仕事，女は家庭」という考え方



◀資料:男女共同参画市民アンケート調査(令和3年 呉市)▶

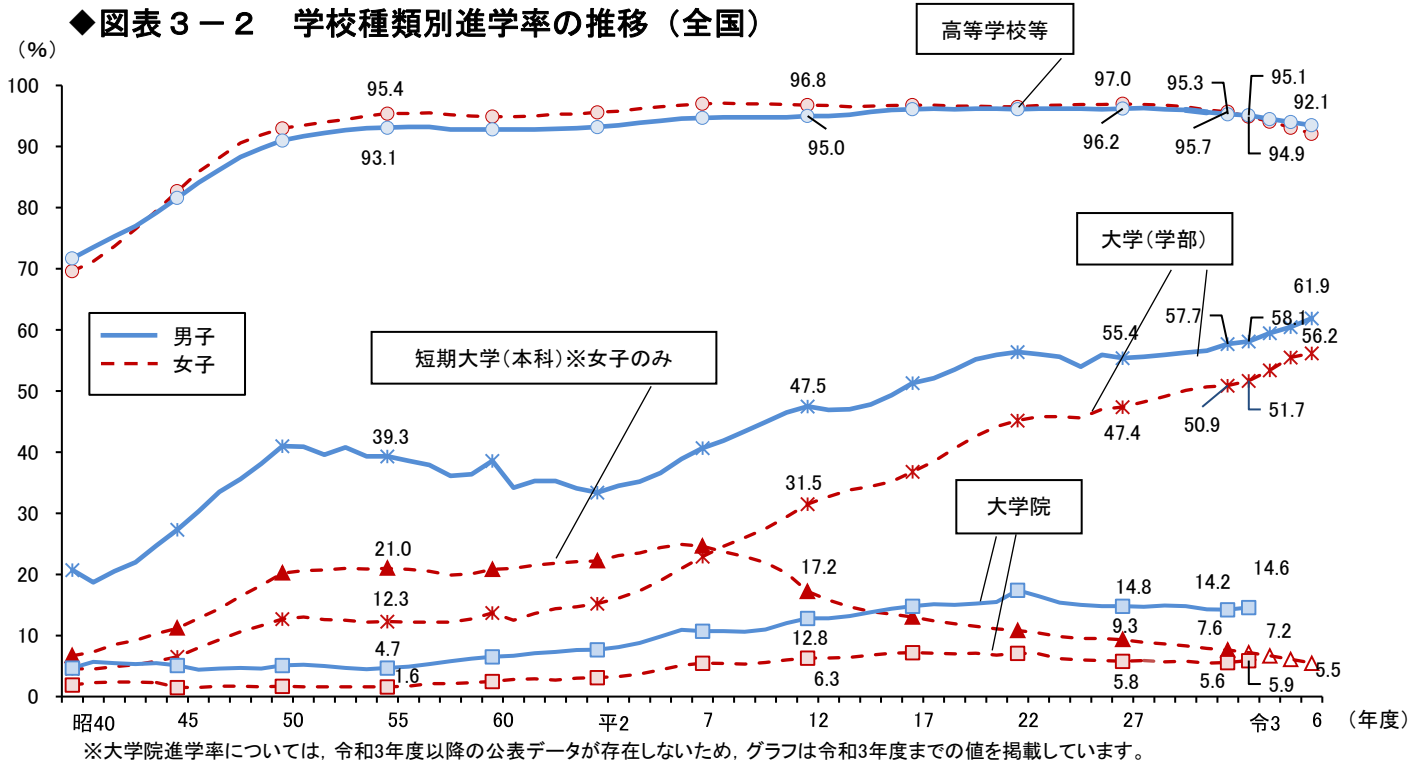
◀資料:男女共同参画社会に関する世論調査(令和6年 内閣府)▶

◀資料:広島県政世論調査(令和5年 広島県)▶

(2) 学校種類別進学率と大学の学科別男女比

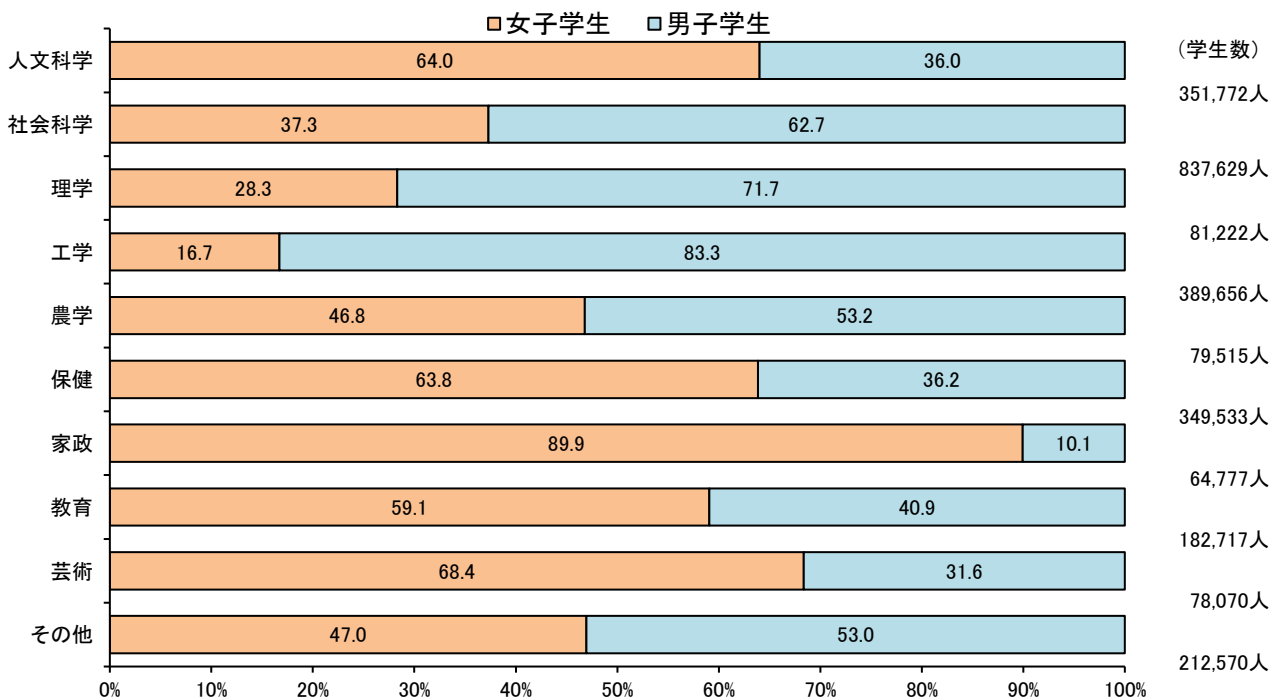
男女別の進学率をみると、女子の大学（学部）への進学率は上昇傾向にあり、男女差も縮小してきています。また、大学の学科別に、学生の男女比率をみると、女子学生の割合が高い学科は、家政、芸術、人文科学の順、男子学生の割合が高い学科は、工学、理学、社会科学の順になっており、男女の専攻分野に偏りがみられます。

◆図表3-2 学校種類別進学率の推移（全国）



《資料:学校基本調査(令和6年度 文部科学省)》

◆図表3-3 大学の学科別男女比率（全国）



《資料:学校基本調査(令和6年度 文部科学省)》

<領域Ⅲ> 安心して暮らせる環境の整備

(1) ドメスティック・バイオレンス※の防止と被害者への支援

ドメスティック・バイオレンスについて、女性は「大声でどなる」の次に、「殴るふりなどをして脅す」、「相手が嫌がっているのに性的な行為を要求する」の経験が多く、男性は「何を言っても長時間無視し続ける」の次に、「手でぶつ・殴る」、「大声でどなる」の経験が多くなっています。

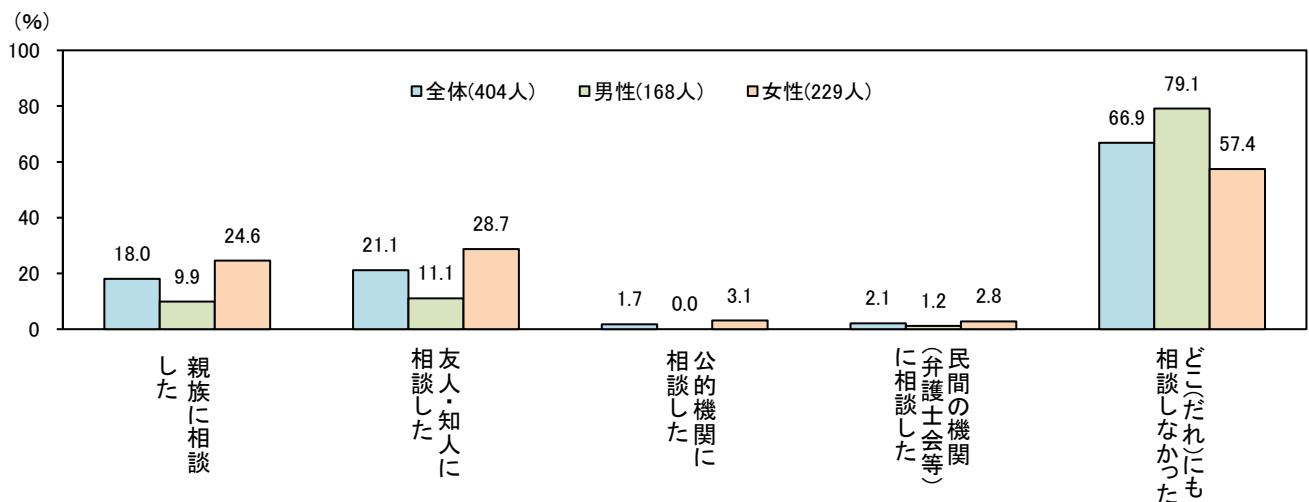
被害者の相談相手としては、友人・知人が21.1%、親族が18.0%となっています。一方、「どこにも相談しなかった。」は66.9%となっています。

◆図表4-1 配偶者や恋人の間で行われる暴力だと思ふ行為の経験の有無について（実数） (人)

暴力種別	行為別	したことがある		両方		されたことがある		経験はない	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
身体的	手でぶつ・殴る	54	27	32	26	15	57	295	451
	足でける	31	13	17	12	9	45	337	490
	身体を傷つける可能性のある物等で殴る	8	7	6	1	5	24	372	522
	殴るふりなどをして脅す	38	9	25	12	5	78	324	455
精神的	大声でどなる	93	26	48	34	15	134	240	365
	「誰のおかげで生活できているんだ」とか「かいしょなし」など、相手が傷つくようなことを言う	17	14	12	13	6	73	356	458
	何を言っても長時間無視し続ける	36	27	30	26	26	59	301	443
社会的	交友関係や携帯電話等を細かく監視する	2	7	5	6	11	32	375	513
	生活費を渡さない	4	3	4	2	1	38	383	514
性的	相手が嫌がっているのに、性的な行為を要求する	28	6	5	5	4	78	356	470
	相手が嫌がっているのに、アダルトビデオやポルノ雑誌を見せる	3	3	2	4	2	17	385	534

≪資料：男女共同参画市民アンケート調査(令和3年呉市)≫

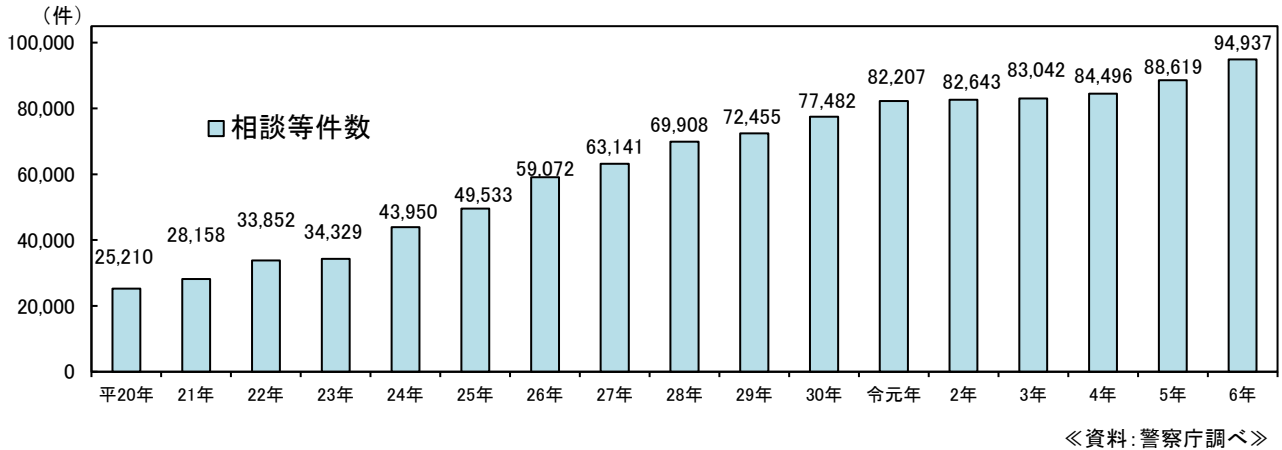
◆図表4-2 被害者の相談状況



≪資料：男女共同参画市民アンケート調査(令和3年 呉市)≫

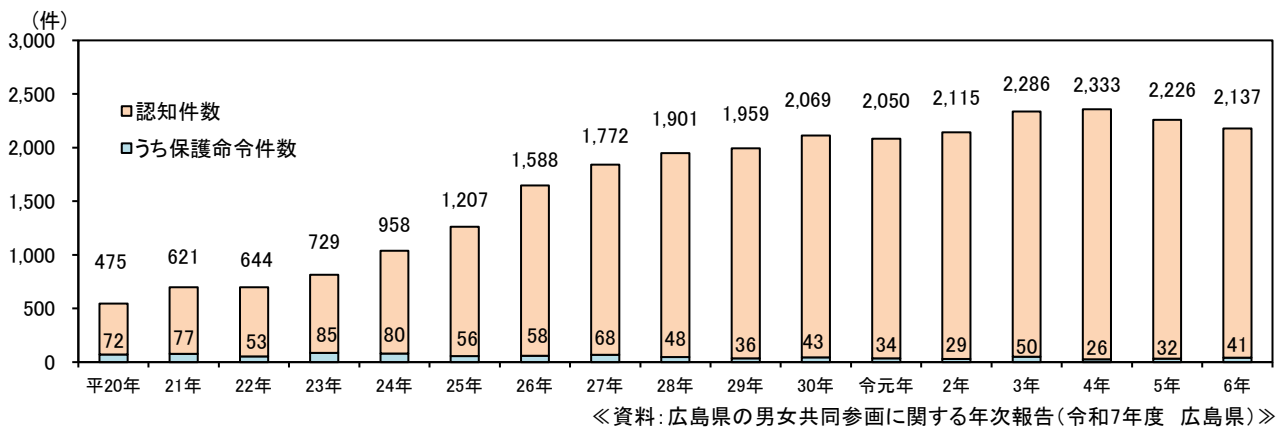
※ドメスティック・バイオレンス(DV)：配偶者や恋人など親密な関係にある又はあった者から振られる暴力で、身体的、精神的、経済的、性的暴力をいう。長い間、家庭の中の問題、個人の問題として見過ごされてきたが、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(配偶者暴力防止法)」が制定され、社会問題として位置付けられるようになった。

◆図表 4-3 配偶者からの暴力事案等の相談等状況（全国）



注1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数
 注2) 法改正を受け、平成20年1月11日施行以降、生命等に対する脅迫を受けた事案についても計上
 注3) 法改正を受け、平成26年1月3日以降、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手方からの暴力事案についても計上

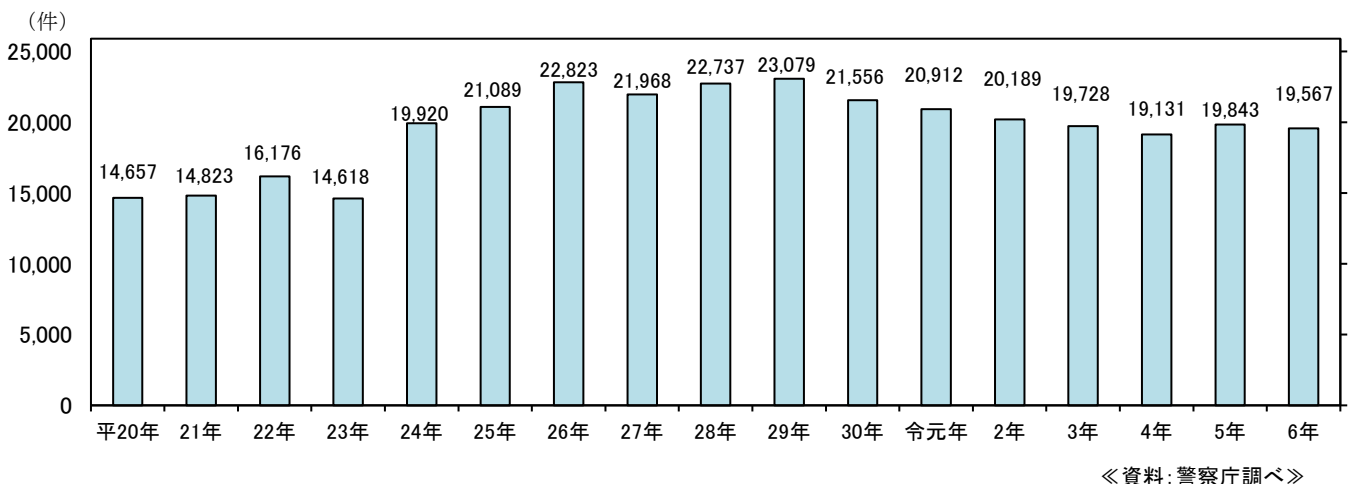
◆図表 4-4 DV認知件数の推移（広島県）



(2) ストーカー事案の対応状況

全国におけるストーカー事案の相談等件数は、平成 29 年に 23,079 件と最多を記録しましたが、平成 30 年以降はわずかに減少傾向にあります。

◆図表 4-5 ストーカー事案の相談等件数（全国）



注) 執拗なつきまといや無言電話等のうち、ストーカー規制法やその他の刑罰法令に抵触しないものも含む。

(3) 女性相談の状況

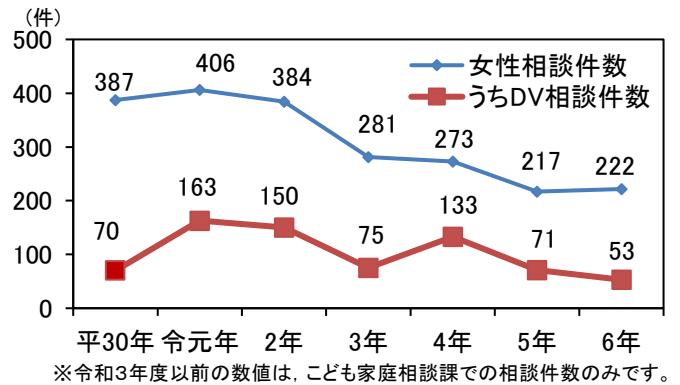
呉市の女性相談件数（面接・電話）は、令和元年から減少傾向にあります。内容については、年々複雑・多様化しています。

○子ども部子ども家庭相談課 TEL25-3599
（呉市和庄1丁目2-13 すこやかセンターくれ3階）

○市民部人権・男女共同参画課 TEL25-3465
（呉市中央4丁目1-6 呉市役所1階）

相談は、面接・電話等により受け付けています。
毎週月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 8:30～17:15

◆図表4-6 相談件数の推移



《資料：呉市調べ》

(4) セクシュアル・ハラスメントの防止

セクシュアル・ハラスメント（セクハラ・性的いやがらせ）経験について、男性、女性とも「容姿について傷つくようなことを言われた」が最も多く、続いて「女（男）のくせに」「女（男）だから」と差別的な言い方をされた」、となっています。また、セクハラを受けた場所については男女ともに「職場」が最も多くなっています。

被害者の相談相手としては、友人・知人が27.3%、親族が17.9%となっています。一方、「どこにも相談しなかった」も56.0%となっており、「公的機関への相談」と回答する人は2.0%となっています。

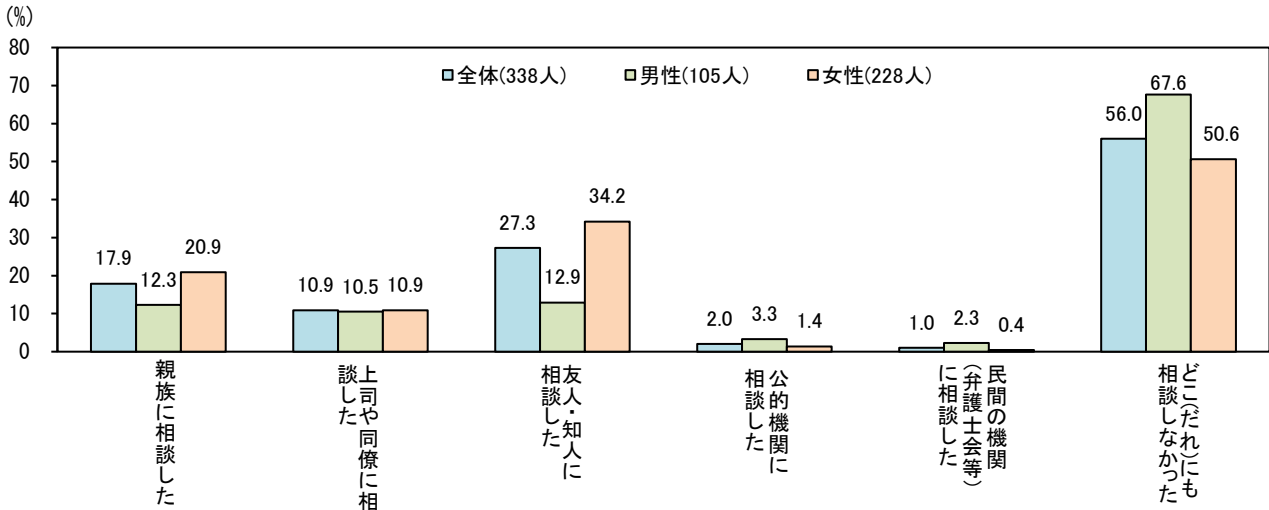
◆図表4-7 職場・学校・地域でのセクシュアル・ハラスメントの経験について
（実数、複数回答）

(人)

行為別	職場		学校		地域		経験がある人の計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
いやがっているのに卑猥な話を聞かされた	23	40	6	14	6	10	30	55
ヌード写真や卑猥な雑誌を目につくところに置かれたり貼られたりした	8	5	4	6	1	3	13	14
「女（男）のくせに」「女（男）だから」と差別的な言い方をされた	38	63	18	38	9	41	53	109
容姿について傷つくようなことを言われた	39	50	44	93	4	28	70	132
結婚や異性との交際についてしつこく聞かれた	30	47	3	15	7	18	37	68
性的な噂を立てられた	8	12	3	9	1	4	12	21
宴会でお酒やデュエットを強要された	29	71	1	1	5	9	36	78
身体を触られた、又は接触された	15	82	4	12	4	38	19	119
帰宅途中などに後をつけられたり、つきまとわれたりした	6	19	0	9	5	53	11	75
交際を強要された	3	14	4	4	3	12	10	27
性的行為を強要された	2	12	0	0	2	4	4	16
計	201	415	87	201	47	220		

《資料：男女共同参画市民アンケート調査（令和3年 呉市）》

◆図表4-8 被害者の相談状況について

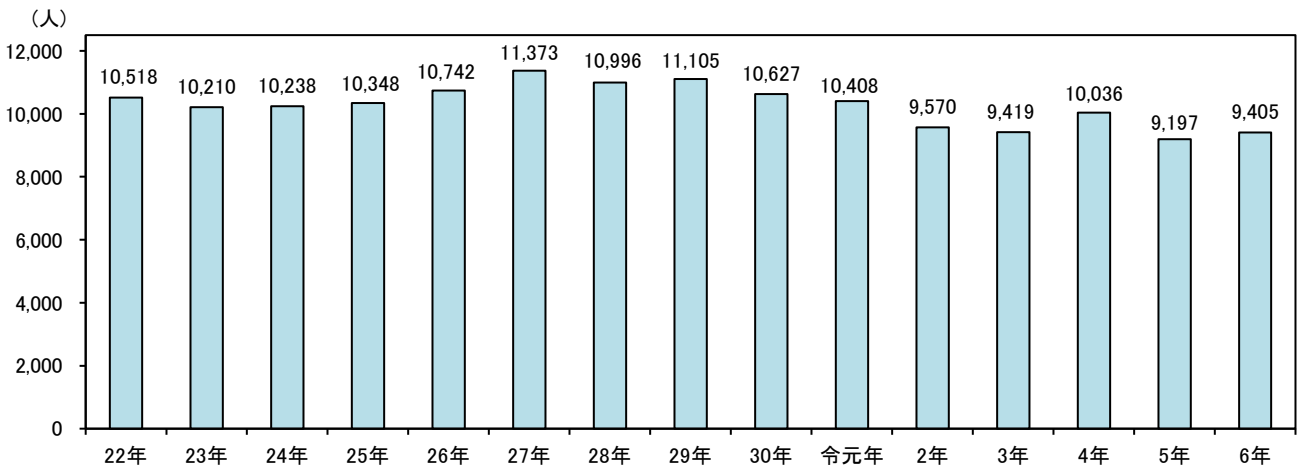


《資料:男女共同参画市民アンケート調査(令和3年 呉市)》

(5)生涯を通じた女性の健康づくり

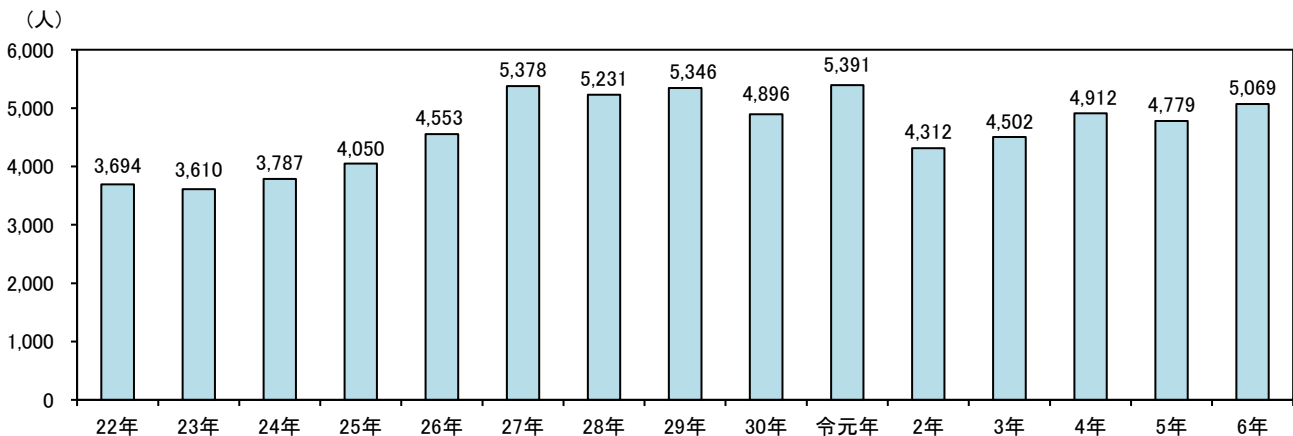
令和6年度, 呉市の健康診査による子宮頸がん検診の受診者数は9,405人(受診率21.8%), 乳がん検診の受診者数は5,069人(受診率12.4%)となっています。

◆図表4-9 子宮頸がん検診受診者数



※20歳以上の女性対象のうち, 20歳~69歳の受診者数 《資料:呉市調べ》

◆図表4-10 乳がん検診受診者数



※40歳以上の女性対象のうち, 40歳~69歳の受診者数 《資料:呉市調べ》

<領域Ⅳ> 性別にかかわらずとも参画する地域社会の形成

(1) 参画機会の現状（国際比較）

2024（令和6）年に国連が発表した「人間開発報告書」によると、日本における基本的な人間の力がどこまで伸びたかを示す人間開発指数（※HDI）は、193か国中23位であり、また、公表されたジェンダー不平等指数（※GII）は、172か国中22位となっています。世界経済フォーラムが2025（令和7）年に発表したジェンダー・ギャップ指数（※GGI）は、148か国中118位となっています。

◆図表5-1 人間開発に関する指標の国際比較

①HDI 2024(令和6)年
(人間開発指数) 注1

②GII 2024(令和6)年
(ジェンダー不平等指数) 注1

③GGI 2025(令和7)年
(ジェンダー・ギャップ指数) 注2

順位	国名	HDI値
1	アイスランド	0.972
2	ノルウェー	0.970
2	スイス	0.970
4	デンマーク	0.962
5	ドイツ	0.959
5	スウェーデン	0.959
7	オーストラリア	0.958
8	香港	0.955
8	オランダ	0.955
10	ベルギー	0.951
11	アイルランド	0.949
12	フィンランド	0.948
13	シンガポール	0.946
13	英国	0.946
15	アラブ首長国連邦	0.940
16	カナダ	0.939
17	リヒテンシュタイン	0.938
17	ニュージーランド	0.938
17	米国	0.938
20	韓国	0.937
21	スロベニア	0.931
22	オーストリア	0.930
23	日本	0.925
25	ルクセンブルク	0.922
26	フランス	0.920
27	イスラエル	0.919
28	スペイン	0.918
29	チェコ	0.915
29	イタリア	0.915
34	ギリシャ	0.908
35	ポーランド	0.906
36	エストニア	0.905
39	リトアニア	0.895
40	ポルトガル	0.890
41	ラトビア	0.889
44	スロバキア	0.880
45	チリ	0.878
46	ハンガリー	0.870
51	トルコ	0.853
62	コスタリカ	0.833
81	メキシコ	0.789
83	コロンビア	0.788

順位	国名	GII値
1	デンマーク	0.003
2	ノルウェー	0.004
3	スウェーデン	0.007
4	スイス	0.010
5	オランダ	0.013
6	フィンランド	0.021
7	アイスランド	0.024
8	ベルギー	0.031
8	シンガポール	0.031
10	オーストリア	0.033
11	フランス	0.034
12	韓国	0.038
13	アラブ首長国連邦	0.040
14	スロベニア	0.042
15	スペイン	0.043
15	イタリア	0.043
17	ルクセンブルク	0.044
18	カナダ	0.052
19	アイルランド	0.054
20	オーストラリア	0.056
21	ドイツ	0.057
22	日本	0.059
23	エストニア	0.061
24	リトアニア	0.070
26	ポルトガル	0.076
27	イスラエル	0.080
29	エストニア	0.093
30	英国	0.094
31	リトアニア	0.098
32	ポーランド	0.105
33	チェコ	0.113
34	アルバニア	0.116
38	モルドバ	0.156
45	米国	0.180
48	バーレーン	0.181
54	スロバキア	0.184
55	中国	0.186
59	サウジアラビア	0.229
88	チュニジア	0.237
98	ウルグアイ	0.240

順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.926
2	フィンランド	0.879
3	ノルウェー	0.863
4	イギリス	0.838
5	ニュージーランド	0.827
6	スウェーデン	0.817
7	モルドバ	0.813
8	ナミビア	0.811
9	ドイツ	0.803
10	アイルランド	0.801
11	エストニア	0.799
12	スペイン	0.797
13	オーストラリア	0.792
14	デンマーク	0.791
15	バルバドス	0.786
16	コスタリカ	0.786
17	スイス	0.785
18	ニカラグア	0.783
19	リトアニア	0.783
20	フィリピン	0.781
21	ラトビア	0.778
22	チリ	0.777
23	メキシコ	0.776
27	ベルギー	0.773
29	スロベニア	0.770
32	カナダ	0.767
34	ポルトガル	0.767
35	フランス	0.764
41	コロンビア	0.758
42	米国	0.756
43	オランダ	0.756
45	ポーランド	0.750
50	ルクセンブルク	0.745
56	オーストリア	0.735
70	スロバキア	0.723
76	イスラエル	0.709
77	ギリシャ	0.709
101	韓国	0.687
102	チェコ	0.686
105	ハンガリー	0.684
118	日本	0.666

※HDI(人間開発指数):人間の基本的な能力がどこまで伸びたかを測るもので、平均寿命、教育水準、国民所得を用いて算出。

※GII(ジェンダー不平等指数):国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかをあきらかにするもの。健康分野、エンパワーメント、労働市場の3側面5指標により算出。

※GGI(ジェンダー・ギャップ指数):男女間の格差を数値化しランク付けしたもの。経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータより算出。

※資料:Human Development Report2024/2025, Global Gender Gap Report2025(世界経済フォーラム)

注1 HDI及びGIIは国連開発計画(UNDP)「人間開発報告書2025」、GGIは世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report2025」より作成。

注2 測定可能な国数は、HDIは193の国と地域、GIIは172か国、GGIは148か国。そのうち、上位20か国及びOECD加盟国(38か国)を抽出。

(2) 呉市議会への女性の参画

呉市議会議員に占める女性議員数は、令和7年5月現在、総数31人に対して5人で、女性議員比率16.1%となっています。

◆図表5-2 呉市議会議員に占める女性議員数と割合の推移

	議員総数（人）	内女性議員数（人）	女性議員比率（%）
平成16年5月	37	5	13.5
平成17年5月	46	5	10.9
平成19年5月	38	4	10.5
平成23年5月	34	2	5.9
平成26年5月	33	2	6.1
平成27年5月	32	3	9.4
令和元年5月	32	3	9.4
令和5年5月	32	5	15.6
令和7年5月	31	5	16.1

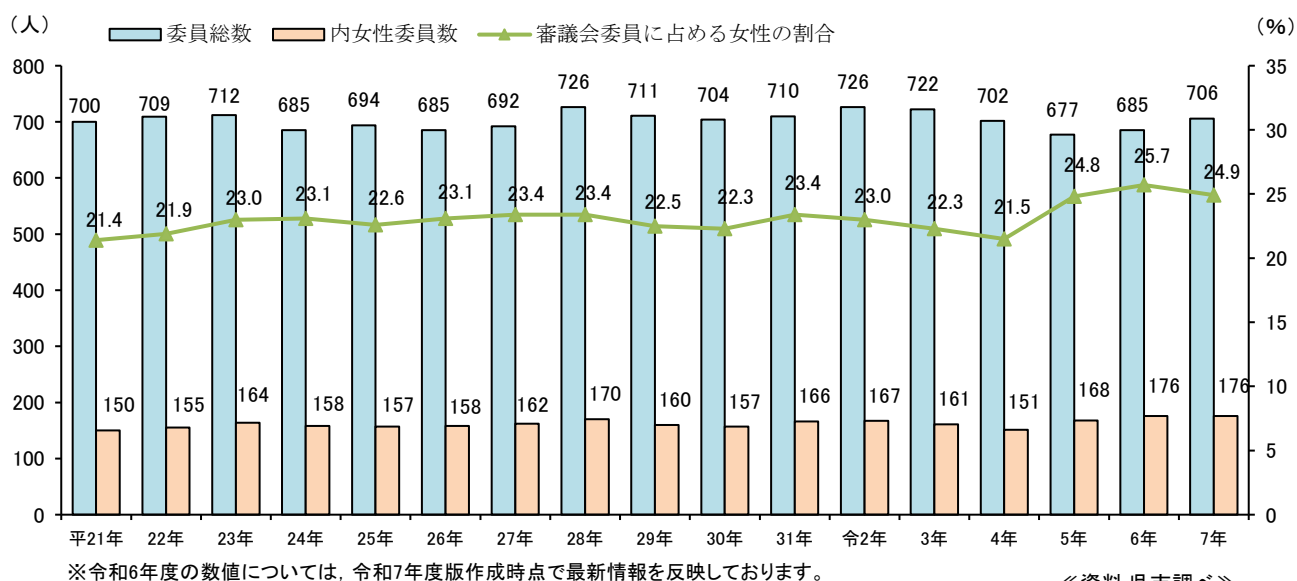
《資料:呉市調べ》

(3) 行政への女性の参画

① 審議会等における女性の参画状況

呉市の審議会等委員に占める女性の割合は、20%をやや上回る割合で推移しており、令和7年4月1日現在では24.9%となっています。

◆図表5-3 審議会等委員に占める女性委員数と割合の推移（各年4月1日現在）



◆図表5-4 審議会等における女性委員のいない審議会等数の推移（各年4月1日現在）

	H28年	H29年	H30年	H31年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年
審議会総数	45	43	43	43	44	44	43	41	42	43
内女性を含まない審議会数	5	5	5	2	2	2	3	2	4	5

※令和6年度の数値については、令和7年度版作成時点で最新情報を反映しております。

《資料:呉市調べ》

②行政委員会における女性の参画状況

執行機関として法令に基づき設置されている行政委員会委員に占める女性の割合は、20.5%になっています。

◆図表5-5 行政委員会委員に占める女性委員数と割合（令和7年4月1日現在）

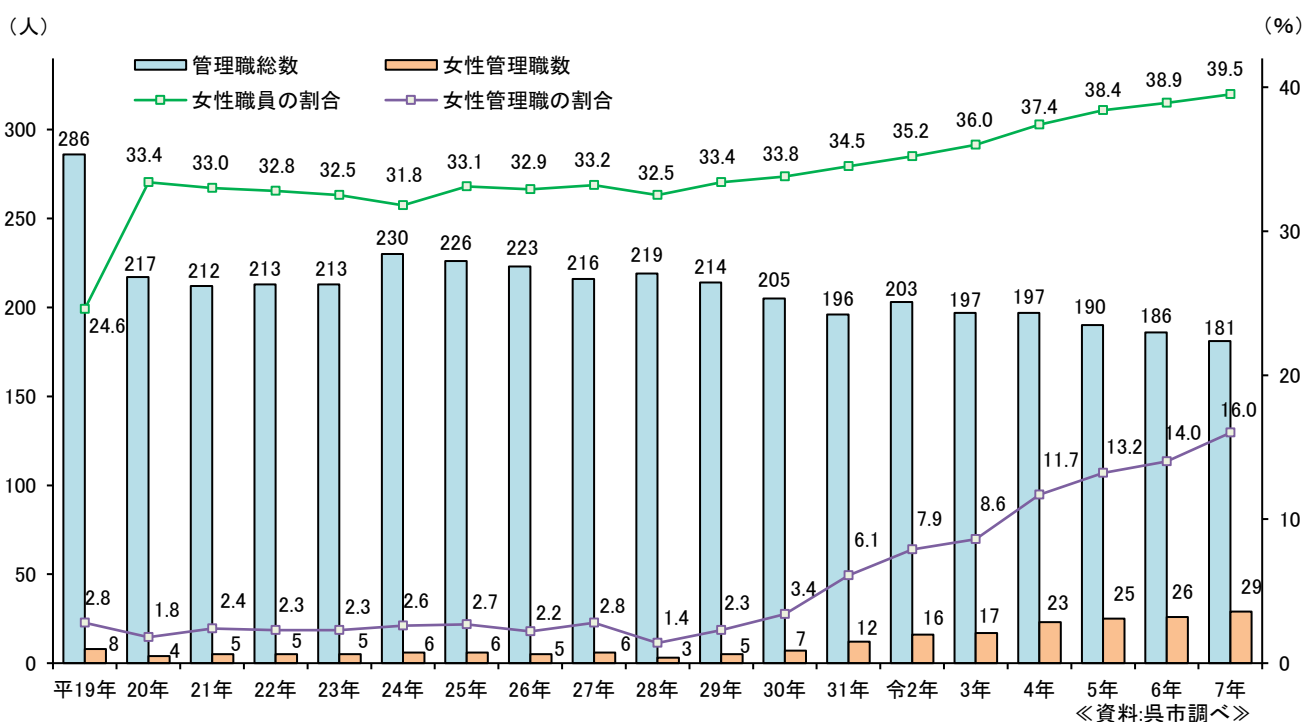
名称	委員総数（人）	内女性委員数（人）	女性の割合（%）
教育委員会	4	2	50.0
選挙管理委員会	4	1	25.0
公平委員会	3	1	33.3
監査委員	3	0	0
農業委員会	19	2	10.5
固定資産評価審査委員会	6	2	33.3
合計	39	8	20.5

③呉市一般職職員及び管理職に占める女性の人数と割合の推移

《資料:呉市調べ》

呉市一般職職員（消防・上下水道局は除く。）のうち、女性職員の割合は令和7年4月1日現在で39.5%になっています。うち管理職にある女性職員は29人で、全管理職181人の16.0%となっています。

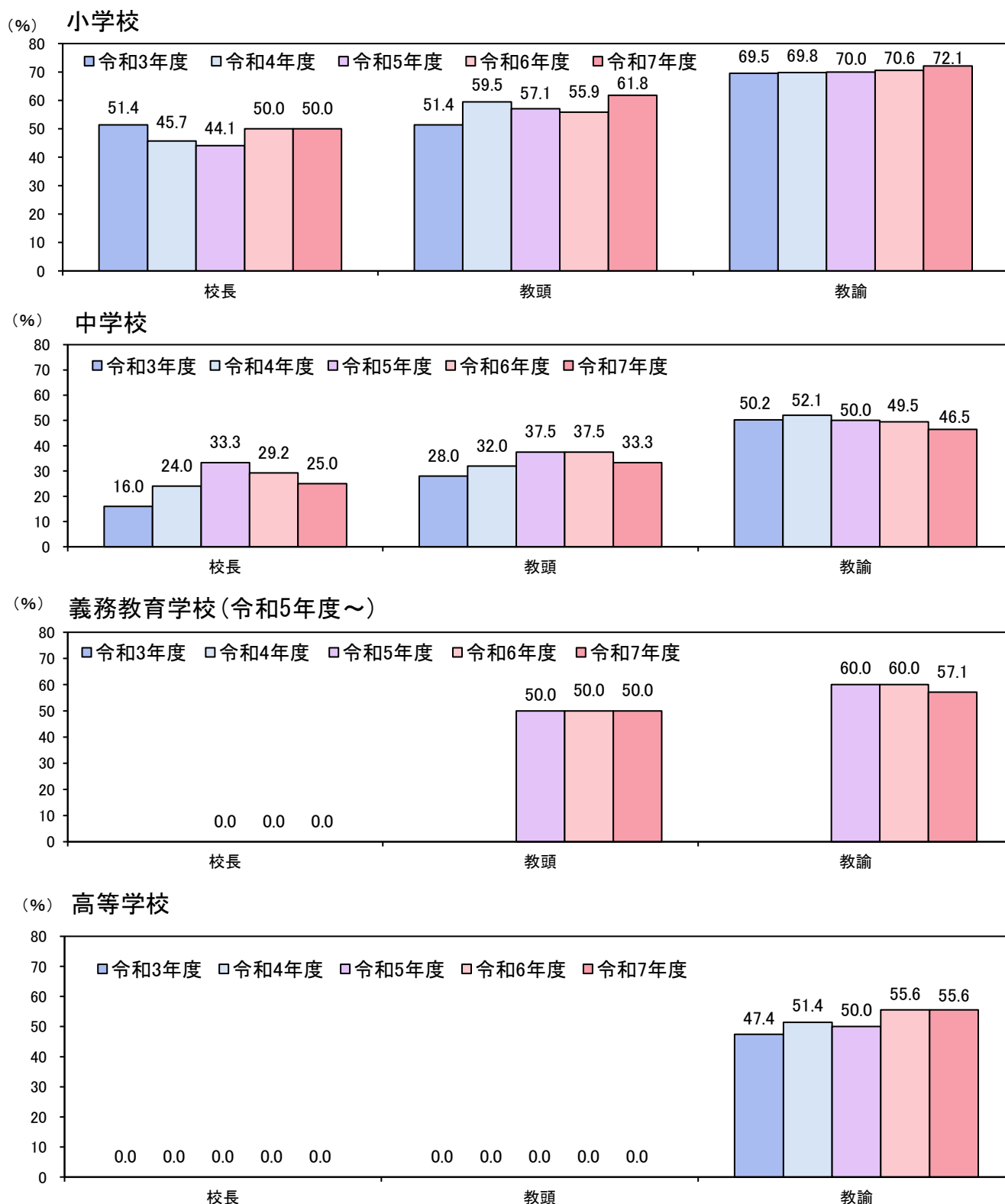
◆図表5-6 呉市職員及び管理職に占める女性の人数と割合の推移（各年4月1日現在）



(4) 呉市立学校の教諭及び管理職に占める女性の割合の推移

呉市立学校の教諭に占める女性の割合は、令和7年度で小学校72.1%、中学校46.5%、義務教育学校(令和5年度～)57.1.0%、高等学校55.6%になっています。また、管理職に占める女性の割合は、小学校で校長50.0%、教頭61.8%、中学校で校長25.0%、教頭33.3%、義務教育学校では教頭50.0%、高等学校ではない状況になっています。

◆図表5-7 呉市立学校(小・中・義務教育・高等学校)の教諭に占める女性の割合及び管理職(校長・教頭)に占める女性の割合の推移(各年5月1日現在)

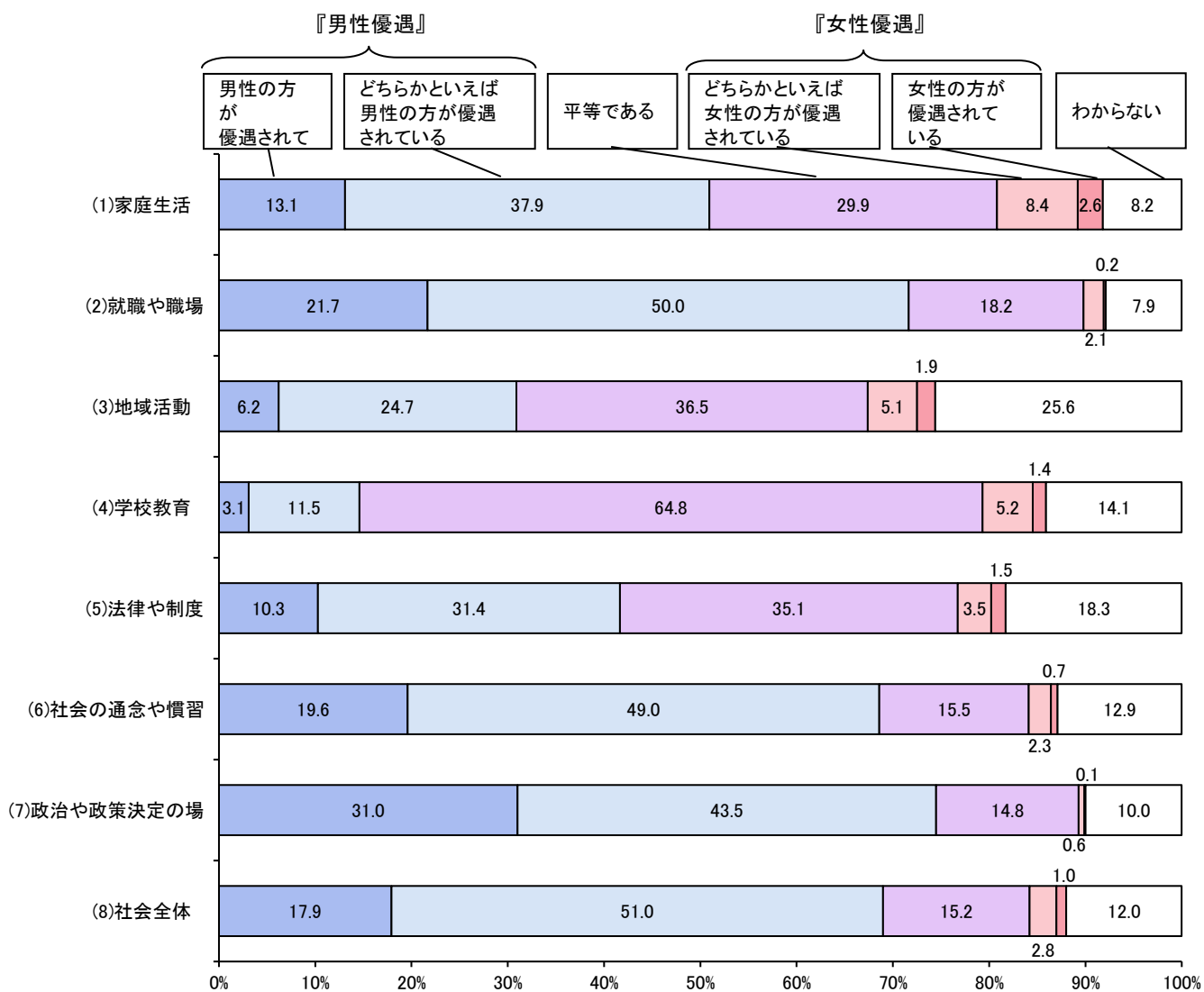


(5) さまざまな分野における男女の地位について

男女の地位が平等になっていると思うかを8つの分野でみると、「就職や職場」「社会の通念や慣習」「政治や政策決定の場」「社会全体」の分野において、『男性優遇』と回答した人は、6割を超えています。一方、「平等」と感じている分野は、「学校教育」が64.8%と最も高く、次いで「地域活動」で36.5%、「法律や制度」で35.1%と、すべての分野において、前回調査（H28）から大きな変化はみられません。

※「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせて『男性優遇』
 「女性の方が優遇されている」と「どちらかといえば女性の方が優遇されている」を合わせて『女性優遇』

◆図表5-8 男女の地位について



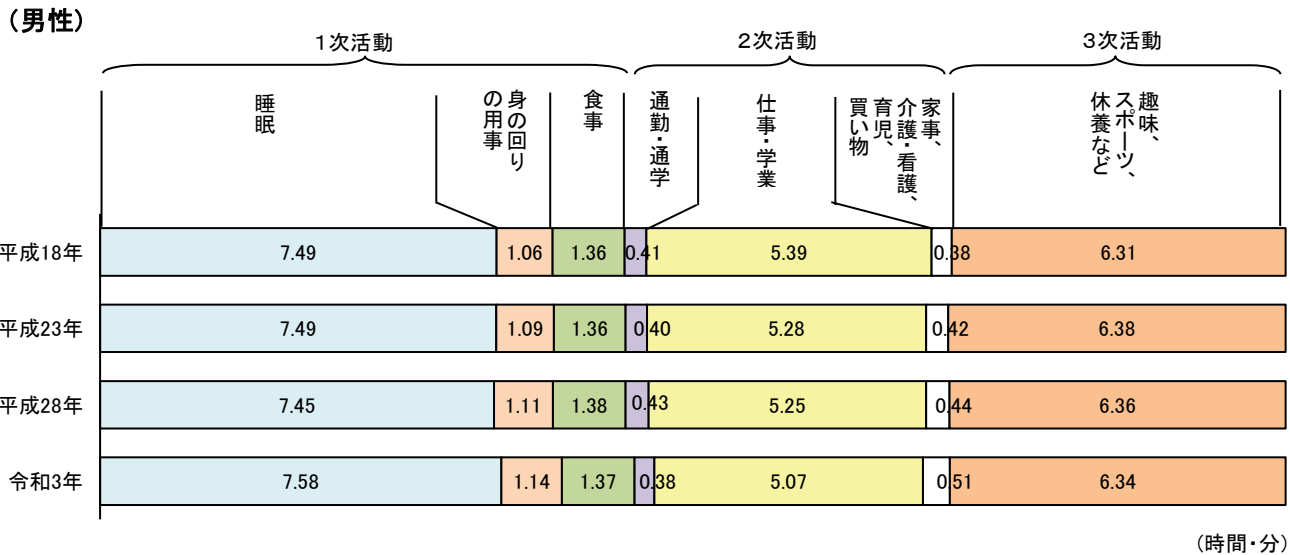
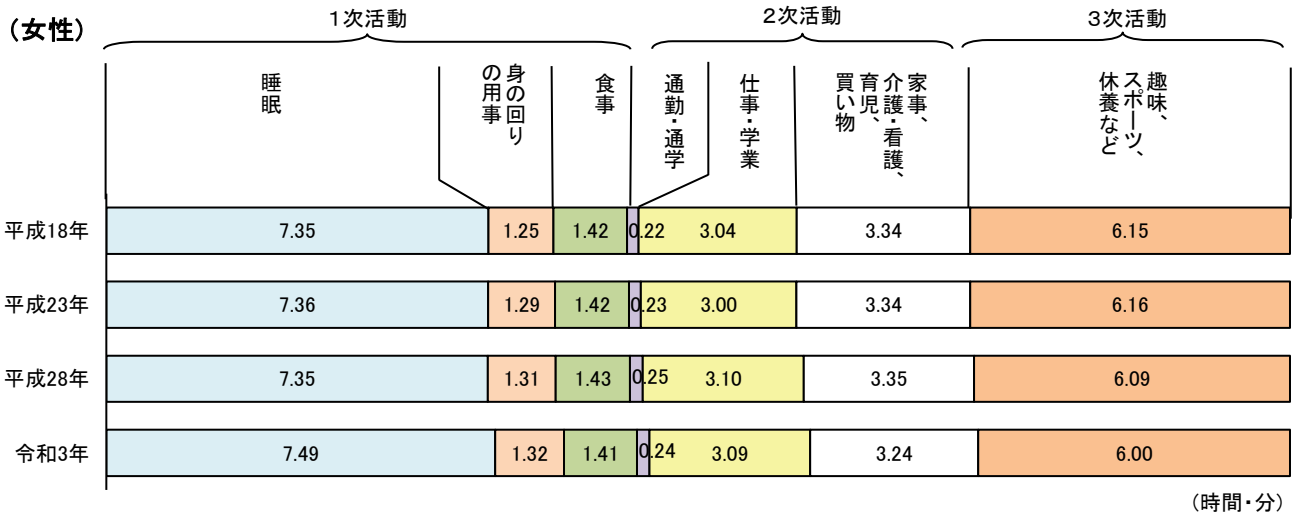
※資料:男女共同参画市民アンケート調査(令和3年 呉市)※

(6) 男女の家事時間

1日の生活時間をみると、2次活動時間（通勤・通学、仕事・学業、家事、介護・看護、育児、買い物）については、使い方が男女で大きく異なり、女性は家事、介護・看護、育児、買い物、男性は仕事・学業の時間が長くなっています。

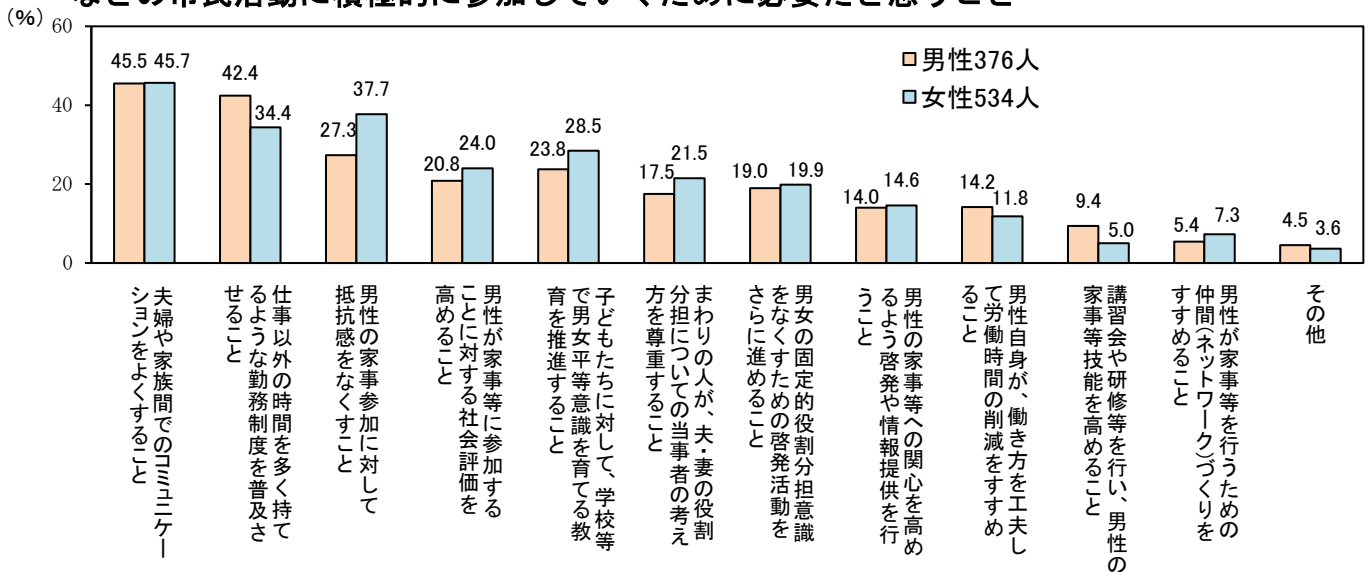
また、男性が家事、育児、介護等に参加するために必要な方策としては、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくすること」、「仕事以外の時間を多く持てるような勤務制度を普及させること」、「男性の家事参加に対して抵抗感をなくすこと」が必要だとする人が多くなっています。

◆図表5-9 行動の種類別生活時間（国）



《資料:社会生活基本調査(総務省統計局)》

◆図表5-10 今後男性が女性とともに家事、育児、介護、地域活動やボランティアなどの市民活動に積極的に参加していくために必要だと思うこと



《資料:男女共同参画市民アンケート調査(令和3年 呉市)》

第2部

呉市の男女共同参画
施策の実施状況

1 令和6年度の主な取組

「くれ男女共同参画推進条例（以下「条例」という。）」の基本理念の普及や男女共同参画の推進に向けた機運の醸成を図るため、次の各事業を行いました。

(1) 呉市男女共同参画週間事業

6月23日から29日までの「男女共同参画週間」に合わせ、「令和6年度 呉市男女共同参画週間事業」を開催しました。

テーマ「家族の絆とは～人とのつながりから考える男女共同参画～」

- 映画上映会 上映映画「そして、バトンは渡された」（日本語字幕付き）
日時：6月22日（土）13:30～16:00 場所：呉信用金庫ホール（呉市文化ホール）
- 男女共同参画パネル展 出展：14団体
①6月20日（木）～26日（水）呉市役所，②6月28日（金）～7月4日（木）広市民センター

(2) くれ男女共同参画セミナー

講座の中で、男女の性別に関係なく互いについて、また男女共同参画についての理解を深め、自らの生き方を見つめ直し、いきいきと豊かに生きる機会となるよう、いろいろなテーマでセミナーを実施しました。

区分	親子でチャレンジ編（全2回）
テーマ	「おとな」も「こども」も！チャレンジ講座
実施日時	① 9月28日（土）10:00～11:30 ② 9月28日（土）13:00～14:30
場所	①, ②ともに生涯学習センター
内容講師	① 知ることからはじめよう！～体（からだ）と性（せい）のおはなし～ 家庭で体や性のお話をしたことがありますか。大事にしてほしい自分の体のこと。こどもも大人も知っておきたい、「体（からだ）と性（せい）」について学ぶ。 講師：思春期保健相談士，性教育アドバイザー，看護師 高橋 彩さん ② みんなでかんがえてみよう！～防災（ぼうさい）でおとながすること・こどもができること～ 災害はいつどこで起こるかわからない。災害が起きたとき，少しでも被害を小さくするために，普段の生活からできることを，こどもも大人も一緒に学ぶ。 講師：ボウジョレーヌプロジェクト代表，防災士 中井 佳絵さん
参加者	延べ21人
区分	チャレンジ応援編（全2回）
テーマ	明日をつかむ！チャレンジ応援講座
実施日時	① 10月19日（土）10:00～12:00 ② 10月19日（土）13:00～15:00
場所	①, ②ともに広まちづくりセンター
内容講師	① 将来を見据えたライフプランとマネープラン～できる時にできることを，始めるのは今～ これからの自分の人生設計とお金の関係について，自分の強みを生かし，ライフプランに合わせたマネープランの考え方を講師から学び，自分らしい生き方に学ぶ。 講師：ファイナンシャルプランナー キャリアコンサルタント 三上 貴久美さん ② 家庭でもできる性のおはなし～こどもに伝えたい性のおはなし～ 自分の体と性について，家族で話をすることはありますか。こどもにどう伝えたらいいのか，何歳から始めたらいいのか わからない。自分でもよく知らない体と性について，自分の身を守り，自分を大事にするためのお話から学ぶ。 講師：思春期保健相談士，性教育アドバイザー，看護師 高橋 彩さん
参加者	延べ21人

(3) DV防止啓発

①「女性に対する暴力をなくす運動」啓発事業

●講演会

産婦人科医から見たDVの現実と、大切な人が被害者になってしまったとき、周りの人ができることについて学びました。

事業名	「女性に対する暴力をなくす運動」啓発講演会
実施日時	11月28日（木）14:00～15:30
場 所	呉市役所7階会議室
内 容	テーマ：身近な人からの暴力 ～大切な人を救うためにできること～ 講師：河野 美代子さん（河野産婦人科クリニック 院長）
参加者	41人

② デートDV啓発講師派遣事業

若年層の、交際相手からのDV（デートDV）への理解を深め、予防するため、高等学校等が行う学習活動に、講師（外部講師，職員）を派遣します。

日 付	派 遣 先	学 習 者
7月11日（木）	呉南特別支援学校（市職員派遣）	生徒 9人
10月8日（火）	呉市立呉高等学校（市職員派遣）	1年生 154人
10月16日（水）	呉工業高等専門学校（市職員派遣）	2年生 161人
10月28日（月）	呉工業高等学校 定時制（外部講師派遣）	1～4年生 30人

③ DV相談先ミニガイドブックの作成・設置

DVの相談先を市民のみなさんに知っていただくため、相談先ミニガイドブックを作成・配布しています。このガイドブックは、市役所等の公共施設に設置しています。

(4) 男女共同参画に関する企業の取組状況調査

市内事業所の男女共同参画への取組や意識等の実態を把握し、今後の施策に反映させていくために実施しました。

【調査項目】Ⅰ女性の雇用管理状況

Ⅱ育児と介護の両立支援制度

Ⅲ事業所の男女共同参画を進めるにあたっての要望

調査区域	呉市全域
調査対象	市内に事業所のある概ね従業員30人以上の企業 呉市人権尊重企業連絡協議会に加入している企業
標 本 数	298事業所
調査方法	郵送による配布 FAX・メールによる回答
調査期間	8月23日（金）～9月30日（月）
回 収 率	41.6%（有効回答数：124事業所）

2 「第4次くれ男女共同参画基本計画」の施策の実施状況

※事業名に【事業名／担当課】と付しているものは、再掲を示す。

領域 I 仕事と暮らしの充実

基本方針1 誰もが安心して自らが望む働き方にチャレンジできる環境づくり

施策1 子育てや介護に対する支援

具体的施策 ①多様な保育サービスの提供

事業名	事業概要・内容及び6年度実施状況	6年度 予算額 (千円)	7年度 予算額 (千円)	担当課
公立保育所管理運営事業	<p>【事業概要】 保育を必要とする就学前児童を保育し、児童福祉の向上を図る。</p> <p>【6年度実績】 保育所10か所、小規模保育事業所1か所</p>	441,240	516,944	こども施設課
一時保育事業	<p>【事業概要】 保護者の多様なニーズに対応するため、児童福祉法第24条の規定による「保育の実施」の対象とならない就学前児童を一時的に受け入れる。</p> <p>【6年度実績】 実施箇所数35か所 延べ利用児童数:35,871人</p> <p>※上記実績、予算額は公立を含まない。</p>	122,221	102,196	こども施設課
延長保育事業	<p>【事業概要】 認定時間(標準11時間 短時間8時間)を超えて延長保育を行う。</p> <p>【6年度実績】 実施箇所数37か所 延べ利用児童数:17,607人</p> <p>※上記実績、予算額は公立を含まない。</p>	17,600	34,000	こども施設課
障害児保育事業	<p>【事業概要】 個々の障害の種類、程度に応じた保育を行うとともに、家庭・専門機関との連携を密にし、他の児童や保護者に対して障害に関する正しい認識を広める。</p> <p>【6年度実績】 実施箇所数25か所 延べ受入児童数:401人(月ごと在籍児童数の累計)</p> <p>※上記実績、予算額は公立を含まない。</p>	20,800	31,800	こども施設課
病児・病後児保育事業	<p>【事業概要】 病気療養中及び病気回復期にある、呉市内の小学校6年生までの児童を、病院・診療所等に付設された専用の保育室等において、一時的に預かり保育する。</p> <p>【6年度実績】 実施箇所数1か所 利用延べ人数:1,108人</p>	163,141	73,591	こども施設課
保育所等の整備援助	<p>【事業概要】 民間保育所等の改築や大規模修繕に対し、保育所等整備交付金等を活用した補助金を交付する。</p> <p>【6年度実績】 実施箇所数1か所 ※予算額は公立を含まない。</p>	610,198	267,630	こども施設課
	<p>【事業概要】 国県補助事業により保育所を整備した法人等に対し、借入金にかかる利子について補助金を交付する。</p> <p>【6年度実績】 実施箇所数8か所 ※予算額は公立を含まない。</p>	242	144	
産休明け入所事業	<p>【事業概要】 生後8週間を過ぎた乳児を保育する。</p> <p>【6年度実績】 実施箇所数2か所 利用児童数:0人</p>	—	—	こども施設課

具体的施策 ②放課後児童対策の充実

事業名	事業概要・内容及び6年度実施状況	6年度 予算額 (千円)	7年度 予算額 (千円)	担当課
放課後児童健全育成事業	<p>【事業概要】 保護者等が就労等により、昼間常時家庭にいない場合に、小学校児童を放課後から夕方まで預かり、遊びや生活の場を提供する。 また、民設児童会に対し、運営費を助成する。</p> <p>【6年度実績】 公設児童会(R6. 5. 1現在) 児童会数 35か所(うち、放課後児童会・子供教室一体型モデル事業 2か所) 入会児童数 2,562人・・・待機児童数 0人 民設児童会助成件数 4事業者</p>	546,589	766,765	こども支援課
児童館の設置	<p>【事業概要】 児童に健全な遊びの機会を与えて、その健康を増進するとともに情操を豊かにすることを目的に事業を行う。</p> <p>【6年度実績】 児童館数:3か所(※二川児童館は休館中) 延べ利用児童数:6,530人</p>	12,327	13,468	こども支援課

具体的施策 ③介護サービス等の利用支援

事業名	事業概要・内容及び6年度実施状況	6年度 予算額 (千円)	7年度 予算額 (千円)	担当課
介護保険制度	<p>【事業概要】 介護を必要とする市民が、介護認定申請により決まった介護度に基づいて、介護サービスの提供を受け、介護の負担が家族に集中することがないよう社会全体で支え合う制度の実現を目指す。</p> <p>【6年度実績】 ①居宅介護(介護予防)サービス……………8,707,423千円 ②施設介護サービス……………8,190,603千円 ③地域密着型介護(介護予防)サービス……………2,208,129千円 ④その他……………2,136,837千円 (居宅介護(予防介護)福祉用具購入費、住宅改修費、サービス計画給付費等)</p>	21,888,482	21,862,215	介護保険課
紙おむつ購入助成券支給事業	<p>【事業概要】 寝たきり等により常時おむつを使用している高齢者又は、その者を現に介護している者に対し、紙おむつが購入できる助成券を年4回支給する。</p> <p>【6年度実績】 事業費:33,303千円</p>	36,263	35,097	高齢者支援課
家族介護慰労金支給事業	<p>【事業概要】 介護保険サービスを利用せずに、在宅で重度要介護高齢者を介護している家族に対し、年間10万円を支給する。</p> <p>【6年度実績】 支給件数:1件</p>	300	300	高齢者支援課

具体的施策 ④地域の子育て・介護支援体制の充実

事業名	事業概要・内容及び6年度実施状況	6年度 予算額 (千円)	7年度 予算額 (千円)	担当課
呉市すこやか子育て支援センター事業	<p>【事業概要】 呉市すこやか子育て協会に委託して実施している事業。 心身ともに健康な子育て環境を整備するため、未就園児(主に3歳未満)の子どもを養育している家庭の親子を対象に、子育て相談、子育てサロンの開催など、子育て交流広場を利用してもらう。</p> <p>【6年度実績】 プレイルーム利用者:くれくれ・ば 16,471人 プレイルーム利用者:ひろひろ・ば 20,214人</p>	41,800	53,174	こども支援課
子育て支援サークルネットワーク化事業	<p>【事業概要】 呉市すこやか子育て協会に委託して実施。 育児サークルや子育て支援サークルが、互いに、団体間の情報交換や呉市全体の子育て支援策への協働意識を高めるための交流会等を実施。</p> <p>【6年度実績】 サークル交流会 1回 協力団体数(サークル) 30団体</p>	-	-	こども支援課
ファミリー・サポート・センター事業	<p>【事業概要】 呉市すこやか子育て協会に委託して実施 育児・家事の援助を受けたい人(依頼会員)と育児・家事の援助を行いたい人(提供会員)が会員登録し、地域で子育てに関する相互援助活動を行う。 「生後57日から中学3年生までの子どものいる人」を依頼会員の対象としていたが、平成21年8月から、「母子健康手帳受領の日から」サポートする妊産婦支援を開始。平成25年10月からは、育児支援の「訪問型」を導入し、サービスを拡充する。 また、平成29年1月からは、1歳以上の子どもがいる人を対象に24時間サポートを開始。</p> <p>【6年度実績】 依頼会員 1,436人(10人) 提供会員 289人(141人) 両方会員 96人(37人) 活動件数 1,387件(36件) ※()は妊産婦支援の内数</p>	24,048	26,139	こども支援課

事業名	事業概要・内容及び6年度実施状況	6年度 予算額 (千円)	7年度 予算額 (千円)	担当課
子どもの居場所づくり助成事業	<p>【事業概要】 地域の子どもを対象に、こども食堂、遊び場、学習支援教室など、子どもの居場所づくりに取り組む団体に対し、開設及び運営費用の一部を助成することにより、地域の大人たちが見守る安心できる空間づくりや、子どもたちの自己肯定感・自尊感情が生まれ子どもたちが健やかに育つ場を構築する。</p> <p>【6年度実績】 ・新規：2団体(虹色の郷・地域協働総合文化本部) ・継続：4団体(むすびとみそしる・さっこ・みんなでごはん・大田笑会)</p>	1,000	1,100	こども支援課
利用者支援事業	<p>【事業概要】 ファミリー・サポートや一時預かりなど様々な子育て支援サービスの中から最適なものを選択し、円滑に利用できるよう、呉市すこやか子育て支援センター(くれくれ・ば、ひろひろ・ば)で相談を実施。また、男性の育児支援講座や将来の父や母になる方への育成講座を実施。</p> <p>【6年度実績】 ・子育て等に関する相談：くれくれ・ば 830件 ・子育て等に関する相談：ひろひろ・ば 770件 ・男性への育児支援事業の参加者数：48人 ・高校生の0・1・2歳ふれあい体験講座の参加者数：13人</p>	24,047	24,110	こども支援課
未来へ羽ばたけ！ 大学進学応援事業	<p>【事業概要】 一定の所得水準を下回る貧困家庭の高校生を優先し、大学受験のための学習機会や三者面談の実施、受験情報を提供することで、将来の夢を諦めず希望の大学に進学することができるように支援。</p> <p>【6年度実績】 ・高校3年生 10人、2年生 9人、1年生 8人の27人が受講。 ・高校3年生 10名全員が第1志望又は第2志望の大学へ進学した。</p>	5,100	8,502	こども支援課
大学等受験料及び 模擬試験受験料支援事業	<p>【事業概要】 「未来へ羽ばたけ！大学進学応援事業」を受講している高校3年生、「子どもの進学支援事業」または「子どもの学習・生活支援事業」に登録している中学3年生に対し、大学等受験料及び模擬試験の費用の補助を行うことで、進学に向けたチャレンジを後押しする。</p> <p>【6年度実績】 ・高校3年生 大学受験料補助 10件 ・模擬試験受験料 3件 (中学3年生の申請なし)</p>	—	1,095	こども支援課
こどもまんなかキャンペーン	<p>【事業概要】 こどもや子育て中の方々が一気兼ねなくさまざまな支援制度やサービスを利用できるよう、年齢、性別を問わず、市全体で温かく見守る気運とこどもや子育て中の方々を応援する社会全体の意識改革を図るため、企業や団体にこどもまんなか応援サポーターになっていただくとともに講演会等の開催やタウン誌での特集、SNSでの情報配信等による啓発活動を実施する。市内の企業へもその推進を働きかけている。</p> <p>【令和6年度実績】 ・こどもまんなか応援サポーター 140者</p>	5,100	10,000	こども支援課
こども医療費助成事業	<p>【事業概要】 市内在住の高校生以下のすべての子どもたち(18歳到達後の3月31日までの児童)の通院・入院を助成 自己負担：500円/日(通院：月4日まで、入院：月14日まで)</p>	632,130	599,203	こども支援課
地域子育て支援センター事業	<p>【事業概要】 居宅育児家庭の親子が保育所内に設置する地域子育て支援センターの活動に参加することで、子育ての悩みの解消や安心して子どもが遊べる場所を提供する。</p> <p>【6年度実績】 実施箇所数9か所(自主事業含む) サークル等延べ利用人数：40,694名 子育て相談件数804件 年間園庭開放延べ日数：1,068日</p>	48,828	58,041	こども施設課
子育てヘルパー派遣事業	<p>【事業概要】 児童の養育が困難となっている家庭に対し、子育てヘルパーを派遣し、家事援助や育児の技術的指導を行う。</p> <p>【6年度実績】 認定者数 延べ56人 利用日数 508日</p>	3,695	3,240	こども家庭相談課
子育て家庭支援事業	<p>【事業概要】 短期入所生活援助事業(ショートステイ) 保護者が病気、冠婚葬祭などのため、児童の扶養が一時的に困難となったときに、児童養護施設等で一定期間(原則として7日以内)児童を預かる。</p> <p>【6年度実績】 利用者数：延べ76人・延べ229日</p> <p>【事業概要】 夜間養護等事業(トワイライトステイ) 保護者が仕事等の理由により夜間又は休日に不在となり、家庭で児童の養育が困難になった場合等に、その児童を施設等へ通所させ、生活指導、食事の提供等を行う。</p> <p>【6年度実績】 利用者数：延べ90人・延べ446日</p>	1,299	1,690	こども家庭相談課
妊娠・出産包括支援事業	<p>【事業概要】 子育て世代への妊娠・出産・育児における切れ目のない支援を実施し、子育てしやすい環境づくりに取り組むことで子どもを産み育てやすい社会環境を創り出す。</p> <p>【6年度実績】 プレママほっとタイム 12回 28人 プレママプレパパほっとタイム 10回 153人 母乳育児支援補助券利用数 60人 産後ケア 宿泊型 20人 55日 日帰り型 1日 30人 59日 半日 73人 198日 訪問型 83人 224日 産婦健康診査の助成 産後2週間 820人 産後1か月 837人 不妊治療医療費の助成 35件 不育症治療費の助成 9件</p>	31,078	32,802	地域保健課

事業名	事業概要・内容及び6年度実施状況	6年度 予算額 (千円)	7年度 予算額 (千円)	担当課
精神障害者社会復帰相談指導事業及び組織育成	<p>【事業概要】 在宅精神障害者の社会復帰を促進するため、グループ活動を通じ、育成を行うとともに、家族の交流や情報交換等ができるように支援を行う。</p> <p>【6年度実績】 ソーシャルクラブ 加入者14人 実施回数30回 延人数87人 つばき会 会員9人 実施回数4回 延人数19人</p>	15	15	地域保健課
要援護高齢者等見守り支援事業	<p>【事業概要】 ひとり暮らし高齢者等を対象に、民生委員が訪問し身上相談及び生活指導を行うとともに、安否を確認し、安心して暮らせる社会を目指す。 災害時の避難に不安を抱えるひとり暮らし高齢者及び障害者等について、実態調査し、災害時要援護者台帳登録の勧奨等を行う。</p> <p>【6年度実績】 延べ訪問件数:107,897件</p>	11,504	11,504	高齢者支援課
シルバーハウジング生活援助員派遣事業	<p>【事業概要】 高齢者に配慮したバリアフリー対応の住宅に生活援助員を配置し、生活指導・相談、安否の確認、緊急時の対応、一時的家事援助などのサービスを提供する。</p> <p>【6年度実績】 2施設 60戸</p>	9,961	10,118	高齢者支援課
親子コミュニケーション能力開発事業	<p>【事業概要】 家族(親子)の基本的信頼関係(愛着)を形成するきっかけづくりや地域で子育てを考えていく環境を醸成するため、広島県が作成した「『親の力』をまなびあう学習プログラム」を活用した講座を実施する。 呉市内の小中学校PTAを始めとした団体の申し込みにより、広島県から認定を受けた市内ファシリテーターを派遣する。</p> <p>【6年度実績】 1回開催 参加者数78人、フォローアップ講座 受講者数9人</p>	274	174	文化振興課

具体的施策 ⑤子育てや介護に関する相談体制や情報提供の充実

事業名	事業概要・内容及び6年度実施状況	6年度 予算額 (千円)	7年度 予算額 (千円)	担当課
児童療育相談事業	<p>【事業概要】 知的障害、身体障害又は心身の発達に関し諸問題を有する児童に対し、医師の診査等を行い、その原因を早期発見し、保護者や保育所・学校等と連携を取りながら、必要な療育について相談・指導等を行い、児童等の健全な発達と地域で円滑な生活を送れるよう支援する。</p> <p>【6年度実績】 相談受付:実人数 102人 発達相談:実人数 101人(延べ人数524人) 発達検査:実人数 86人(延べ人数120人) 医師診査:実人数 89人(延べ人数414人)</p>	20,825	20,745	障害福祉課
青少年の教育相談	<p>【事業概要】 青少年指導員2名が、児童・生徒・保護者の電話や来所による相談を受け、助言を行っている。</p> <p>【令和6年度実績】 相談件数 3件 相談のうち3件(100%)とも高校生を対象とした相談となった。</p>	-	-	文化振興課
家庭教育相談事業	<p>【事業概要】 呉市教育会と協力し毎年秋(10月)と冬(2月)に各5日計10日間、家庭教育に対する不安や悩みを解消し、健全な家庭環境づくり、親子関係を推進するため相談事業を実施する。</p> <p>【6年度実績】 10月 9件、2月 7件</p>	155	128	文化振興課
家庭児童相談事業	<p>【事業概要】 家庭児童相談員を、こども家庭相談課(すこやかセンターくれ3階)に配置し、児童虐待や子育てに関する相談に応じる。</p> <p>【6年度実績】 家庭児童相談 2,159件</p>	59,938	45,745	こども家庭相談課
女性相談事業	<p>【事業概要】 女性相談支援員を、こども家庭相談課(すこやかセンターくれ3階)に配置し、DVや離婚等の相談に応じる。</p> <p>【6年度実績】 月～金 8:30～17:15 女性相談件数 延べ219件</p>	3,556	3,965	こども家庭相談課
地域相談センター	<p>【事業概要】 高齢者の在宅介護や保健福祉サービスに関する地域の身近な相談窓口として、寄せられた相談や情報等を集約し、適切なサービス利用につなげるとともに、地域に向けて情報提供や介護予防の普及啓発を行う。 市内16箇所にセンターを設置している。</p> <p>【6年度実績】 事業費:20,160千円 相談件数:2,489件</p>	21,420	20,160	高齢者支援課
地域包括支援センター	<p>【事業概要】 高齢者についての心配事や悩み事を抱える本人、家族、介護者等の総合相談窓口として、在宅介護や保健福祉サービス、権利擁護、介護予防等に対する相談に応じ、包括的・継続的に支援を行う。 日常生活圏域ごとの市内8地域にセンターを設置している。</p> <p>【6年度実績】 事業費:241,611千円 相談件数:50,738件</p>	242,625	244,489	高齢者支援課

事業名	事業概要・内容及び6年度実施状況	6年度 予算額 (千円)	7年度 予算額 (千円)	担当課
重層的支援体制整備事業	<p>【事業概要】 相談者の属性(高齢、障害、子ども、生活困窮など)、世代、相談内容にかかわらず包括的・重層的な支援を行うことができる体制の構築を進める。</p> <p>【6年度実績】 多機関協働事業 相談受付件数 231件、重層的支援会議 58件 アウトリーチ等を通じた継続的な支援事業 アウトリーチ延べ件数 339件 参加支援事業 延べ参加者数 21人、参加支援機関数 5機関</p>	48,267	44,746	福祉保健課 重層的支援推進室
母子健康づくり事業	<p>【事業概要】 妊産婦、乳幼児の保護者、思春期の子どもを持つ親に対して、出産、育児、家庭看護、思春期等の母子保健に関する正しい知識の普及啓発のため、健康相談、家庭訪問、保健指導などを実施する。</p> <p>【6年度実績】 妊婦保健指導 891人 妊婦等訪問指導 3,297人 育児教室 25回 590人 家庭看護・事故予防教室 6回 78人 ちびっこ教室 22回 97人 育児相談 154回 870人 子どもの心の健康づくり相談 25回 33件</p>	2,501	2,538	地域保健課
乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	<p>【事業概要】 地域の中で乳児の健全な育児環境の確保を図ることを目的として、主任児童委員・民生委員児童委員と保健師が連携して生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供を実施する。</p> <p>【6年度実績】 訪問件数 817件</p>	-	-	地域保健課
【呉市すこやか子育て支援センター事業/こども支援課】				I-1-1-④
【地域子育て支援センター事業/こども施設課】				I-1-1-④
【妊娠・出産包括支援事業/地域保健課】				I-1-1-④

施策2 仕事と暮らしの両立支援

具体的施策 ①家庭生活や地域活動等への参画支援

事業名	事業概要・内容及び6年度実施状況	6年度 予算額 (千円)	7年度 予算額 (千円)	担当課
呉市市民協働センターにおける情報提供、相談業務及び活動支援	<p>【事業概要】 呉市市民公益活動登録団体及びボランティアに関心のある市民を対象に、情報提供や相談業務及びボランティア活動並びにNPO法人に関する相談を行う。また、活動支援のため団体の会報誌や会議資料の印刷・製本等の作業場所として活用してもらう。</p> <p>【6年度実績】 相談件数 204件(来館184件・電話20件) 印刷機等の利用件数 1614件 くれボランティア情報HP、メルボラ(メールマガジン 登録数:290件)による情報提供</p>	-	-	地域協働課
くれ男女共同参画セミナーの開催	<p>【事業概要】 呉市内に在住・通勤・通学の20歳以上の男女、または親子に対し、男女共同参画についての幅広いジャンルを総合的に学習する機会を提供し、日々の生活の中で当たり前と思っていたことや感じていたことの矛盾などを、改めて考え直す機会とする。</p> <p>【6年度実績】 参加者 「おとな」も「こども」も！チャレンジ講座：延べ21人 明日をつかむ！チャレンジ応援講座：延べ21人</p>	105	105	人権・男女共同参画課
地域コーディネーター事業	<p>【事業概要】 地域の子どもの対象に子どもの居場所づくりに取り組む団体に対し、新たに開設する場合や活動を継続・充実するための運営支援、関係機関及び民間企業との連絡調整、子どもの居場所づくり助成事業対象者の選定及び子どもの居場所づくり運営者会議、座談会を開催する。</p> <p>【6年度実績】 ・新規:2団体(虹色の郷・地域協働総合文化本部) ・継続:4団体(むすびとみそしる・さっこ・みんなでごはん・大田笑会)</p>	1,562	1,562	こども支援課

具体的施策 ②日常生活能力の向上支援

事業名	事業概要・内容及び6年度実施状況	6年度 予算額 (千円)	7年度 予算額 (千円)	担当課
誰もが参加できる料理教室の開催	<p>【事業概要】 家庭生活において男性の家事の積極的参加を促すため、成人男性を対象に講座を開設する。食事を作ることをきっかけとして家事全般を理解することを目的とする。</p> <p>【6年度実績】 ・講座数 定期講座 5講座、65回開催</p>	573	564	生涯学習センター

事業名	事業概要・内容及び6年度実施状況	6年度 予算額 (千円)	7年度 予算額 (千円)	担当課
地域介護教室の開催	<p>【事業概要】 市民が各地域のまちづくりセンターや集会所において、要介護高齢者を介護する方に介護知識・技術の習得を目的とした教室を開催し、介護負担の軽減を図る。また、介護者相互の情報交換・交流の場として位置づけ、地域で支えあうまちづくりの推進を図る。</p> <p>【6年度実績】 介護教室実施回数：48回 参加者数：591人</p>	816	816	高齢者支援課

施策3 多様な働き方を可能にする環境整備

具体的施策 ①パートタイム、派遣労働等の多様な働き方への支援

事業名	事業概要・内容及び6年度実施状況	6年度 予算額 (千円)	7年度 予算額 (千円)	担当課
呉市シルバー人材センター支援	<p>【事業概要】 (公社)呉市シルバー人材センター運営費の一部を補助する。</p> <p>【6年度実績】 会員数 589人 <内訳> 男性 468人 女性 121人</p>	18,700	18,700	商工振興課
公共職業安定所(ハローワーク)との連携	<p>【事業概要】 「呉地域子育て女性等就職支援ネットワーク会議」(主催:呉公共職業安定所)において、関係団体の取組状況や連携について協議する。</p> <p>【6年度実績】 会議開催日 7月29日</p>	—	—	商工振興課
	<p>【事業概要】 「呉市人権尊重企業連絡協議会」では、毎年、公共職業安定所と共催し、「企業人権問題研修会」を開催する。</p> <p>【6年度実績】 参加者 72社90人</p>	—	—	人権・男女共同参画課

具体的施策 ②両立支援に向けた企業の取組の推進

事業名	事業概要・内容及び6年度実施状況	6年度 予算額 (千円)	7年度 予算額 (千円)	担当課
呉市職場環境改善資金特別融資制度	<p>【事業概要】 (用途) ①福利厚生資金 ②労働環境改善資金(女性、高齢者、障害者の労働環境改善に要するもの) ③労働時間短縮推進資金 ④作業環境改善資金 ⑤仕事と生活の調和推進資金 (融資限度) 運転 10,000千円、設備 50,000千円 (融資期間) 運転・設備10年以内(据置2年以内) (利率) 1.20%以下</p> <p>【6年度実績】 0件</p>	10,000	10,000	商工振興課
市内企業の労働環境改善に向けた取組の広報	<p>【事業概要】 各関係団体の取組について、チラシ配布等により広報する。</p> <p>【6年度実績】 年次有給休暇取得推進に係る厚生労働省の周知チラシ等を本庁舎に設置した。</p>	—	—	商工振興課
くれ勤労者福祉サービスセンター支援	<p>【事業概要】 市内の中小企業の福利厚生事業を実施する、(一財)くれ勤労者福祉サービスセンター事務局の運営及び事務局が行う勤労者の福利厚生事業を支援する。</p> <p>【6年度実績】 事業所数 380業所 会員数 1,199人</p>	12,000	13,000	商工振興課
【こどもまんなかキャンペーン/こども支援課】		I-1-1-④		

基本方針2 働く場において女性がその力を発揮することができる環境づくり

施策1 女性のエンパワーメントの支援と人材情報の提供

具体的施策 ①学習機会の充実

事業名	事業概要・内容及び6年度実施状況	6年度 予算額 (千円)	7年度 予算額 (千円)	担当課
出前トーク	<p>【事業概要】 市政のテーマについて、職員が市民の所へ直接出向き、説明・懇談するとともに、市民の生の声を聴く。</p> <p>【6年度実績】 開催数 120回 参加者 延べ3,327人</p>	5	3	秘書広報課

事業名	事業概要・内容及び6年度実施状況	6年度 予算額 (千円)	7年度 予算額 (千円)	担当課
女性団体・グループへの情報提供	<p>【事業概要】 呉市内の女性団体やグループに対し、講演会やセミナー開催情報、情報紙等を提供し、男女共同参画に関するイベントへの参加を促す。</p> <p>【6年度実績】 呉市や広島県等が実施するイベント情報を随時提供。</p>	-	-	人権・男女共同参画課
【くれ男女共同参画セミナーの開催/人権・男女共同参画課】		I-1-2-①		
呉市女性連合会への助成	<p>【事業概要】 呉市23の各地区女性会により組織された女性連合会が実施する「美しい呉」を実現するための様々な活動を支援する。</p> <p>【6年度実績】 定例(毎月)の企画会議・理事会開催 美しい呉プロジェクト「クリーンキャンペーン」の開催計画(雨天中止)、フジバカマの苗栽培事業「ふれあいバザー」の開催、各種ボランティア活動への参加協力 広報紙の発行</p>	400	400	地域協働課
呉市母子寡婦福祉連合会助成事業	<p>【事業概要】 呉市母子寡婦福祉連合会の経済的・時間的に余裕のないひとり親家庭の児童の体験の不足を補う野外研修事業に対して補助を行う。</p> <p>【6年度実績】 実績なし(悪天候により体験事業が中止になったため)</p>	100	100	こども支援課
【未来へ羽ばたけ! 大学進学応援事業/こども支援課】		I-1-1-④		

施策2 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

具体的施策 ①労働に関する法及び制度の周知

事業名	事業概要・内容及び6年度実施状況	6年度 予算額 (千円)	7年度 予算額 (千円)	担当課
各種人権問題研修・講座の開催	<p>【事業概要】 様々な人権課題に関する研修会等に人権・男女共同参画課職員を講師として派遣する。</p> <p>【6年度実績】 90件 参加者数3,354人 (派遣先:企業24件,住民団体36件,行政12件,その他18件)</p>	-	-	人権・男女共同参画課
呉市人権尊重企業連絡協議会	<p>【事業概要】 地域社会を構成する一員である企業として、人権尊重の理念に基づく企業経営を推進し、豊かな社会づくりに貢献することを目的とし、講演会・講座・フォーラム等の開催や、多様な広報媒体の充実により人権についての啓発・広報活動を推進する。</p> <p>【6年度実績】 企業合同(新入社員等)人権研修(4月) 5社 5人 採用選考に係る人権問題研修(5月) 106社 121人 企業人権問題研修会(12月) 72社 90人</p>	80	80	人権・男女共同参画課

具体的施策 ②相談体制の充実

事業名	事業概要・内容及び6年度実施状況	6年度 予算額 (千円)	7年度 予算額 (千円)	担当課
呉市雇用促進協議会	<p>【事業概要】 呉市雇用促進協議会(呉市・呉商工会議所・広島文化学園大学・広島県西部総務事務所呉支所・公財)くれ産業振興センター・呉高等技術専門学校)により、呉しごと相談館を週1回、運営し、雇用に関する相談を行う。 また、地域雇用活性化推進事業を活用し、人材育成講座や就職説明会を開催するとともに、呉の産業PR事業を実施し、地元企業への就職を一体的に促進させる。</p> <p>【6年度実績】 負担金 4,604,000円 呉しごと相談館での相談対応件数 延べ 68件 地域雇用活性化推進事業への参加者 122社 106人</p>	4,604	4,604	商工振興課

具体的施策 ③職場での積極的改善措置(ポジティブ・アクション)を講じるための啓発

事業名	事業概要・内容及び6年度実施状況	6年度 予算額 (千円)	7年度 予算額 (千円)	担当課
【公共職業安定所(ハローワーク)との連携/商工振興課、人権・男女共同参画課】		Ⅲ-1-3-①		
女性活躍推進コース	<p>【事業概要】 女性消防吏員のキャリア形成を支援し、職域拡大等を目的とした知識及び能力を習得させるため、女性消防吏員で消防司令補又は消防士長の階級にある幹部候補生を消防大学校に入校させている。</p> <p>※消防大学校の入校については、毎年抽選</p> <p>【6年度実績】 派遣者なし</p>	-	-	消防総務課

施策3 働く場における女性の活躍の推進

具体的施策 ①再就職・起業・自営業者への支援

事業名	事業概要・内容及び6年度実施状況	6年度 予算額 (千円)	7年度 予算額 (千円)	担当課
女性の創業支援事業	<p>【事業概要】 創業に興味のある子育て世代の女性を中心に、資格や趣味を活かしたプチ起業という選択肢もあるという雰囲気づくりを進めるため、民間主導で女性の潜在的な創業意欲を喚起する取組を実施する。</p> <p>【6年度実績】 ・プチセミナー 2回 ・連続セミナー全6回</p>	1,100	1,107	商工振興課
認定農業者の育成	<p>【事業概要】 効率的で安定した農業経営を目指す農業者が自ら作成する農業経営改善計画を市が認定し、その計画が達成されるよう関係団体が一丸となって支援する。</p> <p>【6年度実績】 経営改善計画相談会 1回 認定農業者 30人(内女性1人)</p>	-	-	農林水産課
担い手農家技術習得事業	<p>【事業概要】 定年退職者や兼業農家の女性に農業を営む上での基礎知識を講習し、生産から販売までのノウハウを体験してもらい自立経営できる農業者を育成する。</p> <p>【6年度実績】 基礎習得コース 実習 14回(先進地視察 3回) 修了生 1人(うち女性 1人) 経営支援コース 研修会 0回 修了生 0人(うち女性 0人)</p>	63	63	農林水産課
新規漁業就業者への支援	<p>【事業概要】 漁師の育成から着業・定着までの一貫した支援を行うことで、新たな漁業の担い手確保と漁業地域の活性化を図る。</p> <p>【6年度実績】 着業奨励金 0件 0円 定着補助金 0件 0円</p>	750	750	農林水産課
農山村生産流通等改善事業	<p>【事業概要】 環境に配慮した取り組みや地域農産物を利用した特産品を開発する活動、農業経営向上のための設備投資及び流通の効率化を図る取り組みに対して支援を行い、農業の活性化、生産振興を図る。</p> <p>【6年度実績】 農業生産施設等整備 1件 160千円</p>	1,200	1,200	農林水産課
【くれ男女共同参画セミナーの開催／人権・男女共同参画課】			I-1-2-①	

基本方針3 個人生活の充実による多様な暮らし方の実現

施策1 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の広報・啓発の推進

具体的施策 ①「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の広報・啓発の推進

事業名	事業概要・内容及び6年度実施状況	6年度 予算額 (千円)	7年度 予算額 (千円)	担当課
【こどもまんなかキャンペーン／こども支援課】			I-1-1-④	
【くれ男女共同参画セミナーの開催／人権・男女共同参画課】			I-1-2-①	
【各種人権問題研修・講座の開催／人権・男女共同参画課】			I-2-2-①	
【呉市人権尊重企業連絡協議会／人権・男女共同参画課】			I-2-2-①	
【男女共同参画週間事業／人権・男女共同参画課】			II-1-1-①	

具体的施策 ②市における積極的取組の推進

事業名	事業概要・内容及び6年度実施状況	6年度 予算額 (千円)	7年度 予算額 (千円)	担当課
ワーク・ライフ・バランス研修の実施	<p>【事業概要】 監督者研修・課長補佐研修で、効率的な業務の遂行を意識するタイムマネジメントについて研修する。</p> <p>【6年度実績】 受講者数 64人</p>	-	-	人事課
イクボスの推進	<p>【事業概要】 「イクボス」の推進により、上司が部下や同僚のワーク・ライフ・バランスを積極的に支援し、そのキャリアと人生を応援することで、働きやすい職場環境を創出し、組織の生産性向上と人材定着を図る。 令和5年1月20日には、呉市長自ら「イクボス宣言」を行い、市内企業にもその推進を呼びかけている。</p>	-	-	人事課
一斉定時退庁日の徹底	<p>【事業概要】 毎週水曜日を一斉定時退庁日として、各課において徹底を図っている。また、人事課が水曜日の終業時間に一斉放送を行う取組を実施する。</p>	-	-	関係各課

領域Ⅱ 男女共同参画の意識づくりと人権の尊重

基本方針1 性差に係る固定的な意識の解消

施策1 広報・啓発による理解の促進と相談機能の充実

具体的施策 ①広報・意識啓発の実施

事業名	事業概要・内容及び6年度実施状況	6年度 予算額 (千円)	7年度 予算額 (千円)	担当課
呉市男女共同参画週間事業	<p>【事業概要】 男女共同参画週間(6月23日～29日)に合わせて、男女共同参画に関する講演会、映画上映会及び市内女性団体等の活動を紹介するパネル展示を実施する。</p> <p>【6年度実績】 映画上映会 映画「そして、パトンは渡された」の上映 日時:6月22日(土)13:30～16:00(日本語字幕付き) 参加者:1,025人 パネル展 出展団体:14団体</p>	311	311	人権・男女共同参画課
呉市人権擁護委員協議会支援	<p>【事業概要】 人権擁護委員協議会活動に対し補助金を交付し、その活動を支援し、人権意識の高揚・広報活動の充実を図る。</p> <p>【6年度実績】 研修会(4部会)各1回 新任・再任委員研修会 2回(7月、1月) 啓発活動 人権キーリング人形配布、呉みなと祭、人権の花運動 全国中学生人権作文コンテスト呉地区大会、人権週間パネル展など 人権相談 相談件数 42件(法務局相談40件、市役所相談2件)</p>	793	792	人権・男女共同参画課
【出前トーク/秘書広報課】			I-2-1-①	
【くれ男女共同参画セミナーの開催/人権・男女共同参画課】			I-1-2-①	
【各種人権問題研修・講座の開催/人権・男女共同参画課】			I-2-2-①	
【呉市人権尊重企業連絡協議会/人権・男女共同参画課】			I-2-2-①	
【こどもまんなかキャンペーン/こども支援課】			I-1-1-④	

具体的施策 ②情報の収集及び提供

事業名	事業概要・内容及び6年度実施状況	6年度 予算額 (千円)	7年度 予算額 (千円)	担当課
人権に関する資料の貸出・閲覧	<p>【事業概要】 人権に関する資料(図書、ビデオ、DVD)の貸出・閲覧を行い、地域・職場・学校などでの学習への活用を図る。 貸出期間は1週間、無料。</p> <p>【6年度実績】 190件</p>	141	57	人権・男女共同参画課
広報媒体を活用した情報提供	<p>【事業概要】 市政だより等の広報を活用し、男女共同参画について基本的な理解を深めてもらう。</p> <p>【6年度実績】 市政だより:男女共同参画週間事業、各種講座、講演会等のお知らせ ホームページ:各種事業の掲載</p>	-	-	人権・男女共同参画課
ホームページや広報紙等市の広報媒体を活用した情報提供	<p>【事業概要】 市政だより・テレビ・ラジオ・SNSにより、行政からの情報を効果的に知らせ、市民との信頼・協力関係を構築するとともに、市のホームページで、男女共同参画に関する施策や講演会の紹介を行い、より多くの方々に関心と理解を深めてもらう。また、市長メッセージ配信・記者会見対応を行う。</p> <p>【6年度実績】 市政だより 92,000部/月 発行 テレビ放送 44回/年 FM放送 209回/年 ホームページアクセス件数(トップページ) 656,367件 記者会見時の手話通訳 2回 記者会見動画編集 2回 SNS(Facebook, LINE, X)投稿回数 約257回</p>	73,787	73,298	秘書広報課
図書館資料の企画展示	<p>【事業概要】 呉市立図書館利用者を対象に、図書館資料のうち「人権問題全般」と「男女共同参画」をテーマとした資料を、隔年で、1か月間「あなたと本の出合い」コーナーに展示貸出しすることにより、情報提供及び啓発を図る。</p> <p>【6年度実績】 人権週間(12月4日～10日)に合わせて11月15日～12月11日に実施。 令和6年度は、『「人権問題」を読む』をテーマに資料を展示。 市内7館で合計約300点展示。</p>	-	-	中央図書館
ホームページの充実	<p>【事業概要】 各課においてホームページを充実させ、男女共同参画に関する情報などをわかりやすく提供する。</p>	-	-	関係各課

具体的施策 ③男女共同参画の意識啓発と相談機能の充実

事業名	事業概要・内容及び6年度実施状況	6年度 予算額 (千円)	7年度 予算額 (千円)	担当課																						
【くれ男女共同参画セミナーの開催／人権・男女共同参画課】 I-1-2-①																										
市民相談	<p>【事業概要】 市政相談や日常生活上生じる家事、民事上のトラブルなどについて、適切なアドバイスや専門機関等の紹介など、解決に向けた方向付けを行う中で、人間性を尊重する環境の整備に寄与する。</p> <p>【令和6年度実績】</p> <table border="0"> <tr> <td>市政相談</td> <td>2,872件</td> </tr> <tr> <td>一日総合相談室</td> <td>75件</td> </tr> <tr> <td>行政相談</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>法律相談</td> <td>394件</td> </tr> <tr> <td>民事・登記・相続法律相談</td> <td>330件</td> </tr> <tr> <td>相続・許認可手続相談</td> <td>91件</td> </tr> <tr> <td>不動産に関する相談</td> <td>34件</td> </tr> <tr> <td>交通事故相談</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>土地の境界・不動産表示登記相談</td> <td>25件</td> </tr> <tr> <td>労働・年金に関する相談</td> <td>18件</td> </tr> <tr> <td>消費生活相談</td> <td>1,381件</td> </tr> </table>	市政相談	2,872件	一日総合相談室	75件	行政相談	0件	法律相談	394件	民事・登記・相続法律相談	330件	相続・許認可手続相談	91件	不動産に関する相談	34件	交通事故相談	3件	土地の境界・不動産表示登記相談	25件	労働・年金に関する相談	18件	消費生活相談	1,381件	13,254	17,577	市民相談室 (市民窓口課)
市政相談	2,872件																									
一日総合相談室	75件																									
行政相談	0件																									
法律相談	394件																									
民事・登記・相続法律相談	330件																									
相続・許認可手続相談	91件																									
不動産に関する相談	34件																									
交通事故相談	3件																									
土地の境界・不動産表示登記相談	25件																									
労働・年金に関する相談	18件																									
消費生活相談	1,381件																									
【重層的支援体制整備事業／福祉保健課】 I-1-1-⑤																										
精神保健・福祉相談	<p>【事業概要】 精神保健に関する不安や心の悩み等の相談を精神科医師・精神保健福祉相談員及び保健師による相談を実施する。</p> <p>【6年度実績】</p> <table border="0"> <tr> <td>相談</td> <td>429人</td> </tr> <tr> <td>電話等</td> <td>1,169人</td> </tr> </table>	相談	429人	電話等	1,169人	599	599	地域保健課																		
相談	429人																									
電話等	1,169人																									
地域自殺対策緊急強化事業	<p>【事業概要】 市民が心の健康について理解し、自殺予防のため行動が行えるように人材養成事業(ゲートキーパーの養成)・普及啓発事業(講演会・リーフレット配布)を実施する。</p> <p>【6年度実績】</p> <table border="0"> <tr> <td>人材養成事業</td> <td>15回 362人</td> </tr> <tr> <td>普及啓発事業</td> <td>5回 224人</td> </tr> </table>	人材養成事業	15回 362人	普及啓発事業	5回 224人	588	798	地域保健課																		
人材養成事業	15回 362人																									
普及啓発事業	5回 224人																									
健康相談の推進	<p>【事業概要】 心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的に実施する。</p> <p>【6年度実績】 開催回数 211回 延べ 1,984人</p>	294	416	地域保健課																						

施策2 男女共同参画を推進する学習の支援

具体的施策 ①男女共同参画に関する学習機会の提供

事業名	事業概要・内容及び6年度実施状況	6年度 予算額 (千円)	7年度 予算額 (千円)	担当課
【出前トーク／秘書広報課】 I-2-1-①				
各種講座の開催	<p>【事業概要】 市民の生涯にわたる自主的な学習活動を支援し、その成果が社会において適切に活かされ、評価される生涯学習社会を形成することを目標とし、まちづくりセンター等において講座を開設する。</p> <p>【6年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期講座 214講座、受講者数 2,985人 ・短期講座 489講座、受講者数 5,412人 	48,785	48,274	生涯学習センター
ICT(情報通信技術)を活用した教育の推進	<p>【事業概要】 呉市立小・中・義務教育学校の視聴覚教育部会教諭が情報教育の充実に向け、ICT機器を活用した授業研究を行い、情報教育の充実を図る取組を呉市立小・中・義務教育学校に広めることを目指す。</p> <p>【6年度実績】 小学校部会及び中学校部会で年4回の部会を開催。</p>	5	5	学校教育課
呉市人権教育・啓発推進連絡協議会	<p>【事業概要】 市民のすべてが様々な人権課題を正しく認識し、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう、地域ぐるみの人権教育・啓発活動を推進する。</p> <p>【6年度実績】 各地区人推協において人権研修を実施。 各地区活動費の支給 28地区×1万円(28万円) 啓発用DVDの購入 2本 161,095円</p>	460	460	人権・男女共同参画課
人権教育・啓発推進事業	<p>【事業概要】 市民を対象とした人権問題等に関する研修会、講演会等の学習活動で、呉市内の公共的団体等が主催するものに対して外部講師を派遣し、謝金、交通費等を講師に支給する。</p> <p>【6年度実績】 6件 参加者数573人 呉市人権教育・啓発推進連絡協議会(2回) 延べ383人 仁方地区人権教育・啓発推進協議会 80人 第8・川原石地区人権教育・啓発推進協議会 40人 蒲刈児童会 22人 小学校教頭会 48人</p>	170	170	人権・男女共同参画課

具体的施策 ②性別にかかわらずともに学習に参加するための条件の整備

事業名	事業概要・内容及び6年度実施状況	6年度 予算額 (千円)	7年度 予算額 (千円)	担当 課
託児の実施	<p>【事業概要】 子育て期(特に乳児期)にある保護者に対し託児を実施することにより、男女がともに学習に参加できる条件を整備する。</p> <p>【6年度実績】 託児実施回数 20回 託児利用人数 76人</p>	-	-	関係各課

施策3 性の多様性の理解と尊重

具体的施策 ①リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての啓発の充実

事業名	事業概要・内容及び6年度実施状況	6年度 予算額 (千円)	7年度 予算額 (千円)	担当 課
【母子健康づくり事業/地域保健課】 I-1-1-⑤				
健康づくり事業	<p>【事業概要】 市民の健康寿命の延伸を目標として策定した「第3次健康くれ21」に基づき、健康づくり事業を実施する。</p> <p>【6年度実績】 健康くれ体操の普及 126回 4,015人 ウォーキングの啓発 28回 1,254人 食育教室 281回 5,444人 地域に根ざす健康づくり事業 実施回数 396回 13,807人 健康教室(全体) 496回 11,703人 適塩講演会の実施 1回 36人</p>	8,064	8,346	地域保健課

具体的施策 ②性や命を大切にす教育の充実

事業名	事業概要・内容及び6年度実施状況	6年度 予算額 (千円)	7年度 予算額 (千円)	担当 課
わたしの“いのち”メッセージ展の開催	<p>【事業概要】 市民から募集した絵がみを展示することにより、「命の尊さ」のメッセージを伝え合い、お互いの命・存在の大切さ、生きることの幸せを考える契機とし、もって市民ひとりひとりの人権意識の高揚を目指す。平成28年度から、隣保館の事業として開催。</p> <p>【6年度実績】 応募作品数 422点(第18回) 本庁、広市民センター、8館の隣保館他、市内公共施設等で巡回展示</p>	-	-	人権・男女共同参画課
人権啓発ポスター・絵画展の開催	<p>【事業概要】 児童・生徒が「人権を尊重し、すべての人の幸せな暮らしを求めて」をテーマにポスター・絵画を制作することを通して、自らの人権感覚を高め、作品展開催により市民の人権意識の高揚を図る。</p> <p>【6年度実績】 応募者数 2,013人(小学校23校 1,854人、中学校7校 159人) 入選 80点(輝いて☆くれ ヒューマンフェスタ2024開催中に表彰) 市役所ロビー展示後、各地区市民センター等で巡回展示</p>	270	270	人権・男女共同参画課
性に関する指導の実施	<p>【事業概要】 保健学習・保健指導で性に関する指導を実施する。</p> <p>【6年度実績】 呉市立小・中・義務教育学校及び高等学校で実施</p>	-	-	学校安全課
思春期ふれあい体験学習	<p>【事業概要】 思春期の子どもたちに、乳幼児とふれあい機会を提供して、生命の尊厳や性に対する教育を行うことにより、子どもの健やかな成長を支援する。</p> <p>【6年度実績】 思春期ふれあい体験教室 2回 18人</p>	-	-	地域保健課

具体的施策 ③性に相談機会や情報の提供

事業名	事業概要・内容及び6年度実施状況	6年度 予算額 (千円)	7年度 予算額 (千円)	担当 課
【健康相談の推進/地域保健課】 II-1-1-③				
エイズ対策事業	<p>【事業概要】 HIV感染の予防と蔓延を防ぎ、患者や感染症に対する誤解・偏見をなくすため、血液検査、健康相談、保健指導、普及啓発事業を実施する。</p> <p>【6年度実績】 血液検査 37人 予防健康教育 246人 2回(中学校1回、その他1回) 世界エイズデー街頭キャンペーン 11月29日 市内駅前 パネル展 11月25日～12月2日 広市民センター 11月25日～12月2日 呉市役所 大学新入生へのチラシ配布(広島国際大学、広島文化学園大学) 成人式でのパンフレット配布</p>	480	496	地域保健課

事業名	事業概要・内容及び6年度実施状況	6年度 予算額 (千円)	7年度 予算額 (千円)	担当 課
男女の相互理解	<p>【事業概要】 道徳の時間や学級活動などでの集団指導や個別指導により「自分の大切さとともに他人の大切さを認める」という心や態度を育成する。</p> <p>【6年度実施状況】 呉市立小・中・義務教育学校及び高等学校で実施</p>	-	-	学校安全課

基本方針2 主体的に仕事やライフスタイルを選択する意識の醸成

施策1 男女共同参画の視点に立った教育の推進

具体的施策 ①男女共同参画に関する教育の促進

事業名	事業概要・内容及び6年度実施状況	6年度 予算額 (千円)	7年度 予算額 (千円)	担当 課
【人権啓発ポスター・絵画展の開催／人権・男女共同参画課・学校安全課】		Ⅱ-1-3-②		
【思春期ふれあい体験学習／地域保健課】		Ⅱ-1-3-②		
キャリア・スタート・ウイーク	<p>【事業概要】 児童生徒が「生きる力」を身に付け、激しい社会の変化に対応し、主体的に自己の進路を選択・決定できるなど、社会人・職業人として自立していくことができるようにするため、地域の教育力を最大限に活用し、中学校を中心とした3日間の職場体験(呉市キャリア・スタート・ウイーク)を実施することにより、キャリア教育の一層の推進を図る。</p> <p>【6年度実績】 令和6年8月20日(火)から22日(木)までの3日間で実施。 呉市立中学校2年生及び義務教育学校8年生 1,630名が参加 受入事業所数 約530所</p>	269	292	学校教育課
デートDV防止啓発事業	<p>【事業概要】 市内高等学校等において、デートDVを防止するため啓発を実施する。</p> <p>【6年度実績】 34校 ※デートDV啓発講師派遣(市職員)2校(呉高校, 呉高专) ※その他, 自主啓発実施校9校(高等学校7校, 特別支援学校2) ※呉市立中学校25校は、道徳教育の一環として実施。</p>	-	-	人権・男女共同参画課
デートDV防止啓発講師派遣事業	<p>【事業概要】 デートDVへの理解を深め、予防するため、高等学校等が行う学習活動に講師を派遣する。</p> <p>【6年度実績】 外部講師の派遣1校(呉工業)</p>	120	120	人権・男女共同参画課

具体的施策 ②教職員等の男女共同参画に関する理解の促進

事業名	事業概要・内容及び6年度実施状況	6年度 予算額 (千円)	7年度 予算額 (千円)	担当 課
【出前トーク／秘書広報課】		Ⅰ-2-1-①		
【呉市人権教育・啓発推進連絡協議会／人権・男女共同参画課】		Ⅱ-1-2-①		
【人権教育・啓発推進事業／人権・男女共同参画課】		Ⅱ-1-2-①		
教職員研修の実施	<p>【事業概要】 呉市立小・中・義務教育学校の人権教育部会教諭が、人権教育の充実に向け、生命の尊さや男女の共生、他人との共感の大切さ等、人権教育の理念の体得を目指した授業実践や講師を招聘しての研修を行い、教職員の資質向上に取り組む。</p> <p>【6年度実績】 小学校部会及び中学校部会で年4回の部会を開催。</p>	5	5	学校教育課
教育研究会部会事業(家庭科部会)	<p>【事業概要】 呉市立小・中・義務教育学校の家庭科部会教諭が家庭科教育の充実に向け、生活の自立を図る視点から男女が共に学ぶ学習内容の点検や教材の開発を行い、呉市立小・中・義務教育学校へ広めることを目指す。</p> <p>【6年度実績】 小学校部会及び中学校部会で年4回の部会を開催。</p>	5	5	学校教育課
私立幼稚園協会への補助	<p>【事業概要】 子育てに携わる保育者としての資質の向上を図り、多様な保育ニーズへの対応を図るため、保育士が研修を受ける機会を創出する。</p> <p>【6年度実績】 公立保育所等トップセミナー 乳児保育担当者研修会 など</p>	197	150	こども施設課
保育士研修	<p>【事業概要】 子育てに携わる保育者としての資質の向上を図り、多様な保育ニーズへの対応を図るため、保育士が研修を受ける機会を創出する。</p> <p>【6年度実績】 公立保育所等トップセミナー 乳児保育担当者研修会 など</p>	197	150	こども施設課

領域Ⅲ 安心して暮らせる環境の整備

基本方針1 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援

施策1 ドメスティック・バイオレンスの防止対策の推進(呉市DV防止基本計画)

具体的施策 ①男女間のあらゆる暴力を許さない社会づくりの推進

事業名	事業概要・内容及び6年度実施状況	6年度 予算額 (千円)	7年度 予算額 (千円)	担当課
【女性相談事業／子ども家庭相談課】				I-1-1-⑤
【各種人権問題研修・講座の開催／人権・男女共同参画課】				I-2-2-①
【呉市人権尊重企業連絡協議会／人権・男女共同参画課】				I-2-2-①
DV防止対策関係機関連絡会議の開催	<p>【事業概要】 呉市におけるドメスティックバイオレンスに関係する機関相互の連携を図り、DVの防止及び被害者への適切な支援の取組を推進するための連絡会議を行う。</p> <p>【6年度実績】 11月28日(木)13:00～ 開催 関係機関 9 関係課 5</p>	-	-	子ども家庭相談課
配偶者に対する暴力関係機関連絡会議(広島県主催)	<p>【事業概要】 相談、保護、自立に向けた支援体制を強化するため、関係機関との密接なネットワークを構築していく。</p> <p>【6年度実績】 年1回県内各関係機関の情報交換及び状況把握に努めることにより、保護支援の体制の一層の充実を図る。 10月開催</p>	-	-	子ども家庭相談課
人権相談	<p>【事業概要】 月1回の人権相談日(呉市人権擁護委員会への委託)には人権擁護委員が対応し、通常日には人権・男女共同参画課の職員が人権相談に応じており、人権問題の早期の問題解決を図る。</p> <p>【6年度実績】 人権擁護委員対応: 2件 職員対応: 12件 合計: 14件</p>	47	47	人権・男女共同参画課
犯罪防止教室	<p>【事業概要】 児童生徒の規範意識を育成するため、関係機関と連携した犯罪防止教室を呉市立小・中・義務教育学校及び高等学校で実施する。</p>	-	-	学校安全課

具体的施策 ②DV防止に向けた教育・啓発の推進

事業名	事業概要・内容及び6年度実施状況	6年度 予算額 (千円)	7年度 予算額 (千円)	担当課
DV防止啓発講演会の開催	<p>【事業概要】 DV防止のための啓発講演会を開催する。</p> <p>【6年度実績】 「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて講演会を開催。 参加者: 41人</p>	145	145	人権・男女共同参画課
DV相談先ミニガイドブックの作成・設置	<p>【事業概要】 DVについての正しい認識をもってもらい、相談先を周知するため、ミニガイドブックを作成し、広く配布している。A4の用紙を財布に入るサイズに折り、携帯しやすく工夫する。</p> <p>【6年度実績】 市内公共施設に設置している。</p>	-	-	人権・男女共同参画課
【デートDV防止啓発事業／人権・男女共同参画課】				II-2-1-①
【デートDV防止啓発講師派遣事業／人権・男女共同参画課】				II-2-1-①
【男女の相互理解／学校安全課】				II-1-3-③

具体的施策 ③誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進

事業名	事業概要・内容及び6年度実施状況	6年度 予算額 (千円)	7年度 予算額 (千円)	担当課
防犯対策事業	<p>【事業概要】 安全で住みやすいまちとなるよう、各地域と警察・行政が連携・協力し、安全パトロールの実施やイベント等での防犯グッズの配布による啓発活動等を実施し、防犯に関する活動を行っている。また、警察等からの犯罪に関する情報については、呉市防犯連合会ホームページ等で情報提供しており、犯罪の起こりにくい安全なまちづくりに取り組む。</p> <p>【6年度実績】 JRや呉駅ビル利用者に対して呉警察署と呉市防犯連合会等の合同で犯罪防止広報グッズを配布した。</p>	8,049	8,149	地域協働課
成年後見制度普及啓発事業	<p>【事業概要】 障害者の成年後見制度の利用促進のため、相談会や制度の普及啓発を目的とした研修会等を行う。</p> <p>【6年度実績】 (委託料) 1,612千円</p>	1,612	1,639	障害福祉課

事業名	事業概要・内容及び6年度実施状況	6年度 予算額 (千円)	7年度 予算額 (千円)	担当課
障害者虐待防止対策支援事業	<p>【事業概要】 障害者虐待発見者の速やかな通報と、受付した市町の速やかな対応が義務付けられており、夜間・休日にも職員が配置されている事業所に委託することで、夜間・休日のより確実な受付体制を確保する。令和7年度からは、日中も含めて当該事業を呉市障害者基幹相談支援センターへ委託する。</p> <p>【6年度実績】 (委託料) 66千円</p>	66	1,452	障害福祉課
児童虐待防止対策の強化推進事業	<p>【事業概要】 児童虐待と子育て家庭の孤立化防止のため、関係機関との連携を図り、また、広報・啓発活動として、オレンジリボンキャンペーンを実施する。</p> <p>【6年度実績】 要保護児童対策地域協議会(代表者会議)の開催 1回 オレンジリボンキャンペーン(民協区による地域啓発活動) 学生によるオレンジリボンキャンペーンの支援</p>	311	329	こども家庭相談課
学校安全推進事業	<p>【事業概要】 児童生徒の安全・安心な生活を確保するために、学校、家庭、地域及び関係機関等が連携・協力して、地域全体で見守る体制をつくる。</p> <p>【事業概要】 「防災・災害情報」及び「不審者情報」を迅速かつ一斉に提供</p>	-	-	学校安全課
青少年指導センターの活動	<p>【事業概要】 防犯パトロールを通して児童・生徒等の安全確保につとめ、青少年指導員連絡協議会や警察・学校と連携して児童・生徒の健全育成を図る。</p> <p>【6年度実績】 不審者の報告件数が22件と前年度と比べ3件増加している。引き続き、家庭、学校、警察、行政、地域住民等が一体となって、声かけ活動・広報活動・防犯パトロール等の各施策を今後も継続する。</p>	10,119	9,806	文化振興課

施策2 被害者への支援・相談体制の整備

具体的施策 ①相談体制の充実

事業名	事業概要・内容及び6年度実施状況	6年度 予算額 (千円)	7年度 予算額 (千円)	担当課
【女性相談事業/こども家庭相談課】				I-1-1-⑤
【市民相談/市民窓口課】				II-1-1-③
【人権相談/人権・男女共同参画課】				III-1-1-①
【DV相談先ミニガイドブックの作成・設置/人権・男女共同参画課】				III-1-1-②
相談員等の資質の向上	<p>【事業概要】 相談者に対して適切な支援が行えるよう、研修等に参加し、職員・相談員の資質の向上を図る。</p> <p>【6年度実績】 県内及び県外研修、協議会への参加(関係機関連絡会議を除く。) 課及び係内研修の実施(研修報告、相談員連絡会議など)</p>	190	159	こども家庭相談課
体罰、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等に関する相談窓口の設置	<p>【事業概要】 呉市立小・中・義務教育学校・高等学校における、教職員の体罰、わいせつ行為、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の不祥事の未然防止、及び早い段階での適切な対応を行うため、教育委員会に相談窓口を設置し、当該窓口担当職員が、児童生徒や保護者、教職員をはじめ、市民からの相談を幅広く受け付け、不祥事防止の取組の徹底を図る。</p>	-	-	学校教育課

具体的施策 ②被害者支援の充実

事業名	事業概要・内容及び6年度実施状況	6年度 予算額 (千円)	7年度 予算額 (千円)	担当課
市営住宅優先入居	<p>【事業概要】 DV被害者の居住の安定を図るため、年3回行う市営住宅定期募集のうち第1回目の募集において、DV被害者がいる世帯の当選確率を2倍とする優遇措置をとっている。 また、市営住宅の同居親族要件の例外として、DV被害者は単身で市営住宅に入居可能としている(単身入居可能な住宅に限る。)</p> <p>【6年度実績】 申込 2件 入居 1件</p>	-	-	住宅政策課
県こども家庭センター・警察等関係機関との連携強化	<p>【事業概要】 DV相談のうち、緊急を要する場合、西部こども家庭センターや警察等と連携し、相談者の安全を確保するなど、速やかな対応を行う。</p>	-	-	こども家庭相談課
母子生活支援施設運営事業	<p>【事業概要】 暴力逃避で一時保護となった母子等を母子生活支援施設において保護し、母子家庭の自立に向けた生活・就労等について、施設と連携し、支援・指導する。</p> <p>【6年度実績】 入所措置:2世帯 10人</p>	29,058	24,043	こども家庭相談課

事業名	事業概要・内容及び6年度実施状況	6年度 予算額 (千円)	7年度 予算額 (千円)	担当課
DV家庭の子どもに対する支援	【事業概要】 要保護児童対策地域協議会の構成メンバーとして、支援対象の児童の入所に対して、各保育所、関係機関と連携して支援する。	-	-	こども施設課
	【6年度実績】 代表者会議:1回 実務者会議:4回 ケース検討会議:3回			
	【事業概要】 児童福祉法及び児童虐待防止法により、子どもにDVを見せることも心理的虐待と定義されたため、面前DVにより虐待通告があったケースにおいては、要保護児童対策地域協議会において、関係機関と情報共有及び連携を図る。	-	-	こども家庭相談課
	【事業概要】 関係機関との連携、学校への指導を行う。	-	-	学校安全課

基本方針2 誰もが健康で安心して暮らせる環境づくり

施策1 生涯を通じた健康づくり

具体的施策 ①母子保健対策の充実

事業名	事業概要・内容及び6年度実施状況	6年度 予算額 (千円)	7年度 予算額 (千円)	担当課
【妊娠・出産包括支援事業／地域保健課】				I-1-1-④
【母子健康づくり事業／地域保健課】				I-1-1-⑤
【乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)／地域保健課】				I-1-1-⑤
幼児健康診査事業	【事業概要】 1歳6か月児及び3歳児及び保護者に対して、健やかな成長を目指し、心身の疾病の早期発見、幼児の健康の保持増進を図るため、健康診査、精神発達、視力・聴力検査、歯科検診、栄養相談、育児相談及び保健指導を実施する。	11,028	9,166	地域保健課
	【6年度実績】 1歳6か月児健診 47回 937人 3歳児健診 49回 979人			
妊婦・乳児健康診査事業	【事業概要】 妊婦と乳児及び保護者に対して、妊娠中や乳児の心身の疾病の早期発見、母性及び乳児の健康の保持増進を図るため、妊婦健診、1か月児健診、3～4か月児健診、乳児後期健診、育児相談及び保健指導を実施する。	118,911	120,720	地域保健課
	【6年度実績】 妊婦一般健診 延べ 13,141人 妊婦子宮頸がん検診 874人 妊婦血液検査 876人 1か月児健診 840人 3か月児健診 813人 乳児後期健診 801人			

具体的施策 ②ライフステージに応じた健康の保持・増進

事業名	事業概要・内容及び6年度実施状況	6年度 予算額 (千円)	7年度 予算額 (千円)	担当課
ライフステージに応じた健康づくりの推進	【事業概要】 市民一人ひとりが自分自身のからだやこころの健康状態を知り、それぞれのライフステージに応じた健康づくりに主体的に取り組むことができるよう支援する。(第3次健康くれ21)	-	-	地域保健課
就学時健康診断	【事業概要】 学校保健安全法に基づき、就学予定児童に対し、医師による健康診断(内科・眼科・耳鼻科・歯科)及び視力・聴力検査を実施し、その結果において保健上必要な指導・助言を行う。	5,689	5,593	学校安全課
	【6年度実績】 受診人数 1,130人	検査経費及び検診器具消毒等の経費	検査経費及び検診器具消毒等の経費	
児童生徒定期健康診断	【事業概要】 学校保健安全法に基づき、児童・生徒の健康状態を正しく把握し、心身の健康増進を図るために、学校医及び学校歯科医による健康診断(内科・眼科・耳鼻科・歯科)、視力検査、聴力検査、心音心電図検査、尿検査、色覚検査及び運動器検診を実施し、その結果に基づき保健上必要な措置及び指導を行う。	16,287	15,353	学校安全課
	【6年度実績】 受診人数 13,771人	検査経費及び検診器具消毒等の経費 (定期健康診断に係る学校医報酬等件費は含まない。)	検査経費及び検診器具消毒等の経費 (定期健康診断に係る学校医報酬等件費は含まない。)	

事業名	事業概要・内容及び6年度実施状況	6年度 予算額 (千円)	7年度 予算額 (千円)	担当課
児童生徒に対する食育の推進	【事業概要】 給食の時間、特別活動、各教科等の学校教育活動の中で、児童生徒の正しい食生活や望ましい食習慣の形成を支援する。	—	—	学校安全課
教職員定期健康診断	【事業概要】 学校保健安全法及び労働安全衛生法に基づき、呉市立小・中・義務教育学校に勤務する教職員に対し、定期健康診断を実施し、教職員の健康の維持・促進及び健康管理の適正化を図る。 【6年度実績】 受診人数 598人	11,937 検査経費のみ (定期の健康診断に係る学校医保健管理医報酬等件費は含まない。)	11,978 検査経費のみ (定期の健康診断に係る学校医保健管理医報酬等件費は含まない。)	学校安全課
教職員ストレスチェック	【事業概要】 教職員のストレスの程度を把握し、教職員自身のストレスへの気付きを促すとともに、職員がメンタルヘルス不調となることを未然に防止し、教職員の心の健康づくり及び活気のある職場づくりなどの総合的な取組を推進する。 【6年度実績】 対象人数 1,130人	127	176	学校安全課

具体的施策 ③健康を脅かす問題についての対策の推進

事業名	事業概要・内容及び6年度実施状況	6年度 予算額 (千円)	7年度 予算額 (千円)	担当課
学校における喫煙予防教育	【事業概要】 小学校・中学校の児童生徒に対して、喫煙予防教室による普及啓発を行い、喫煙が身体に及ぼす影響について保健指導を実施する。 【6年度実績】 喫煙予防教室 1回 12人	—	—	地域保健課
薬物乱用防止教室の開催	【事業概要】 学校薬剤師等と連携を行い、すべての児童生徒に薬物乱用防止に対する知識をもたせ、「ダメ、ゼツタイ」と言えるよう指導を徹底する。 【6年度実績】 呉市立小・中・義務教育学校及び高等学校で実施	—	—	学校安全課

施策2 困難を有する人への男女共同参画の視点に立った支援

具体的施策 ①高齢者への支援

事業名	事業概要・内容及び6年度実施状況	6年度 予算額 (千円)	7年度 予算額 (千円)	担当課
生きがい対策事業	【事業概要】 高齢者がその生活を健全で生きがいあるものとするために教養の向上、地域社会との交流、健康の増進を図るため、高齢者の生きがい創出につながる各種事業を老人クラブ連合会に委託して実施する。 【6年度実績】 事業費：1,603千円	1,911	1,893	高齢者支援課
敬老バス優待運賃助成事業	【事業概要】 70歳以上の高齢者に敬老優待証を交付することにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者福祉の向上を図る。 【6年度実績】 交付人数：39,201人	363,291	354,012	高齢者支援課
老人クラブ連合会活動助成事業	【事業概要】 老人クラブ連合会に対して、老人クラブ活動に対する補助を行い、社会奉仕活動、教養活動、健康増進事業の推進を図る。 【6年度実績】 事業費：4,680千円	5,069	6,812	高齢者支援課
「食」の自立支援配食サービス事業	【事業概要】 低栄養状態の改善や自立支援を目的とした食事の提供と安否確認を行う。 対象者：概ね65歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯で、食の確保が困難なことにより低栄養をきたす恐れのある人 【6年度実績】 事業費：7,119千円 配食数：1,839食	7,086	8,243	高齢者支援課
緊急通報装置給付等事業	【事業概要】 65歳以上のひとり暮らしの高齢者等に消防局へ直接通報する装置を給付し、急病等の緊急時に迅速かつ適切に対応することを図る。 また、火災報知器や電磁調理器を給付し、住み慣れた場所で自立した生活を維持できるように支援する。 【6年度実績】 緊急通報装置：新規設置台数 36台、稼働数 505台 火災報知器 10台、電磁調理器 5台	6,398	5,863	高齢者支援課

具体的施策 ②障害のある人への支援

事業名	事業概要・内容及び6年度実施状況	6年度 予算額 (千円)	7年度 予算額 (千円)	担当 課
障害者相談支援事業	<p>【事業概要】 障害者(児)及びその保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うにあたり、社会福祉士等の専門的職員を配置し、相談支援機能の強化を図る。令和7年度からは呉市障害者基幹相談支援センターを設置する。</p> <p>【6年度実績】 実利用人数 712人 相談件数 1,663件</p>	35,468	44,770	障害福祉課
社会参加促進事業	<p>スポーツレクリエーション教室開催事業 【事業概要】 車椅子バスケットボールを通じて身体障害者スポーツ選手の育成・強化を図る。 【6年度実績】 利用者 160人</p> <p>文化芸術活動振興事業 【事業概要】 パソコン教室等各種の芸術・文化講座等を開催し、障害者の芸術・文化活動を振興する。 【6年度実績】 利用者 830人</p> <p>自動車運転免許取得・改造助成事業 【事業概要】 免許取得・自動車改造に要する費用の一部を給付し、社会参加の促進を図る。 【6年度実績】 免許 5件、改造 5件</p> <p>点字・声の広報等発行 【事業概要】 点訳・音訳により、障害者が地域生活をする上で必要度の高い情報を定期的に提供する。 【6年度実績】 発行件数 呉YMCA音訳グループ 1,665件 点字サークルアイ 261件 朗読会つばき 399件</p>	17,324	16,914	障害福祉課
バス優待制度(障害)	<p>【事業概要】 呉市を運行する路線バスを無料で利用できる。(第1種の身体障害者手帳及び療育手帳所持者は同伴の介護者一人も無料。)</p> <p>【6年度実績】 交付者数 2,117人(令和7年4月1日時点)</p>	60,145	57,703	障害福祉課
障害者(児)のための補装具・日常生活用具給付事業	<p>【事業概要】 在宅の障害者(児)に対し、障害の種類、程度に応じて義手、義足、車いす、補聴器、特殊寝台、入浴補助用具等を支給し、身体上の障害を補い、日常生活が円滑に行えることを目指す。</p> <p>【6年度実績】 補装具 360件 日常生活用具 6,051件</p>	109,240	107,000	障害福祉課
重度心身障害者医療費給付事業	<p>【事業概要】 3級以上の身体障害者手帳所持者、㊸以上の療育手帳所持者または精神障害者保健福祉手帳1級かつ自立支援医療受給者証(精神通院)の所持者のうち一定の所得制限以下の障害者に対し、保険診療を受ける際の自己負担分の一部を助成することにより、障害のため医療を受ける機会の多い障害者の経済的負担の軽減を図ることを目指す。</p> <p>【6年度実績】 受給者数 5,433人</p>	803,120	784,393	障害福祉課

具体的施策 ③ひとり親家庭への支援

事業名	事業概要・内容及び6年度実施状況	6年度 予算額 (千円)	7年度 予算額 (千円)	担当 課
【母子生活支援施設運営事業／こども家庭相談課】		Ⅲ-1-2-②		
【未来へ羽ばたけ！大学進学応援事業／こども支援課】		I-1-1-④		
母子家庭自立支援事業	<p>【事業概要】 子育て支援センターで、土曜相談事業を実施する。また、母子家庭の母等が国が指定する教育訓練講座を受講する際、受講料の一部を助成する自立支援教育訓練給付金事業、就職に有利な資格を取得するために1年以上のカリキュラムを要する養成機関に修学する際、一定期間助成する高等職業訓練促進給付金等事業を実施する。</p> <p>【6年度実績】 母子父子自立支援相談 391件 高等職業訓練促進給付金等事業 対象者 15人 自立支援教育訓練給付金事業 0件</p>	41,016	28,332	こども支援課
子どもの生活・進学支援事業	<p>【事業概要】 ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題(精神面や経済面で不安定な状況に置かれるとともに、家庭内でのしつけや教育等が十分に行き届きにくい)に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、ひとり親の子どもに対し、個別学習支援、進学相談及び生活習慣の習得支援を行う場を開設することにより、ひとり親家庭の子どもの生活向上を図る。</p> <p>【6年度実績】 受講者数22人(30回開催)</p>	1,612	1,735	こども支援課
児童扶養手当支給事業	<p>【事業概要】 父母が離婚した児童等の母、もしくは父、養育している者に対し、児童扶養手当を支給する。</p> <p>【6年度実績】 受給資格者数 月平均 1,599人(うち受給者数1,283人)</p>	673,000	690,000	こども支援課
ひとり親家庭等医療費助成	<p>【事業概要】 ひとり親家庭等の父又は母及び児童に対し、健康保険適用分の医療費の自己負担分を助成する。 一部負担金:1医療機関につき1日500円 ※同一の医療機関で受診した場合、1月につき通院4日まで、入院14日まで。保険薬局(院外処方)での一部負担はない。</p> <p>【6年度実績】 対象者月平均 2,336人 受診件数 32,206件 1人当たり助成額 33,631円</p>	73,500	82,900	こども支援課
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	<p>【事業概要】 母子家庭・父子家庭・寡婦の生活の安定と、その児童(子)の福祉を図るために、各種資金の貸付を行う。</p> <p>【6年度実績】 新規貸付 48件 31,123千円 継続貸付 41件 36,018千円</p>	93,580	94,577	こども支援課
市営住宅の提供	<p>【事業概要】 住宅確保要配慮者の居住の安定を図るため、年3回行う市営住宅定期募集のうち第1回目の募集において、ひとり親、高齢者、心身障害者等を含む世帯(特組)の当選確率を2倍とする優遇措置をとっている。</p> <p>【6年度実績】 (第1回市営住宅定期募集) 応募者86件のうちひとり親が20件。</p>	-	-	住宅政策課

具体的施策 ④生活困窮者への支援

事業名	事業概要・内容及び6年度実施状況	6年度 予算額 (千円)	7年度 予算額 (千円)	担当 課
生活保護制度の適 正な運用	<p>【事業概要】 生活に困窮する市民に対し、等しくその困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けた援助を行う。</p> <p>【6年度実績】 生活保護受給世帯 2,556世帯</p>	5,432,000	5,400,000	生活 支援 課
自立支援プログラムの 推進	<p>【事業概要】 就労支援員(1名)が、働く意欲があり、一般就労に向けた準備が整っている被保護者に対し、専門的な立場から求人情報の提供や相談・助言などの支援を行う。〔被保護者就労支援事業〕</p> <p>【6年度実績】 支援対象者 104人</p> <p>【事業概要】 就労意欲が低い、基本的な生活習慣に課題を有するなど、就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対し、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を計画的かつ一貫して行う。〔被保護者就労準備支援事業〕</p> <p>【6年度実績】 支援対象者 39人</p>	19,806	20,504	生活 支援 課
生活困窮者の自立 支援	<p>【事業概要】 生活困窮者からの様々な相談を一元的に受け、課題等を評価・分析し、アドバイス等を行い、必要に応じて関係機関と連携・調整をしながら支援することで、生活保護に至る前の段階において、生活困窮者に対する自立支援を行う。〔自立相談支援事業〕 生活困窮者などの支援が必要な人と地域のつながり・支え合いの場を構築するため、地域座談会等を実施し、地域のニーズや課題を把握する。〔生活困窮者支援等のための地域づくり事業〕</p> <p>【6年度実績】 自立相談支援事業 相談件数 1,043件 生活困窮者支援等のための地域づくり事業 座談会実施回数 12回</p> <p>【事業概要】 ひとり親家庭の自立のための情報提供、相談・指導等の支援、職業能力の向上、求職活動に関する支援等を関係機関と連携し、実施する。〔ひとり親家庭支援事業〕</p> <p>【6年度実績】 支援対象者 49人</p> <p>【事業概要】 「社会に出ることに不安がある」、「人と接するのが苦手」などの理由により、すぐに働くことが難しい生活困窮者に対し、一般就労に向けたサポートや訓練を実施する。〔就労準備支援事業〕</p> <p>【6年度実績】 支援対象者 23人</p> <p>【事業概要】 生活保護世帯を含む生活困窮世帯等の子どもに対する「学習の習慣づけ」を主な目的としているが、レクリエーションや生活習慣の改善、居場所づくりなど、学習に特化することのない幅広い支援を行う。〔子どもの学習・生活支援事業〕</p> <p>【6年度実績】 開催回数 92回</p> <p>【事業概要】 家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に対し、家計改善支援員(委託先職員2人)の専門的見地から家計の状況の評価・分析することにより「見える化」を図り、家計改善意欲を引き出すことで、世帯における家計の自立や債務の解消など、家計改善に向けた支援を行う。〔家計改善支援事業〕</p> <p>【6年度実績】 相談件数 463件</p> <p>【事業概要】 離職、廃業や休業により収入が減少し、住居を失った又は失うおそれのある方に対し、家賃相当額を一定期間(原則3か月間、2回延長可)支給し、安定した住居を確保するとともに、再就職の支援を行う。〔住居確保給付金の支給〕</p> <p>【6年度実績】 新規申請件数 11件 相談件数 97件</p> <p>【事業概要】 住居のない生活困窮者(ホームレス等)に対して、一定期間(原則3か月間、1回延長可)、宿泊場所、食事、日用品を提供するとともに、就労支援を行う。〔一時生活支援事業〕</p> <p>【6年度実績】 利用者数 1人</p>	61,121	66,363	生活 支援 課

具体的施策 ⑤外国人への支援

事業名	事業概要・内容及び6年度実施状況	6年度 予算額 (千円)	7年度 予算額 (千円)	担当 課
【ホームページや広報紙等市の広報媒体を活用した情報提供/秘書広報課】		Ⅱ-1-1-②		
国際交流センターにおける情報サービスの提供	<p>【事業概要】 国際交流センター内に、図書コーナー、情報コーナー、展示コーナー等を設置し、外国人住民へ生活に関する情報を提供するとともに、市民の国際交流についての関心を高揚させる。</p> <p>【6年度実績】 雑誌1か国1誌 来場者 21,8人(1日平均)</p>	11	11	地域協働課
外国人相談窓口の設置 (国際交流センター及び東部地区外国人総合相談窓口)	<p>【事業概要】 外国人住民を対象に国際交流センター及び東部地区外国人総合相談窓口において相談に対応する。</p> <p>【6年度実績】 英語・ポルトガル語・中国語・ベトナム語による相談窓口を設置し、外国人住民の生活に関する様々な相談を受け、関係機関への取次や必要な支援を実施した。 相談件数 3,625件</p>	16,870	17,746	地域協働課
外国語教室(外国文化教室)	<p>【事業概要】 国際交流協会会員及び市民を対象に各教室を実施し、語学及び各国の文化等を学び、異文化理解を深める。</p> <p>【6年度実績】 アンニョンハセヨ!韓国語 7回 7人 初心者向け!お役立ち韓国語 14回 21人 ネイティブと話すの楽しい英会話 28回 66人 コミュニケーション英会話 14回 24人</p>	-	-	地域協働課
日本語教室の実施	<p>【事業概要】 外国人住民との交流を目的とした日本語教室を実施する。</p> <p>【6年度実績】 にほんごサロン 46回 外国人住民 770人 日本人ボランティアなど 524人</p>	-	-	地域協働課
日本語教室《具》の実施	<p>【事業概要】 呉市で生活している日本語能力が十分でない外国人に対し、日本語や生活習慣を教え、地域への受け入れと生活への適応を促すことを目的とする。</p> <p>【6年度実績】 50回開催 参加者 延べ 1,331人</p>	940	940	地域協働課
せかいの花の実施	<p>【事業概要】 呉市で生活している日本語能力が十分でない外国人の子育てママに対し、日本語や生活習慣を教え、地域への受け入れと生活への適応を促すことを目的とする。</p> <p>【6年度実績】 49回開催 参加者 延べ 689人</p>	141	141	地域協働課
青年海外協力隊募集への協力	<p>【事業概要】 ポスター及び情報紙で広報し、国際協力講座を実施する。</p> <p>【6年度実績】 JICAパネル展 JIICAよろず相談会 JICA海外協力隊(フィジー)×広高校オンライン交流 もっと知りたいセカイのこと!2024マイスマールランド上映会</p>	-	-	地域協働課
国際交流センターにおける交流イベント	<p>【事業概要】 国際交流協会会員や市民とともに各種イベントを実施し、異文化に対する理解や国際交流についての関心を高揚させる。</p> <p>【6年度実績】 コトバパーティー笑顔の韓国語交流! 4回 32人 中国語講座(初級) 5回 59人 ブラジルの「6月祭り(フェスタジュニーナ)」料理を作ろう! 1回 12人 CIR異文化理解講座 パリオリンピックへようこそ 3回 27人 CIR多文化理解講座 哲学講座～今を生きる～ 2回 28人 CIR異文化理解講座 中国春節 四川火鍋を作ろう! 1回 12人 CIR異文化理解講座 心理哲学講座～今を生きる～ 1回 23人 国際交流フェスタ 1回 600人</p>	-	-	地域協働課
SNS (Instagram・Facebook)	<p>【事業概要】 外国人住民を対象に、「やさしい日本語」や多言語で生活に役立つ情報や避難情報などを発信する。</p> <p>【6年度実績】 随時配信</p>	-	-	地域協働課

具体的施策 ⑥相談体制の充実

事業名	事業概要・内容及び6年度実施状況	6年度 予算額 (千円)	7年度 予算額 (千円)	担当 課
【要援護高齢者等見守り支援事業/高齢者支援課】		Ⅰ-1-1-④		
【シルバーハウジング生活援助員派遣事業/高齢者支援課】		Ⅰ-1-1-④		
【精神障害者社会復帰相談指導事業及び組織育成/地域保健課】		Ⅰ-1-1-④		
【女性相談事業/こども家庭相談課】		Ⅰ-1-1-⑤		
【地域相談センター/高齢者支援課】		Ⅰ-1-1-⑤		
【地域包括支援センター/高齢者支援課】		Ⅰ-1-1-⑤		
【重層的支援体制整備事業/福祉保健課】		Ⅰ-1-1-⑤		
【人権相談/人権・男女共同参画課】		Ⅲ-1-1-①		

領域IV 性別にかかわらずともに参画する地域社会の形成
基本方針1 政策・方針の立案及び決定過程における多様な意見の反映
施策1 市の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

具体的施策 ① 審議会等委員への女性の参画の促進

事業名	事業概要・内容及び6年度実施状況	6年度 予算額 (千円)	7年度 予算額 (千円)	担当課
女性委員登用率の公表	【事業概要】 女性の政策・方針決定過程への参画について、呉市の現状を明らかにするため、女性委員登用率を公表する。 【6年度実績】 年次報告書、ホームページにおいて広く公開	-	-	人権・男女共同参画課
女性委員登用率の目標値40%の早期達成・方策検討	【事業概要】 女性の政策・方針決定過程への参画を促進し、第4次くれ男女共同参画基本計画のなかで定められた市の審議会等女性委員比率の目標値40%の早期達成を目指す。また、そのための方策を検討する。 【6年度実績】 令和6年4月1日現在 25.7%	-	-	関係各課
附属機関等の委員への女性の登用促進	【事業概要】 附属機関担当課に対し、附属機関等の委員への女性の登用を依頼し、附属機関等委員の女性の割合が、目標値の30%を早期に達成することを目指す。 【6年度実績】 附属機関(地方自治法203条3, その他法令, 条例) 令和6年4月1日現在 総数 685人 女性委員 176人 女性割合 25.7%	-	-	人権・男女共同参画課 人事課

具体的施策 ② 女性職員の登用と職域拡大の推進

事業名	事業概要・内容及び6年度実施状況	6年度 予算額 (千円)	7年度 予算額 (千円)	担当課
国内研修機関等への派遣研修	【事業概要】 職員を研修機関へ派遣し研修を受講させることにより、高度で幅広い知識の習得や視野の拡大を図る。 【6年度実績】 宿泊型研修への参加を実施。 受講者数 98人	10,336	10,172	人事課
管理職への女性の積極的な登用	【事業概要】 女性職員に対し、能力・適性等に応じた適正な人事管理(人事配置)を行うことにより、女性管理職の割合10%を目標に継続的に増やし、組織の活性化・女性の職域拡大を図る。 【R6年度実績】(消防・上下水道局を除く) R6.4.1現在 管理職総数 186人 うち女性職員数 29人 女性割合 15.6% 監督職総数 522人 うち女性職員数 193人 女性割合 36.9%	-	-	人事課
女性消防吏員の採用	【事業概要】 消防を目指す女性を増やすため、採用説明会、職場体験会等を活用した情報発信や総務省消防庁の女性消防吏員活躍推進アドバイザー制度を活用した研修会の開催、また、女性消防吏員の活躍推進の広報として、公共施設等へのポスター等の掲示やホームページコンテンツの追加を行っている。 【6年度実績】 新規消防吏員4人採用のうち、女性消防吏員の採用は0人であり、女性消防吏員は10人(全消防吏員374人)となった。	-	70	消防総務課

具体的施策 ③ 多様な段階での市民意見の募集・聴取の推進

事業名	事業概要・内容及び6年度実施状況	6年度 予算額 (千円)	7年度 予算額 (千円)	担当課
公募委員・ワークショップ・サポーターの活用	【事業概要】 公募委員、ワークショップ委員等の募集に関する情報を提供し、市民の方々に積極的に参加を促し、意見を市政に反映する。	-	-	関係各課
市政への提言	【事業概要】 手紙やメールなどにより、市政についての意見や提案を受けることにより、市民の意見を市政に反映するとともに、市政についての理解を深める。 【6年度実績】 手紙 90件、メール 186件 合計 276件	0	12	秘書広報課

事業名	事業概要・内容及び6年度実施状況	6年度 予算額 (千円)	7年度 予算額 (千円)	担当課
市長とわがまちトーク	<p>【事業概要】 市内すべての地域に出向いて、市民の皆さんと意見交換を行うことで、今後のまちづくりに生かしていくことを目的に開催。</p> <p>【6年度実績】 6～11月に市内20箇所で開催。各回でパネリストが3人登壇。 パネリスト 延べ60人(男性30人, 女性30人) 参加者 延べ884人</p>	0	0	秘書広報課

施策2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

具体的施策 ①統計調査・研究の実施

事業名	事業概要・内容及び6年度実施状況	6年度 予算額 (千円)	7年度 予算額 (千円)	担当課
市民意識調査の実施	<p>令和6年度実施。次回調査は令和12年度に実施する予定のため、令和7年度の予算なし。</p> <p>【令和6年度の事業概要・内容】 市民の呉市に対するイメージや生活に関わる様々な分野についての意見・評価などを調査することにより、今後の市政運営の参考資料とする。</p> <p>【主な調査項目】 1 呉市の住みやすさ 2 呉市の主要課題に対する意識 3 呉市の政策全般に対する満足度・重要度 4 自由意見</p> <p>【令和6年度実績】 調査対象 呉市に居住する満18歳以上の男女4,000人(地区ごとに無作為抽出) 調査実施期間 令和6年10月23日～11月8日 調査方法 郵送配布・郵送回収若しくはインターネット回答 有効回収数 1,664票(回収率41.6%)</p>	2,762	-	企画課
男女共同参画市民アンケート調査の実施	<p>【事業概要】 男女共同参画に関する呉市の現状や市民ニーズを把握するため、基本計画の改定や見直しの時期に合わせて、5年に1回実施する。</p> <p>【主な調査項目】 1 家庭生活における男女共同参画について 2 職場における男女共同参画について 3 地域活動、市民活動における男女共同参画について 4 仕事と家庭生活、地域活動・市民活動の両立について 5 子育てについて 6 男女の人権の尊重について 7 男女共同参画の取り組みについて</p> <p>【3年度実績】 調査区域 呉市全域 調査対象 市内に居住する満18歳以上の男女 標本数 2,500人 調査方法 郵送配布・郵送回収 調査期間 令和3年7月28日(水)～9月10日(金) 回収率 42.40%</p>	-	-	人権・男女共同参画課
企業の取組状況調査の実施	<p>【事業概要】 市内事業所の男女共同参画の取組や意識等の実態を把握し、今後の施策に反映させる。</p> <p>【主な調査項目】 Ⅰ女性の雇用管理状況 Ⅱ育児と介護の両立支援制度 Ⅲ事業所の男女共同参画を進めるにあたっての要望</p> <p>【6年度実績】 調査区域 呉市全域 調査対象 市内に事業所のある概ね従業員30人以上の企業、呉市人権尊重企業連絡協議会に加入している企業 調査数 298事業所 調査方法 郵送による配布(FAX・メール・入力フォームによる回答) 調査期間 令和6年8月23日～9月30日 回収率 41.6%</p>	-	-	人権・男女共同参画課
年次報告の発行	<p>【事業概要】 「くれ男女共同参画推進条例」に基づき施策の実施状況及び呉市の男女共同参画の現状をとりまとめて公開し、男女共同参画についての理解と関心を深める。</p> <p>【6年度実績】 本編及び概要版の2種類を発行、HPにも掲載 本編 :A4版 58ページ 概要版 :A4版 11ページ</p>	-	-	人権・男女共同参画課

具体的施策 ②男女共同参画に関する職員研修の充実

事業名	事業概要・内容及び6年度実施状況	6年度 予算額 (千円)	7年度 予算額 (千円)	担当課
人権尊重のまちづくり推進リーダー養成研修の実施	<p>【事業概要】 「人権尊重のまちづくり」の推進リーダー養成を目的として開催する研修の受講者に対し、研修の中で女性の人権について考える機会をつくることで男女共同参画についての意識の高揚を図る。</p> <p>【6年度実績】 <研修> 実施日 8/9, 1/14 受講者数 27人 <講演> 実施日 7/18 受講者数 80人</p>	50	50	人事課

基本方針2 地域づくりへの男女共同参画拡大

施策1 地域団体等の方針決定過程への女性の参画促進

具体的施策 ①地域団体等の方針決定過程への女性の参画促進

事業名	事業概要・内容及び6年度実施状況	6年度 予算額 (千円)	7年度 予算額 (千円)	担当課
まちづくりサポーター制度	<p>【事業概要】 地域コミュニティの自立経営を推進するため、市内各地区まちづくり委員会等や各種地域コミュニティの活動支援を行う者で、所属する各地区のまちづくり委員会等の会長又は、各市民センター長等の推薦を受けた者のうちから、市長が委嘱する。 サポーターのスキルアップのための全国研修会への参加支援。</p> <p>【6年度実績】 11地区25人、うち女性7人をまちづくりサポーターとして委嘱。</p>	0	0	地域協働課
【くれ男女共同参画セミナーの開催／人権・男女共同参画課】				I-1-2-①
【各種人権問題研修・講座の開催／人権・男女共同参画課】				I-2-2-①
【地域コーディネーター事業／こども支援課】				I-1-2-①

施策2 まちづくりや防災・災害復興・環境の分野における男女共同参画の促進

具体的施策 ①地域活動の場における男女共同参画の促進

事業名	事業概要・内容及び6年度実施状況	6年度 予算額 (千円)	7年度 予算額 (千円)	担当課
【まちづくりサポーター制度／地域協働課】				IV-2-1-①
呉市市民協働センターの運営	<p>【事業概要】 呉市市民公益活動登録団体及びボランティアに関心のある市民を対象に、呉市市民協働センターを公益活動の拠点施設とすることを目的として運営する。</p> <p>【6年度実績】 昨年度と同じく一般公募により選定されたNPO法人と行政との協働で運営を行った。 開館日 くれ:307日 ひろ:308日 施設利用者数 くれ:17,108人 ひろ:4,879人 計:21,987人 主な活動として、コーディネーターによりマッチング事業を実施したほか、広教育祭において「市民活動団体紹介ポスター展・クイズラリー(団体紹介パネルにまつわるクイズ)」を実施した。</p>	28,669	28,771	地域協働課
ボランティア活動推進事業	<p>【事業概要】 市民公益活動登録団体の活動の支援を行うため、市民公益活動保険制度や、ボランティア活動に伴う公共施設の使用料減免制度を実施する。</p> <p>【6年度実績】 市民公益活動保険(約200千人対象)及び公共施設の使用料減免制度の適用など。</p>	1,600	1,800	地域協働課
【くれ男女共同参画セミナーの開催／人権・男女共同参画課】				I-1-2-①

具体的施策 ②防災・災害復興分野における男女共同参画の促進

事業名	事業概要・内容及び6年度実施状況	6年度 予算額 (千円)	7年度 予算額 (千円)	担当課
消防団活動への女性の参加促進	<p>【事業概要】 女性団員は、地域において災害時の応急対応や警戒警備に従事するとともに、各種行事に参加し、応急手当の普及や高齢者宅への訪問防火指導、女性団員の募集のアピール等を実施している。</p> <p>【6年度実績】 令和6年度は5人の女性団員が入団し、48人(全体1,642人)が各地域において消防団活動に参加した。</p>	-	-	消防総務課
地域防災計画や災害復興体制の整備	<p>【事業概要】 災害対策基本法に基づき、呉市防災会議において、地域に係る防災に関し、市及び関係機関等が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を定めた地域防災計画を修正する。</p> <p>【6年度実績】 地域防災計画の修正 呉市防災会議 令和6年12月23日開催 委員:55人(うち女性委員6人)</p>	500	628	危機管理課
防災研修会等の実施	<p>【事業概要】 過去の自然災害を教訓とし、大規模な自然災害などに対応するため、防災関係機関との協力体制を確立するための呉市総合防災訓練や自治会、学校などの各団体での防災研修・避難訓練を実施する。</p> <p>【6年度実績】 呉市総合防災訓練 令和6年10月5日実施 呉市災害図上訓練 令和7年1月24日実施 防災研修 各種法人、小・中学校、自治会・自主防災会、民間事業者等(全88回)</p>	7,568	4,971	危機管理課

具体的施策 ③環境分野における男女共同参画の促進

事業名	事業概要・内容及び6年度実施状況	6年度 予算額 (千円)	7年度 予算額 (千円)	担当 課
出前環境講座	<p>【事業概要】 市職員やくれ環境市民の会の会員が小中学校等に出向き、児童生徒が地球温暖化、ごみ、自然等の環境問題について、体験的に学習する講座を開催する。</p> <p>【6年度実績】 実施回数:7回 参加者:226人</p>	-	-	環境 政策 課
くれ環境市民の会	<p>【事業概要】 市民・企業・行政が環境問題を協働して解決するためのパートナーシップ団体。様々な取組を企画し実践する。</p> <p>【6年度実績】 会員数:個人 70人、団体 16、法人 29 くれ環境市民の会総会開催(5月) ニュースレター発行(年2回)</p>	100	100	環境 政策 課
環境月間行事	<p>【事業概要】 6月の環境月間に、自然の大切さや資源エネルギー等環境について啓発するため、パネル展示や庁舎モニターによる掲示を行い、市民が、地球環境や毎日の生活環境について自発的に考え、地球にやさしい生活人として自ら行動できることを目指す。</p> <p>【6年度実績】 環境パネル展示(6月4日～6月10日 本庁1F多目的室)</p>	-	-	環境 政策 課

3 「第4次くれ男女共同参画基本計画」の指標と現況値(令和6年度)・目標値

I:仕事と暮らしの充実

領域	基本方針	施策	指 標	計画初年度 (R5)	現況値 (R6)	目標値 (R14)
I		1	1 男性の育児休業取得率(市職員) ^{※1}	57.1%	68.8%	50%
			1 育児参加休暇取得率(市職員) ^{※2}	66.7%	78.6%	100%
			1 男性の育児休業取得率(市内企業)	28.5%	35.1%	30%
			1 家庭生活中で「介護・看護」を主に妻だけが行う人の割合	57.9% (令和3年度 市民アンケート)	—	0%を目指す
			1 家庭生活中で「育児(乳幼児の世話)」を主に妻だけが行う人の割合(※令和3年調査では「育児・子育て」に変更)	61.2% (令和3年度 市民アンケート)	—	0%を目指す
			3 広島県仕事と家庭の両立支援企業登録数(市内企業)	16社	13社	100社
		2	3 女性の管理職がいる事業所の割合(市内企業)	51.2%	52.8%	70%
			3 女性の労働力率(30~34歳)	76.4% (令和2年国勢調査)	—	80%
		3	1 市職員の年次有給休暇取得日数 ^{※3}	11.16日	11.17日	15日
			1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)という言葉を知っている割合	市民48.3% (令和3年度) 企業98.4% (令和5年度)	— 企業98.4%	市民65% 企業100%

※1 令和4年10月からの育児・介護休業法改正により、1歳までの育児休業の分割取得が可能となり、産後パパ育休制度が創設されました。

※2 市職員の育児参加休暇(男性職員が配偶者の出産の付き添い及びその後の育児等を行う場合の休暇)取得率

※3 市の管理職および市職員は、消防・上下水道局を除く職員

II:男女共同参画の意識づくりと人権の尊重

領域	基本方針	施策	指 標	計画初年度 (R5)	現況値 (R6)	目標値 (R14)
II		1	「男は仕事、女は家庭」という性別によって役割を固定化する考え方に反対する人の割合	男性61.0% 女性70.2% (令和3年度 市民アンケート)	—	100%を目指す
			「社会全体」で男女の地位が平等だと思う人の割合	男性18.9% 女性12.3% (令和3年度 市民アンケート)	—	100%を目指す

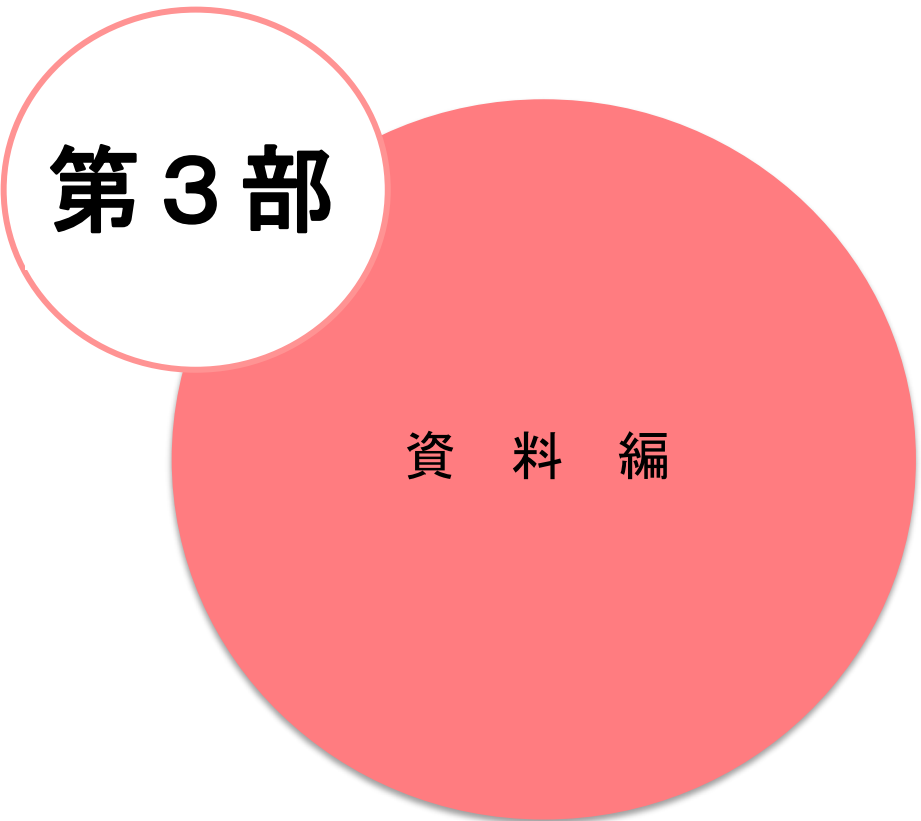
III:安心して暮らせる環境の整備

領域	基本方針	施策	指 標	計画初年度 (R5)	現況値 (R6)	目標値 (R14)
III		1	配偶者や恋人間における「手でぶつ」「殴るふりをして脅す」の各行為について、暴力だと思ふ人の割合	手でぶつ 86.6% 殴るふりをして脅す 68.9% (令和3年度 市民アンケート)	—	手でぶつ 100% 殴るふりをして脅す 100%
			中学校・高等学校等(高等専門学校、定時制を含む)におけるデートDV防止に関する取組を行う割合	85.4% (35校) ※道徳教育の一環として実施したものを含む。	85.0% (34校)	100%

IV:性別にかかわらずともに参画する地域社会の形成

領域	基本方針	施策	指 標	計画初年度 (R5)	現況値 (R6)	目標値 (R14)
IV	1	1	市の管理職に占める女性職員の割合 ^{※4}	13.2%	14.0%	30%
			1 女性委員のいない審議会数	2	5	0
			1 審議会等委員に占める女性の割合	24.8%	25.7%	40%
	2	2	女性の単位自治会長の割合	10.6%	9.3%	20%
			2 地域活動や市民活動に参加している男性の割合	25.9% (令和3年度 市民アンケート)	—	40%

※4 市の管理職および市職員は、消防・上下水道局を除く職員



第3部

資料編

第4次くれ男女共同参画基本計画の策定の主な経過

本書を作成する根拠となっている、くれ男女共同参画基本計画（第3次）改定版が令和5年3月31日で実施期間を満了したため、これまでの取組の成果を継承しつつ、さらに発展させた第4次くれ男女共同参画基本計画を策定しました。

年度	月	会議名等
令和3年度	7～9月	●男女共同参画市民アンケート調査 対象：呉市内に居住する満18歳以上の男女2,500人 （層化無作為抽出法） 有効回答数：1,057件（有効回答率：42.28%）
	7～8月	●男女共同参画に関する企業の取組状況調査 対象：市内に事業所のある従業員概ね30人以上の企業及び 呉市人権尊重企業連絡協議会に加入している企業321事業者 （全数調査） 有効回答数：145件（有効回答率：45.17%）
令和4年度	5月31日	●令和4年第3回 民生委員会（行政報告） くれ男女共同参画基本計画（第4次）の策定について
	7月10日	●第1回推進会議（幹事会）（計画素案の検討 ※書面）
	7月20日	●第2回推進会議（幹事会）（計画素案の検討 ※書面）
	8月26日	●第1回推進会議（委員会）（計画素案の検討）
	8～9月	●男女共同参画に関する企業の取組状況調査 対象：市内に事業所のある従業員概ね30人以上の企業及び 呉市人権尊重企業連絡協議会に加入している企業315事業者 （全数調査） 有効回答数：177件（有効回答率：56.19%）
	9月26日 ～ 10月25日	●パブリック・コメントの実施 提出方法：郵送，ファクシミリ，電子メール，持参，電子申請 意見数：0件
	11月18日	●第1回呉市男女共同参画推進審議会（計画素案の検討）
	2月3日	●第2回呉市男女共同参画推進審議会（計画案の検討）
	2月3日	●呉市男女共同参画推進審議会 「第4次くれ男女共同参画基本計画」について答申

くれ男女共同参画推進条例

平成 13 年 12 月 21 日

条例第 26 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）

第 2 章 基本的施策（第 8 条—第 16 条）

第 3 章 呉市男女共同参画推進審議会（第 17 条・第 18 条）

付則

呉市は、美しい瀬戸内海と灰ヶ峰、休山が織り成す風光明媚な自然に恵まれ、「ものづくり」のまちとして発展を遂げてきた。

21 世紀を迎え、社会経済活動の成熟化や少子・高齢化、高度情報化等が急速に変化する中で、ゆとりと豊かさが実感でき、個性と輝きのある創造性豊かな都市として更に発展を続け、また、人が人として大切にされ互いに支え合う、やさしさあふれる都市（ハーティポリス）を創造していくには、男女が互いにその人権を尊重し責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が、緊要な課題である。

呉市では、男女共同参画を推進するために様々な取組を計画的に展開してきたところではあるが、性別による固定的役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、女性の労働力率も出産・子育て期に大きく低下する傾向があり、家庭生活と他の活動との両立が必ずしも十分でない等、真の男女平等を達成するには、なお一層の努力が必要である。

こうした現状を踏まえ、更に豊かで活力ある呉市を創造し、未来に引き継いでいくためには、地域社会を構成する市、市民及び事業者が自らの役割や責任を自覚し、自らの意思と相互の協力により、積極的に男女共同参画に関する施策を推進しなければならない。

私たちは、市、市民及び事業者の協働によって、男女共同参画社会の実現を図るため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し必要な事項を定めるとともに、本市の男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、市、市民及び事業者が積極的に役割を担い合う協働によって豊かで活力ある男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により、その言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。

（基本理念）

第 3 条 男女共同参画の推進は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が直接又は間接に性別による差別的な扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会におけるあらゆる活動の自由な選択を妨げることのないよう配慮されなければならない。

- 3 男女共同参画の推進は、男女が社会の対等な構成員として、市その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、男女が相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護等家庭生活における活動と職業生活その他の活動とを両立して行うことができるようにすることを旨として行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進に当たっては、男女がお互いの理解の下で、生涯にわたる妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項に関し、自らの決定が尊重され健康な生活を営むことについて配慮されなければならない。
- 6 男女共同参画の推進は、当該取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることに留意し、協調して行われなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第4条 だれであっても、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別を理由とする権利侵害や差別的な取扱いを行ってはならない。

2 だれであっても、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントその他の人権を侵害する性的な言動や性暴力を行ってはならない。

3 だれであっても、配偶者等に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

(市の役割)

第5条 市は、男女共同参画社会の形成に向けての責任を自覚し、実施するあらゆる施策に男女共同参画の視点を取り入れ、関係機関と連携し、男女共同参画に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民及び事業者と協働して取り組むものとする。

3 市は、男女共同参画に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じるように努めるものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、男女の性別による差別的取扱いを排除するとともに、固定的な役割分担意識に基づく制度や慣行を改善するよう努めるものとする。

2 市民は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するように積極的に取り組むものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、職業生活における活動と育児や介護等の家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するように努めるものとする。

2 事業者は、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に寄与するように積極的に取り組むものとする。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画に関する施策に協力するものとする。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第8条 市長は、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本計画を策定しなければならないものとする。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 男女共同参画社会の形成の促進に関して総合的かつ長期的に講じるべき施策の基本的事項

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画の策定及び変更について、市民及び事業者との協働により行い、当該策定及び変更をしたときは、速やかに公表するものとする。

4 市長は、基本計画の策定及び変更に当たっては、あらかじめ、呉市男女共同参画推進審議会の意見を聴くものとする。

(年次報告)

第9条 市長は、基本計画に基づいた施策の総合的な推進を図るため、男女共同参画に関する施策の実施状況を調査分析した報告書を作成し、これを公表するものとする。

(市の施策・方針決定過程への女性の参画推進)

第10条 市は、率先垂範して、施策・方針決定過程への女性の参画を推進するため、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 市の執行機関である委員会の委員若しくは委員又は附属機関である審議会等の委員その他の構成員の選出に際して、女性の登用に努めること。
- (2) 市の行政機関における男女共同参画を図るため、女性職員の積極的な職域の拡大、登用及び能力開発に努めること。
- (3) 職員が職業生活と家庭生活その他の活動とを両立することができるよう支援するため、育児休業、介護休暇等の制度について、性別にかかわらず共に活用できる環境づくりに努めること。

(男女共同参画に関する教育、学習の振興)

第11条 市は、市民が男女共同参画に対する関心と理解を深めることができるようにするため、家庭教育、学校教育及び社会教育のあらゆる分野の教育において、男女共同参画に関する教育、学習の振興について必要な施策を行うものとする。

(家庭生活と職業生活その他の活動の両立支援)

第12条 市は、男女が共に家庭生活における活動と職業生活その他の活動とを両立することができるよう、子育てや介護等の支援を行うものとする。

(情報収集と調査研究)

第13条 市は、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、情報収集及び調査研究を行うものとする。

(市民の理解を深めるための措置)

第14条 市は、市民及び事業者の男女共同参画の推進についての理解を深めるため、広報啓発活動を行うものとする。

(男女共同参画の推進に向けた支援)

第15条 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画への取組(積極的改善措置を含む。)が促進されるよう、必要な情報提供その他の協力を行うものとする。

(苦情又は相談への対応)

第16条 市は、男女共同参画の推進を阻害する問題についての苦情又は相談を受けた場合は、関係機関との連携を図りながら適切に対応するものとする。

第3章 呉市男女共同参画推進審議会

(審議会の設置)

第17条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、呉市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(審議会の組織、運営)

第18条 審議会は、15名以内の委員をもって組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならないものとする。

- 2 委員は、市民及び学識者等のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員の再任は、これを妨げないものとする。
- 5 前各項に規定するもののほか、審議会の組織、運営について必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

呉市男女共同参画都市宣言

呉市は、瀬戸内の美しい自然と、先人達が築いてきた「ものづくり」のまちとしての歴史と文化に囲まれた魅力あふれるまちです。

21世紀を迎え、少子・高齢化等、社会が大きく変化するなか、人が人として大切にされ、やさしさあふれるまちとして更に発展していくためには、家庭に、職場に、地域に、男女が互いにその人権を尊重し、個性と能力を十分発揮し、責任も分かちあえる社会を実現していかなければなりません。

呉市は、市制100周年を迎え、新たな100年に向けての第一歩を踏み出す今、市・市民・事業者が協働して男女共同参画のまちづくりに取り組み、「誰もが住みやすく住んでみたい呉市」を目指して「男女共同参画都市」を宣言します。

平成15年1月28日
呉市長

令和7（2025）年版
呉市の男女共同参画に関する年次報告
令和8年3月発行

編集・発行 呉市市民部人権・男女共同参画課
〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号
電話 (0823)25-3476
FAX (0823)26-6267
E-mail zinken@city.kure.lg.jp

令和 7 (2025) 年版

呉市の男女共同参画に関する 年次報告

概要版

男女共同参画の実現を目指して

少子高齢化の急速な進展や人口減社会の到来、経済環境の変化により、社会は大きな転換期を迎えています。これからの時代を豊かで活力ある確かなものとしていくためには、様々な社会的基盤や資源を活用するとともに、その質的向上に向けた取組が不可欠です。

このような状況下で、男女が互いの人権を尊重しあい、一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、21世紀のわが国の最重要課題とされています。

呉市では、平成13年12月に、「くれ男女共同参画推進条例」を制定し、市民や事業者と共同しながら、積極的に施策を推進しています。

また、令和7年4月には、「呉市人口戦略対策本部」を設置し、令和8年3月に、人口減少対策につながる「呉市人口戦略プラン」を策定しました。このプランでは、人口減少を穏やかなものにするとともに、魅力あるまちづくりのための3つの柱を立てており、その内の一つとして「若者や女性にとって魅力的な雇用の創出と働きやすい環境の整備」を位置付けています。

その取組の一環として、令和7年度から働く女性の声を収集し、地域におけるジェンダーギャップ^{※1}やアンコンシャス・バイアス^{※2}の解消に向けた働く女性を対象とした連続ワークショップに取り組んでいます。また、令和8年度には、このワークショップの内容を提言書として取りまとめ、経済団体を通じて市内企業へ働きかけを行ってまいります。

本書は、呉市における男女共同参画の現状、令和6年度に本市が取り組んだ施策の実施状況などを条例に基づく年次報告書としてとりまとめたものです。一人でも多くの方にご覧いただき、男女共同参画社会の実現に向けての理解と関心を深めるよい契機として、広く活用していただきたいと願っております。

令和8年3月

呉市 市民部 人権・男女共同参画課長

※1 賃金格差や雇用機会の不平等、教育の機会の差など、男女の性差によって生じる格差

※2 無意識の偏見や思い込み

● 目次 ●

- I 「第4次くれ男女共同参画基本計画」の体系
- II 呉市の男女共同参画の現状
 - 1 呉市の基礎データ
 - 2 <領域Ⅰ> 仕事と暮らしの充実
 - 3 <領域Ⅱ> 男女共同参画の意識づくりと人権の尊重
 - 4 <領域Ⅲ> 安心して暮らせる環境の整備
 - 5 <領域Ⅳ> 性別にかかわらずともに参画する地域社会の形成
- III 呉市の男女共同参画施策の実施状況（令和6年度の主な取組）
- IV 「第4次くれ男女共同参画基本計画」の指標と現況値・目標値
- V 第4次くれ男女共同参画基本計画の策定の主な経過

*グラフ・統計資料は、特に注釈のない限り、本市のデータを示しています。

*グラフ・統計資料の数字は、平成15年4月1日に下蒲刈町、平成16年4月1日に川尻町、平成17年3月20日に音戸町、倉橋町、蒲刈町、安浦町、豊浜町、豊町と合併をしたため、原則として基準期日が合併日以前のものについては旧町分は含まれず、合併日以降のものについては含まれています。

*グラフ中の割合(%)は、小数点第2位を四捨五入して算出しているため、合計が100%を上・下する場合があります。

I 「第4次くれ男女共同参画基本計画」の体系

領域Ⅰ 仕事と暮らしの充実

基本方針1

誰もが安心して自らが望む働き方に
チャレンジできる環境づくり

施策1 子育てや介護に対する支援

施策2 仕事と暮らしの両立支援

施策3 多様な働き方を可能にする環境整備

基本方針2

働く場において女性がその力を
発揮することができる環境づくり

(女性活躍推進法第6条第2項に基づく市町村推進計画)

施策1 女性のエンパワーメントの支援と人材情報の提供

施策2 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

施策3 働く場における女性の活躍の推進

基本方針3

個人生活の充実による多様な
暮らし方の実現

令和5年1月20日 市長は「イクボス宣言」を行いました。

施策1 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の広報・啓発の推進

領域Ⅱ 男女共同参画の意識づくりと人権の尊重

基本方針1

性差に係る固定的な意識の解消

施策1 広報・啓発による理解の促進と相談機能の充実

施策2 男女共同参画を推進する学習の支援

施策3 性の多様性の理解と尊重

基本方針2

主体的に仕事やライフスタイルを
選択する意識の醸成

施策1 男女共同参画の視点に立った教育の推進

領域Ⅲ 安心して暮らせる環境の整備

基本方針1

配偶者等からの暴力の防止と
被害者への支援

施策1 ドメスティック・バイオレンスの防止対策の推進

配偶者暴力防止法第2条の3第3項に基づく呉市DV防止基本計画

施策2 被害者への支援・相談体制の整備

基本方針2

誰もが健康で安心して暮らせる
環境づくり

施策1 生涯を通じた健康づくり支援

施策2 困難を有する人への男女共同参画の視点に立った支援

領域Ⅳ 性別にかかわらずともに参画する地域社会の形成

基本方針1

政策・方針の立案および決定過程に
おける多様な意見の反映

施策1 市の政策・方針決定過程への女性の参画を拡大

施策2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

基本方針2

地域づくりへの男女共同参画拡大

施策1 地域団体等の方針決定過程への女性の参画促進

施策2 まちづくりや防災・災害復興・環境の分野における男女共同参画の促進

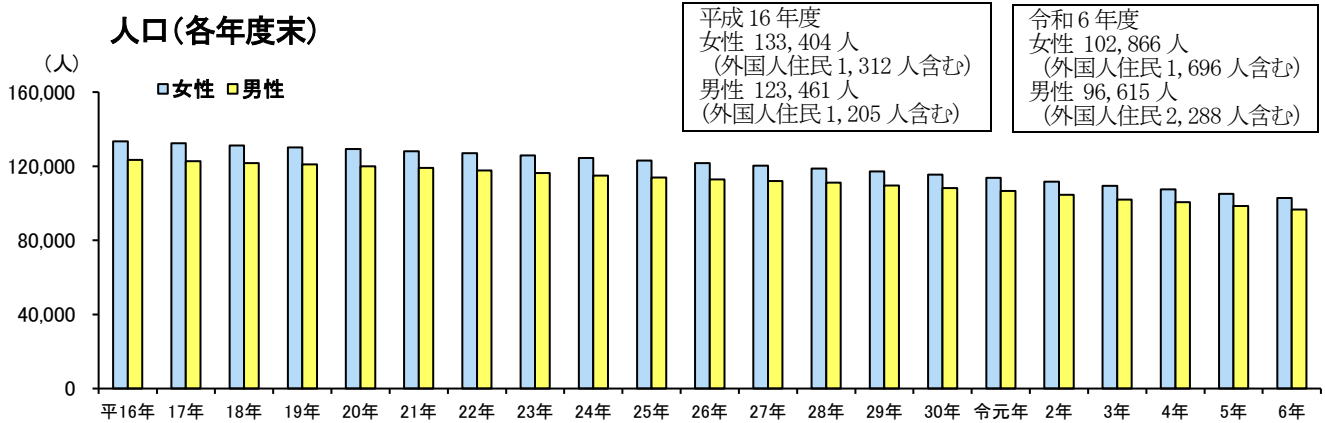
II 呉市の男女共同参画の現状

1 呉市の基礎データ

(1) 呉市の人口

①人口

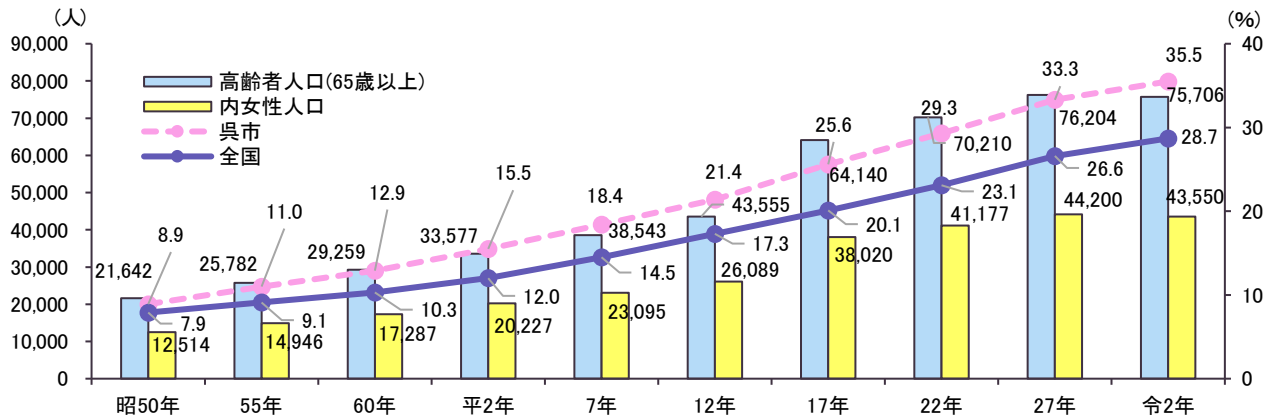
呉市は、平成15年度に近隣1町と、平成16年度に近隣7町と合併し、その人口は平成16年度末に256,865人（うち外国人住民2,517人）に増加しましたが、令和6年度末には199,481人（うち外国人住民3,984人）まで減少しています。また、男女比では、女性の方が6,251人多くなっています。



《資料:住民基本台帳,外国人登録法に基づく登録人口(令和6年度まで)》

②高齢者人口及び高齢化率の推移

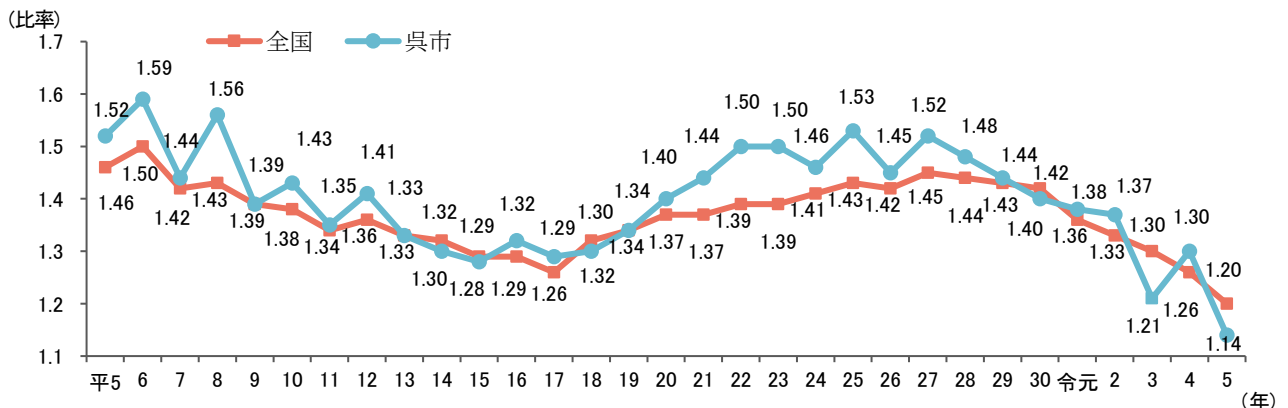
呉市の65歳以上の高齢者人口は年々増加し、令和2年には、人口に占める高齢者の割合(高齢化率)は、35.5%となり、全国平均と比べ6.8%高くなっています。また、令和2年度の高齢者人口では、57.5%が女性となっています。



《資料:令和2年国勢調査結果(総務省統計局)》

③合計特殊出生率の推移

呉市の合計特殊出生率(一人の女性が一生に産む子どもの数の平均値)は、人口を維持するために必要と言われている2.07を大幅に下回る状況が続いています。



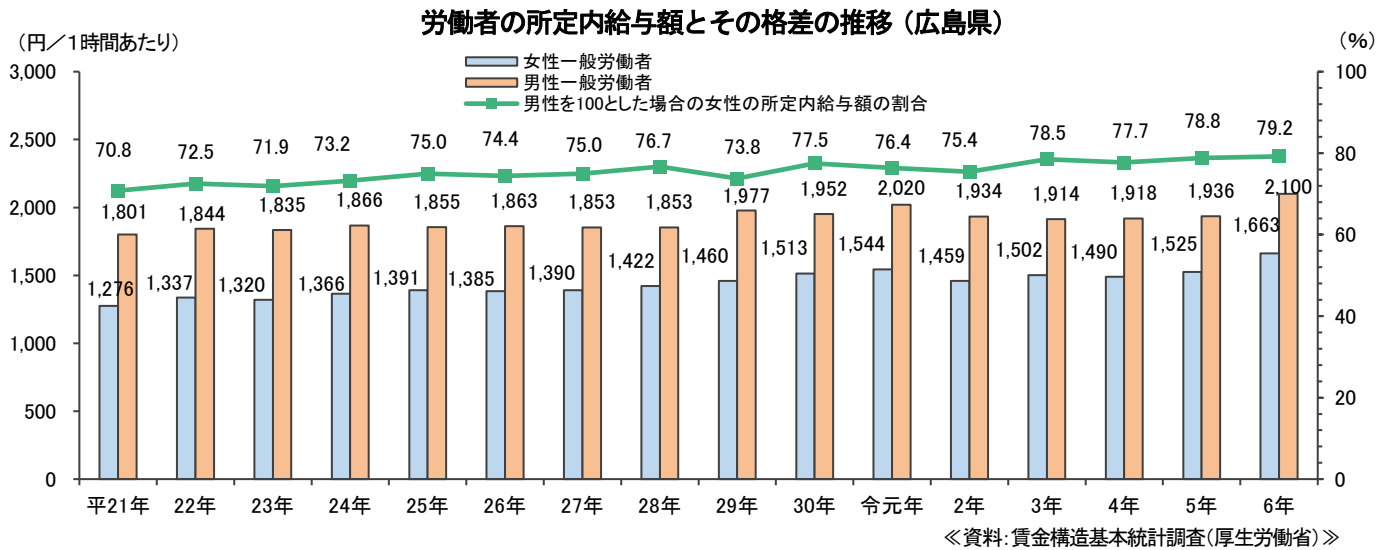
※令和5年の呉市の合計特殊出生率は速報値です。

《資料:人口動態統計(厚生労働省),呉市調べ》

2 <領域 I>仕事と暮らしの充実

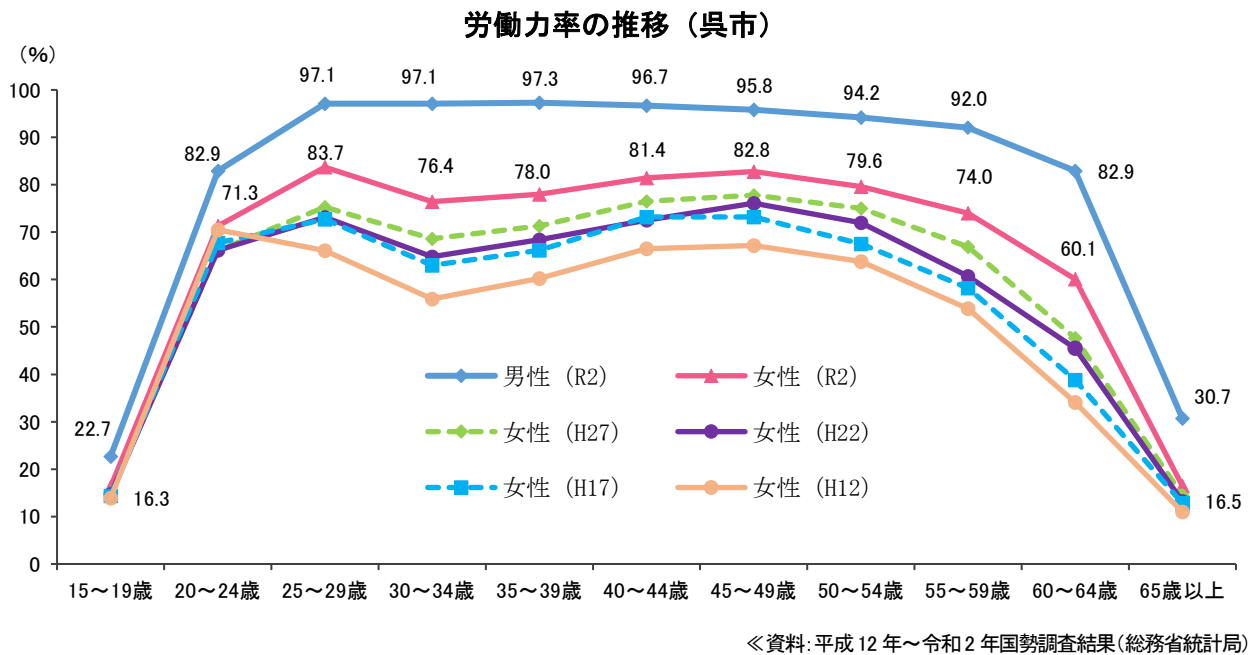
(1) 男女の賃金

令和6年の女性一般労働者^{※1}の1時間あたりの所定内給与額は1,663円で、男性一般労働者の2,100円の79.2%にあたり、平成21年以降は7割を超えています^{※2}が、男女間の差には依然として開きがあります。



(2) M字型を示す女性の労働力率^{※3}（呉市）

呉市の女性の年齢階級別労働力率の推移を平成12年からみると、平成12年は30～34歳を谷とするM字カーブを描いていましたが、令和2年にはその谷は浅くなり、カーブが緩やかになっています。また、すべての年齢階級で労働力率が上昇しています。

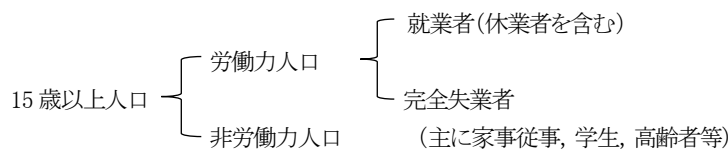


※1 一般労働者：短時間労働者以外の労働者をいう。

※2 所定内給与額：労働契約等で定められている現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額をいう。

各年6月分として支給された所定内給与額を、同月の所定内労働時間数で除して1時間あたりの額を算出している。

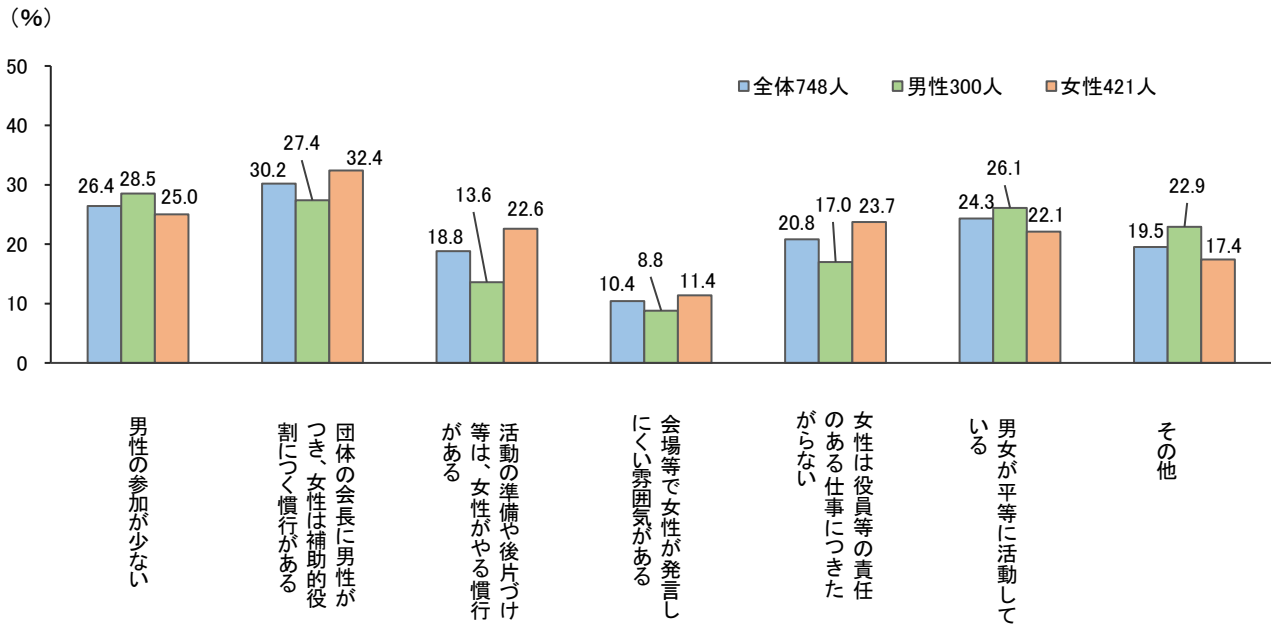
※3 労働力率：15歳以上の人口に占める労働力人口の割合



(3) 地域活動における男女の役割分担など

地域活動等の現状については、全体では「団体の会長に男性が付き、女性は補助的役割につく慣行がある」が30.2%、「男性の参加が少ない」が26.4%の順となっています。また、男性と女性では、「活動の準備や後片づけ等は、女性がやる慣行がある」、「女性は役員等の責任のある仕事につきたがらない」の順で、感じていることに差がでています。

地域活動の現状について（男女の役割分担で思うこと）



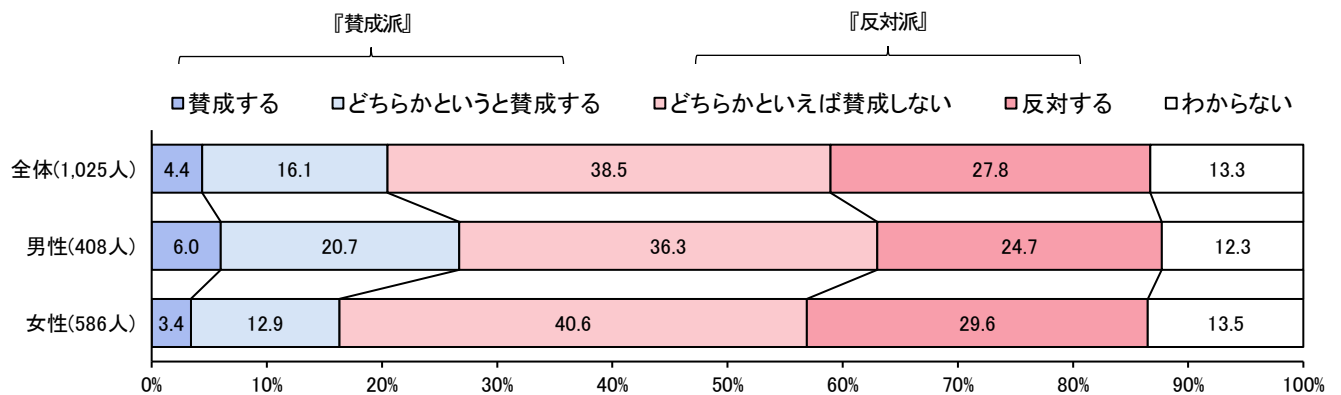
《資料：男女共同参画市民アンケート調査(令和3年 呉市)》

3 <領域Ⅱ>男女共同参画の意識づくりと人権の尊重

(1) 固定的性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」という考え方については、「賛成する」と「どちらかといえば賛成する」を合わせた『賛成派』は20.5%、「反対する」と「どちらかというとも賛成しない」を合わせた『反対派』は66.3%で、『反対派』が『賛成派』を大きく上回り、前回調査と比較し『反対派』が5.5%増えています。

「男は仕事、女は家庭」という考え方



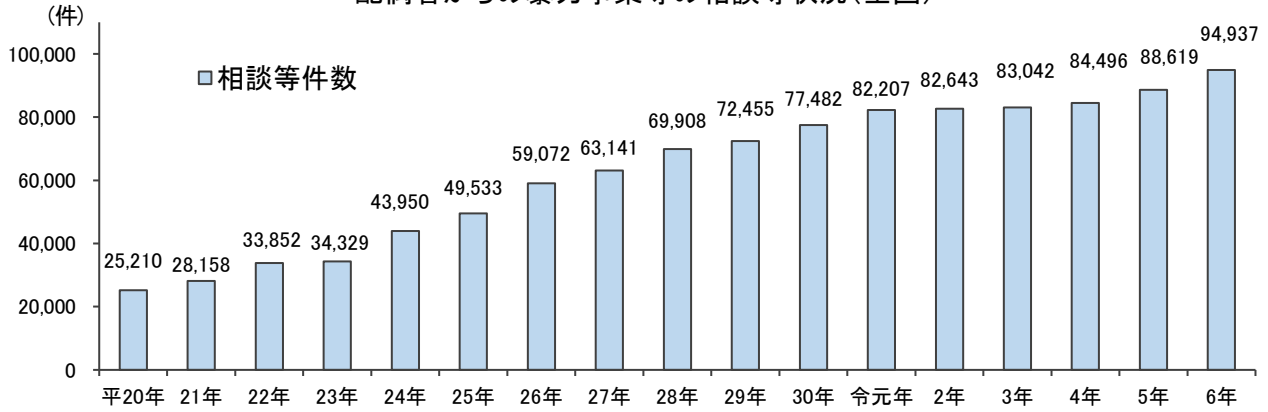
《資料：男女共同参画市民アンケート調査(令和3年 呉市)》

4 <領域Ⅲ>安心して暮らせる環境の整備

(1) ドメスティック・バイオレンス※の防止と被害者への支援

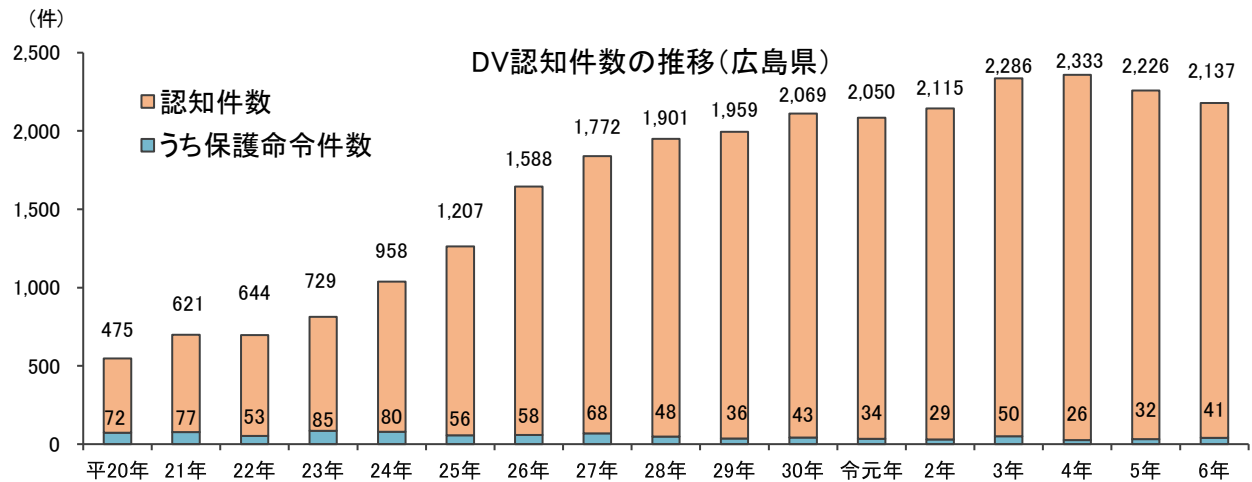
全国の配偶者からの暴力事案等の相談状況は、年々増加しています。一方で、広島県のDV認知件数は令和4年以降減少しています。

配偶者からの暴力事案等の相談等状況(全国)



《資料:警察庁調べ》

注1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数
 注2) 法改正を受け、平成20年1月11日施行以降、生命等に対する脅迫を受けた事案についても計上
 注3) 法改正を受け、平成26年1月3日以降、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力事案についても計上

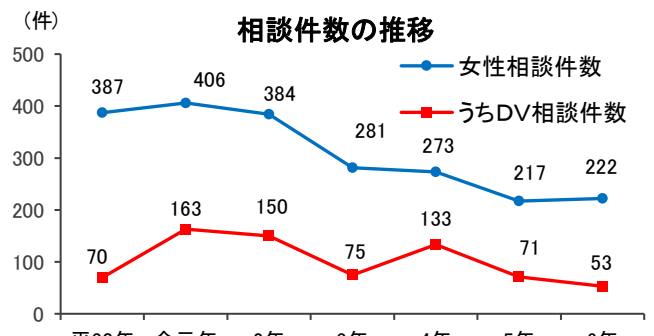


《資料:広島県の男女共同参画に関する年次報告(令和7年度 広島県)》

(2) 女性相談の状況

呉市の女性相談件数(面接・電話)は、令和元年から減少傾向にありますが、内容については、年々複雑・多様化しています。

○こども部こども家庭相談課 Tel.25-3599
 (呉市和庄1丁目2-13 すこやかセンターくれ3階)
 ○市民部人権・男女共同参画課 Tel.25-3465
 (呉市中央4丁目1-6 呉市役所1階)
 相談は、面接・電話等により受け付けています。
 毎週月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15



※令和3年度以前の数値は、こども家庭相談課での相談件数のみです。

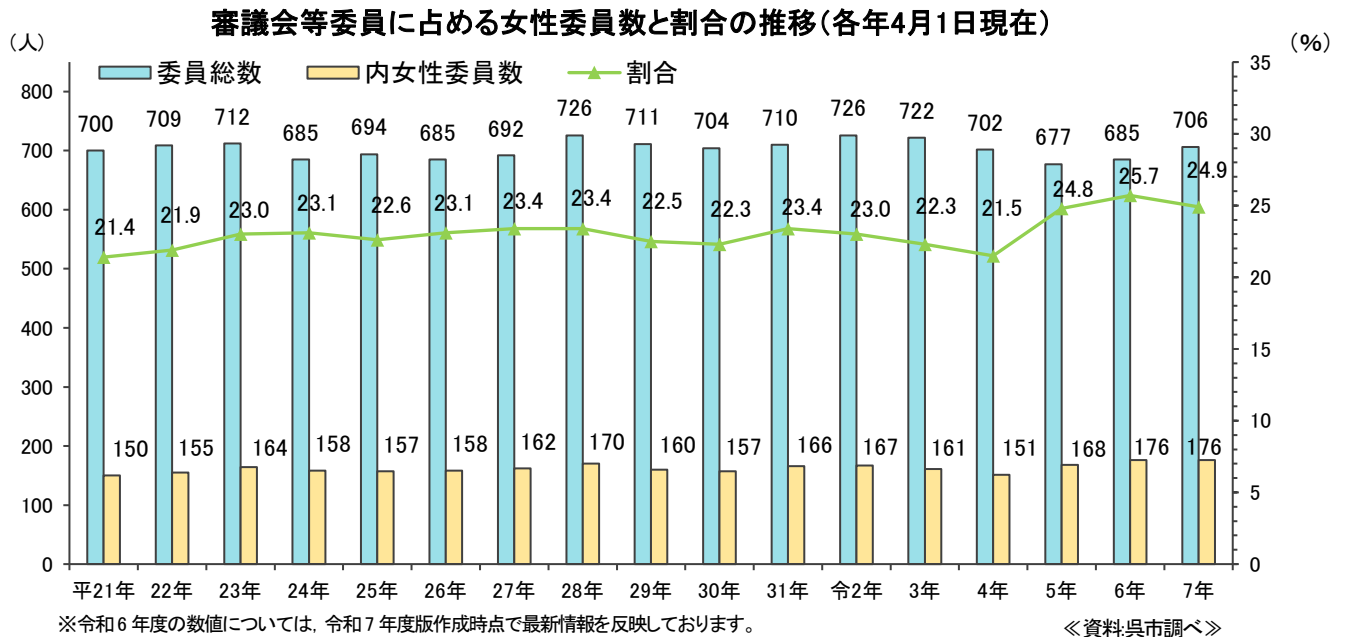
《資料:呉市調べ》

※ドメスティック・バイオレンス(DV):配偶者や恋人など親密な関係にある又はあった者から振られる暴力で、身体的、精神的、経済的、性的暴力をいう。長い間、家庭の中の問題として見過ごされてきたが、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(配偶者暴力防止法)」が制定され、社会問題として位置づけられるようになった。

5 <領域Ⅳ>性別にかかわらずともに参画する地域社会の形成

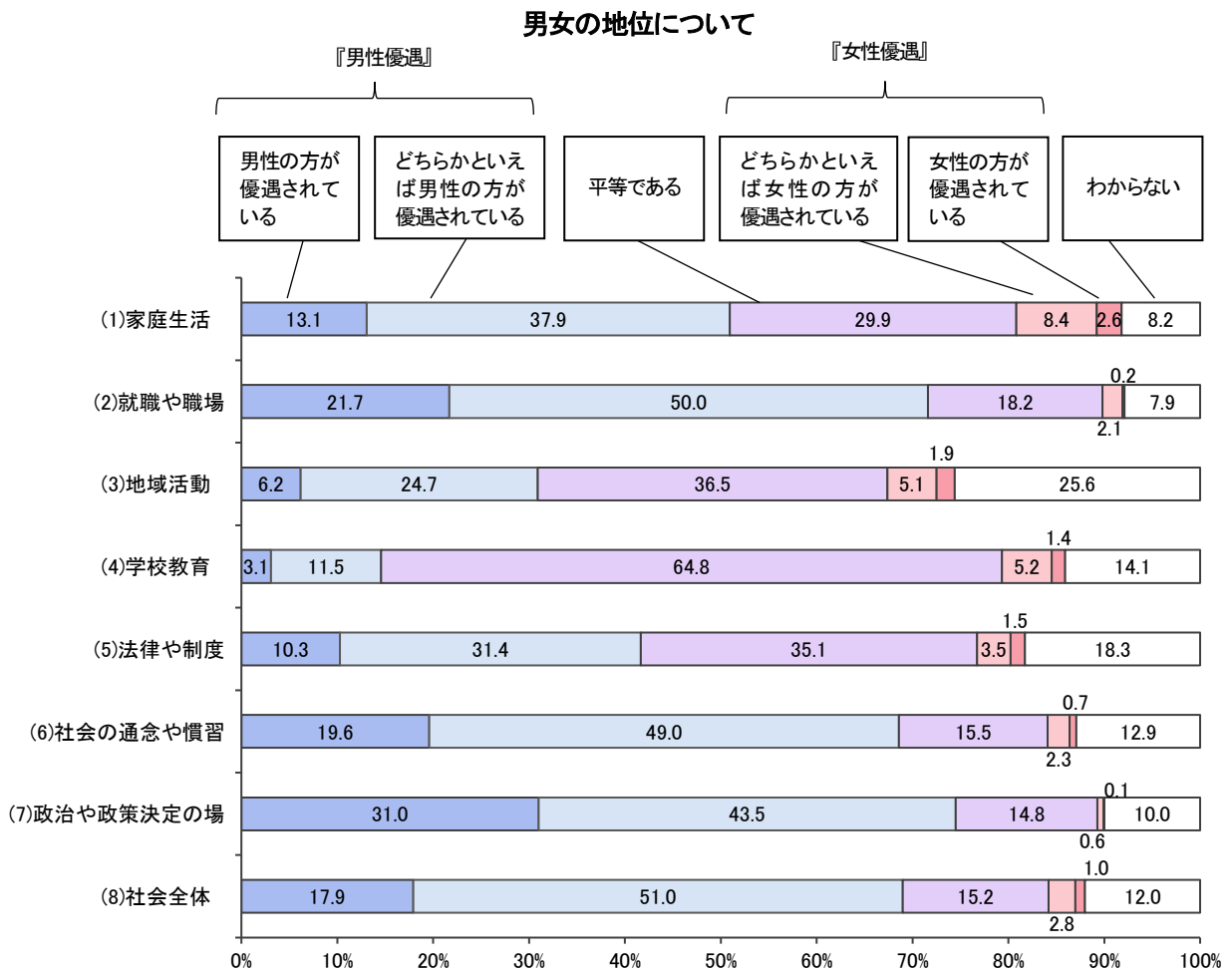
(1) 審議会等における女性の参画状況

呉市の審議会等委員に占める女性の割合は、20%をやや上回る割合で推移しており、令和7年4月1日現在では24.9%となっています。



(2) さまざまな分野における男女の地位について

男女の地位が平等になっていると思うかを8つの分野でみると、「就職や職場」「社会の通念や慣習」「政治や政策決定の場」「社会全体」の分野において、『男性優遇』と回答した人は、6割を超えています。一方、「平等」と感じている分野は、「学校教育」が64.8%と最も高く、次いで「地域活動」で36.5%、「法律や制度」で35.1%と、すべての分野において、前回調査(H28)から大きな変化はみられません。



Ⅲ 呉市の男女共同参画施策の実施状況（令和6年度の主な取組）

「くれ男女共同参画推進条例（以下「条例」という。）」の基本理念の普及や男女共同参画の推進に向けた機運の醸成を図るため、次の各事業を行いました。

(1) 呉市男女共同参画週間事業

6月23日から29日までの「男女共同参画週間」に合わせ、「令和6年度 呉市男女共同参画週間事業」を開催しました。

テーマ「家族の絆とは～人とのつながりから考える男女共同参画～」

●映画上映会 上映映画「そして、バトンは渡された」（日本語字幕付き）

日時：6月22日（土）13:30～16:00 場所：呉信用金庫ホール（呉市文化ホール）

●男女共同参画パネル展 出展：14団体

① 6月20日（木）～26日（水）呉市役所

② 6月28日（金）～7月4日（木）広市民センター

(2) くれ男女共同参画セミナー

講座の中で、男女の性別に関係なく互いについて、また男女共同参画についての理解を深め、自らの生き方を見つめ直し、いきいきと豊かに生きる機会となるよう、いろいろなテーマでセミナーを実施しました。

区分	親子でチャレンジ編（全2回）
テーマ	「おとな」も「こども」も！チャレンジ講座
実施日時	① 9月28日（土）10:00～11:30 ② 9月28日（土）13:00～14:30
場所	①, ②ともに生涯学習センター
内容 講師	① 知ることからはじめよう！～体（からだ）と性（せい）のおはなし～ 家庭で体や性のお話をしたことがありますか。大事にしてほしい自分の体のこと。こどもも大人も知っておきたい、「体（からだ）と性（せい）」について学ぶ。 講師：思春期保健相談士、性教育アドバイザー、看護師 高橋 彩さん ② みんなでかんがえてみよう！～防災（ぼうさい）でおとながすること・こどもができること～ 災害はいつどこで起こるかわからない。災害が起きたとき、少しでも被害を小さくするために、普段の生活からできることを、こどもも大人も一緒に学ぶ。 講師：ボウジョレーヌプロジェクト代表、防災士 中井 佳絵さん
参加者	延べ21人
区分	チャレンジ応援編（全2回）
テーマ	明日をつかむ！チャレンジ応援講座
実施日時	① 10月19日（土）10:00～12:00 ② 10月19日（土）13:00～15:00
場所	①, ②ともに広まちづくりセンター
内容 講師	① 将来を見据えたライフプランとマネープラン～できる時にできることを、始めるのは今～ これからの自分の人生設計とお金の関係について、自分の強みを生かし、ライフプランに合わせたマネープランの考え方を講師から学び、自分らしい生き方に学ぶ。 講師：ファイナンシャルプランナー キャリアコンサルタント 三上 貴久美さん ② 家庭でもできる性のおはなし～こどもに伝えたい性のおはなし～ 自分の体と性について、家族で話をすることはありますか。こどもにどう伝えたらいいのか、何歳から始めたらいいのか わからない。自分でもよく知らない体と性について、自分の身を守り、自分を大事にするためのお話から学ぶ。 講師：思春期保健相談士、性教育アドバイザー、看護師 高橋 彩さん
参加者	延べ21人

(3) DV防止啓発

①「女性に対する暴力をなくす運動」啓発講演会

産婦人科医から見たDVの現実と、大切な人が被害者になってしまったとき、周りの人ができることについて学びました。

事業名	「女性に対する暴力をなくす運動」啓発講演会
実施日時	11月28日（木）14:00～15:30
場 所	呉市役所7階会議室
内 容	テーマ：身近な人からの暴力 ～大切な人を救うためにできること～ 講師：河野 美代子さん（河野産婦人科クリニック 院長）
参加者	41人

②デートDV啓発講師派遣事業

若年層の、交際相手からのDV（デートDV）への理解を深め、予防するため、高等学校等が行う学習活動に、講師（外部講師、職員）を派遣します。

日 付	派 遣 先	学 習 者
7月11日（木）	呉南特別支援学校（市職員派遣）	生徒 9人
10月8日（火）	呉市立呉高等学校（市職員派遣）	1年生 154人
10月16日（水）	呉工業高等専門学校（市職員派遣）	2年生 161人
10月28日（月）	呉工業高等学校 定時制（外部講師派遣）	1～4年生 30人

③DV相談先ミニガイドブックの作成・設置

DVの相談先を市民のみなさんに知っていただくため、相談先ミニガイドブックを作成・配布しています。

このガイドブックは、市役所等の公共施設に配置しています。

(4) 男女共同参画に関する企業の取組状況調査

市内事業所の男女共同参画への取組や意識等の実態を把握し、今後の施策に反映させていくために実施しました。

- 【調査項目】 I 女性の雇用管理状況
II 育児と介護の両立支援制度
III 事業所の男女共同参画を進めるにあたっての要望

調査区域	呉市全域
調査対象	市内に事業所のある概ね従業員30人以上の企業 呉市人権尊重企業連絡協議会に加入している企業
標 本 数	298事業所
調査方法	郵送による配布 FAX・メールによる回答
調査期間	8月23日（金）～9月30日（月）
回 収 率	41.6%（有効回答数：124事業所）

IV 「第4次くれ男女共同参画基本計画」の指標と現況値(令和6年度)・目標値

I:仕事と暮らしの充実

領域	基本方針	施策	指 標	計画初年度 (R5)	現況値 (R6)	目標値 (R14)
I	1	1	男性の育児休業取得率(市職員) ※1	57.1%	68.8%	50%
		1	育児参加休暇取得率(市職員) ※2	66.7%	78.6%	100%
		1	男性の育児休業取得率(市内企業)	28.5%	35.1%	30%
		1	家庭生活で「介護・看護」を主に妻だけが行う人の割合	57.9% (令和3年度 市民アンケート)	—	0%を目指す
		1	家庭生活で「育児(乳幼児の世話)」を主に妻だけが行う人の割合(※令和3年調査では「育児・子育て」に変更)	61.2% (令和3年度 市民アンケート)	—	0%を目指す
		3	広島県仕事と家庭の両立支援企業登録数(市内企業)	16社	13社	100社
	2	3	女性の管理職がいる事業所の割合(市内企業)	51.2%	52.8%	70%
		3	女性の労働力率(30~34歳)	76.4% (令和2年国勢調査)	—	80%
	3	1	市職員の年次有給休暇取得日数 ※3	11.16日	11.17日	15日
		1	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)という言葉を知っている割合	市民48.3% (令和3年度) 企業98.4% (令和5年度)	— 企業98.4%	市民65% 企業100%

※1 令和4年10月からの育児・介護休業法改正により、1歳までの育児休業の分割取得が可能となり、産後パパ育児制度が創設されました。

※2 市職員の育児参加休暇(男性職員が配偶者の出産の付き添い及びその後の育児等を行う場合の休暇)取得率

※3 市の管理職および市職員は、消防・上下水道局を除く職員

II:男女共同参画の意識づくりと人権の尊重

領域	基本方針	施策	指 標	計画初年度 (R5)	現況値 (R6)	目標値 (R14)
II	1	1	「男は仕事、女は家庭」という性別によって役割を固定化する考え方に反対する人の割合	男性61.0% 女性70.2% (令和3年度 市民アンケート)	—	100%を目指す
		1	「社会全体」で男女の地位が平等だと思ふ人の割合	男性18.9% 女性12.3% (令和3年度 市民アンケート)	—	100%を目指す

III:安心して暮らせる環境の整備

領域	基本方針	施策	指 標	計画初年度 (R5)	現況値 (R6)	目標値 (R14)
III	1	1	配偶者や恋人間における「手でぶつ」「殴るふりをして脅す」の各行為について、暴力だと思ふ人の割合	手でぶつ 86.6% 殴るふりをして脅す 68.9% (令和3年度 市民アンケート)	—	手でぶつ 100% 殴るふりをして脅す 100%
		1	中学校・高等学校等(高等専門学校、定時制を含む)におけるデートDV防止に関する取組を行う割合	85.4% (35校) ※道徳教育の一環として実施したものを含む。	85.0% (34校)	100%

IV:性別にかかわらずともに参画する地域社会の形成

領域	基本方針	施策	指 標	計画初年度 (R5)	現況値 (R6)	目標値 (R14)
IV	1	1	市の管理職に占める女性職員の割合 ※4	13.2%	14.0%	30%
		1	女性委員のいない審議会数	2	5	0
		1	審議会等委員に占める女性の割合	24.8%	25.7%	40%
	2	2	女性の単位自治会長の割合	10.6%	9.3%	20%
		2	地域活動や市民活動に参加している男性の割合	25.9% (令和3年度 市民アンケート)	—	40%

※4 市の管理職および市職員は、消防・上下水道局を除く職員

V 第4次くれ男女共同参画基本計画の策定の主な経過

本書を作成する根拠となっている、くれ男女共同参画基本計画（第3次）改定版が令和5年3月31日
で実施期間を満了したため、これまでの取組の成果を継承しつつ、さらに発展させた第4次くれ男女共
同参画基本計画を策定しました。

年度	月	会議名等
令和 3年度	7～9月	●男女共同参画市民アンケート調査 対象：呉市内に居住する満18歳以上の男女2,500人 (層化無作為抽出法) 有効回答数：1,057件（有効回答率：42.28%）
	7～8月	●男女共同参画に関する企業の取組状況調査 対象：市内に事業所のある従業員概ね30人以上の企業及び 呉市人権尊重企業連絡協議会に加入している企業321事業者 (全数調査) 有効回答数：145件（有効回答率：45.17%）
令和 4年度	5月31日	●令和4年第3回 民生委員会（行政報告） くれ男女共同参画基本計画（第4次）の策定について
	7月10日	●第1回推進会議（幹事会）（計画素案の検討 ※書面）
	7月20日	●第2回推進会議（幹事会）（計画素案の検討 ※書面）
	8月26日	●第1回推進会議（委員会）（計画素案の検討）
	8～9月	●男女共同参画に関する企業の取組状況調査 対象：市内に事業所のある従業員概ね30人以上の企業及び 呉市人権尊重企業連絡協議会に加入している企業315事業者 (全数調査) 有効回答数：177件（有効回答率：56.19%）
	9月26日 ～ 10月25日	●パブリック・コメントの実施 提出方法：郵送，ファクシミリ，電子メール，持参，電子申請 意見数：0件
	11月18日	●第1回呉市男女共同参画推進審議会（計画素案の検討）
	2月3日	●第2回呉市男女共同参画推進審議会（計画案の検討）
2月3日	●呉市男女共同参画推進審議会 「第4次くれ男女共同参画基本計画」について答申	

くれ男女共同参画推進条例

平成 13 年 12 月 21 日
条例第 26 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）

第 2 章 基本的施策（第 8 条—第 16 条）

第 3 章 呉市男女共同参画推進審議会（第 17 条・第 18 条）

付 則

呉市は、美しい瀬戸内海と灰ヶ峰、休山が織り成す風が明媚な自然に恵まれ、「ものづくり」のまちとして発展を遂げてきた。

21 世紀を迎え、社会経済活動の成熟化や少子・高齢化、高度情報化等が急速に変化する中で、ゆとりと豊かさや実感で、個性と輝きのある創造性豊かな都市として更に発展を続け、また、人が人として大切にされ互いに支え合う、やさしさあふれる都市（ハーティボリス）を創造していくには、男女が互いにその人権を尊重し責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が、重要な課題である。

呉市では、男女共同参画を推進するために様々な取組を計画的に展開してきたところではあるが、性別による固定的役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根深く、女性の労働力率も出産・子育て期に大きく低下する傾向があり、家庭生活と他の活動との両立が必ずしも十分でない等、真の男女平等を達成するには、なお一層の努力が必要である。

こうした現状を踏まえ、更に豊かで活力ある呉市を創造し、未来に引き継いでいくためには、地域社会を構成する市、市民及び事業者が自らの役割や責任を自覚し、自らの意思と相互の協力により、積極的に男女共同参画に関する施策を推進しなければならない。

私たちは、市、市民及び事業者の協働によって、男女共同参画社会の実現を図るため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し必要な事項を定めるとともに、本市の男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、市、市民及び事業者が積極的に役割を担い合う協働によって豊かで活力ある男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により、その言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。

（基本理念）

第 3 条 男女共同参画の推進は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が直接又は間接に性別による差別的な扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会におけるあらゆる活動の自由な選択を妨げることのないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が社会の対等な構成員として、市その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、男女が相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護等家庭生活における活動と職業生活その他の活動とを両立して行うことができるようにすることを旨として行われなければならない。

5 男女共同参画の推進に当たっては、男女がお互いの理解の下で、生涯にわたる妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項に関し、自らの決定が尊重され健康な生活を営むことについて配慮されなければならない。

6 男女共同参画の推進は、当該取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることに留意し、協調して行われなければならない。

（性別による権利侵害の禁止）

第 4 条 だれであっても、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別を理由とする権利侵害や差別的な取組を行ってはならない。

2 だれであっても、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントその他の人権を侵害する性的な言動や性暴力を行ってはならない。

3 だれであっても、配偶者等に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

（市の役割）

第 5 条 市は、男女共同参画社会の形成に向けての責任を自覚し、実施するあらゆる施策に男女共同参画の視点を取り入れ、関係機関と連携し、男女共同参画に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民及び事業者と協働して取り組むものとする。

3 市は、男女共同参画に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じるように努めるものとする。

（市民の役割）

第 6 条 市民は、男女の性別による差別的取扱いを排除するとともに、固定的な役割分担意識に基づく制度や慣行を改善するよう努めるものとする。

2 市民は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するように積極的に取り組むものとする。

（事業者の役割）

第 7 条 事業者は、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、職業生活における活動と育児や介護等の家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に寄与するように積極的に取り組むものとする。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画に関する施策に協力するものとする。

第 2 章 基本的施策

（基本計画）

第 8 条 市長は、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本計画を策定しなければならないものとする。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 男女共同参画社会の形成の促進に関して総合的かつ長期的に講じるべき施策の基本的事項

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画の策定及び変更について、市民及び事業者との協働により行い、当該策定及び変更をしたときは、速やかに公表するものとする。

4 市長は、基本計画の策定及び変更に当たっては、あらかじめ、呉市男女共同参画推進審議会の意見を聴くものとする。

（年次報告）

第 9 条 市長は、基本計画に基づいた施策の総合的な推進を図るため、男女共同参画に関する施策の実施状況を調査分析した報告書を作成し、これを公表するものとする。

（市の施策・方針決定過程への女性の参画推進）

第 10 条 市は、率先垂範して、施策・方針決定過程への女性の参画を推進するため、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 市の執行機関である委員会の委員若しくは委員又は附属機関である審議会等の委員その他の構成員の選出に際して、女性の登用に努めること。

(2) 市の行政機関における男女共同参画を図るため、女性職員の積極的な職域の拡大、登用及び能力開発に努めること。

(3) 職員が職業生活と家庭生活その他の活動とを両立することができるよう支援するため、育児休業、介護休暇等の制度について、性別にかかわらず共に活用できる環境づくりに努めること。

（男女共同参画に関する教育、学習の振興）

第 11 条 市は、市民が男女共同参画に対する関心と理解を深めることができるようにするため、家庭教育、学校教育及び社会教育のあらゆる分野の教育において、男女共同参画に関する教育、学習の振興について必要な施策を行うものとする。

（家庭生活と職業生活その他の活動の両立支援）

第 12 条 市は、男女が共に家庭生活における活動と職業生活その他の活動とを両立することができるよう、子育てや介護等の支援を行うものとする。

（情報収集と調査研究）

第 13 条 市は、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、情報収集及び調査研究を行うものとする。

（市民の理解を深めるための措置）

第 14 条 市は、市民及び事業者の男女共同参画の推進についての理解を深めるため、広報啓発活動を行うものとする。

（男女共同参画の推進に向けた支援）

第 15 条 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画への取組（積極的改善措置を含む。）が促進されるよう、必要な情報提供その他の協力を行うものとする。

（苦情又は相談への対応）

第 16 条 市は、男女共同参画の推進を阻害する問題についての苦情又は相談を受けた場合は、関係機関との連携を図りながら適切に対応するものとする。

第 17 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 18 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 19 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 20 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 21 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 22 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 23 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 24 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 25 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 26 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 27 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 28 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 29 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 30 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 31 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 32 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 33 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 34 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 35 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 36 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 37 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 38 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 39 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 40 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 41 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 42 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 43 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 44 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 45 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 46 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 47 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 48 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 49 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 50 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 51 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 52 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 53 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 54 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 55 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 56 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 57 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 58 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 59 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 60 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 61 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 62 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 63 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 64 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 65 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 66 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 67 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 68 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 69 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 70 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 71 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 72 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 73 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 74 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 75 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 76 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 77 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 78 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 79 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 80 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 81 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 82 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 83 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 84 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 85 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 86 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 87 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 88 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 89 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 90 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 91 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 92 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 93 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 94 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 95 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 96 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 97 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 98 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 99 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

第 100 条 市は、男女共同参画の推進に寄与するものとする。

呉市男女共同参画都市宣言

呉市は、瀬戸内の美しい自然と、先人達が築いてきた「ものづくり」のまちとしての歴史と文化に囲まれた魅力あふれるまちです。

21世紀を迎え、少子・高齢化等、社会が大きく変化するなか、人が人として大切にされ、やさしさあふれるまちとして更に発展していくためには、家庭に、職場に、地域に、男女が互いにその人権を尊重し、個性と能力を十分発揮し、責任も分かちあえる社会を実現していかなければなりません。

呉市は、市制100周年を迎え、新たな100年に向けての第一歩を踏み出す今、市・市民・事業者が協働して男女共同参画のまちづくりに取り組み、「誰もが住みやすく住んでみたい呉市」を目指して「男女共同参画都市」を宣言します。

平成15年1月28日
呉市長

令和7（2025）年版
呉市の男女共同参画に関する年次報告
（概要版）

令和8年3月発行

編集・発行 呉市市民部人権・男女共同参画課
〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号
Tel (0823)25-3476
Fax (0823)26-6267
E-mail zinken@city.kure.lg.jp